

第 4 中小企業高度化資金（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	<u>高度化資金貸付金</u>	<u>711, 449, 226</u>
2	<u>共同施設貸付金</u>	<u>65, 698, 552</u>
3	<u>工場等集団化貸付金</u>	<u>124, 032, 503</u>
4	<u>商店街近代化貸付金</u>	<u>162, 610, 582</u>
5	設備近代化貸付金	68, 416, 212
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 貸付金の概要

① 制度の目的

高度化融資制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や商店街の近代化を図る事業、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業等に対して、資金およびアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という）と各都道府県が一体となって支援する制度である。

貸付対象事業は次のとおりである。

表 1：中小企業高度化資金 貸付対象事業分類一覧

<中小企業者>

	形態	内容	事業名
1	集団化形態	市街地などに散在している中小企業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗を移転する形態	集団化事業
2	集積区域・再開発形態	商店街の小売商業者が共同で、老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード等の整備を街ぐるみで行うものや、工場団地、卸団地など工場や倉庫などが集積している区域	集積区域整備事業 施設集約化事業ほか

		を整備する形態	
3	共同化形態	中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を整備し、その施設を利用する形態	共同施設事業 設備リース事業 ほか
4	事業統合形態	中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について協業化などの事業統合を行うために施設を整備し、事業を行う形態	企業合同事業 ほか

＜第三セクター＞

	形態	内容	事業名
1	経営基盤強化支援形態	地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが整備し、運営する形態	地域産業創造 基盤整備事業
2	商店街整備等支援形態	第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せて商業店舗を整備し、運営する形態。	商店街整備等 支援事業

② 貸付条件

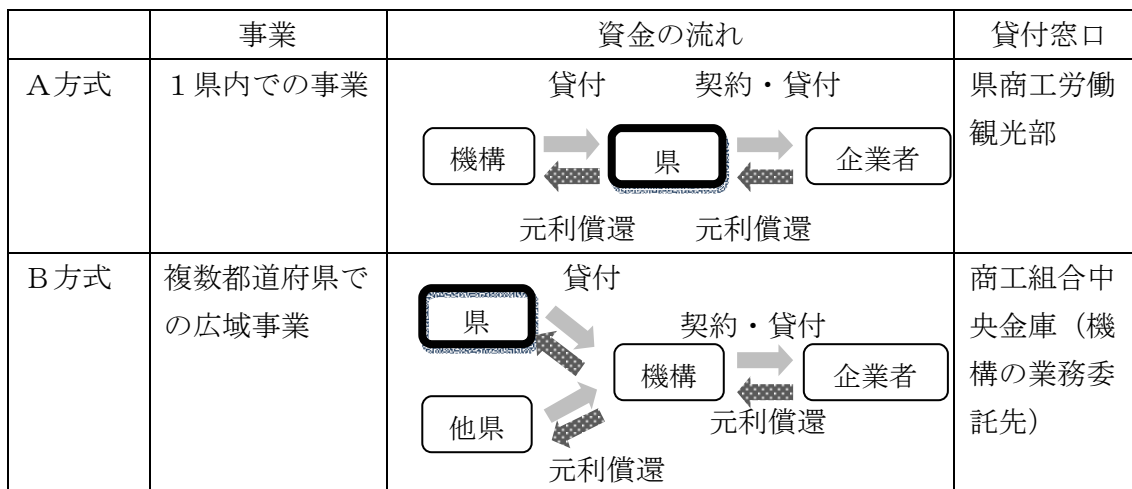
当融資に係る貸付条件概要は次表のとおりである。

表2：中小企業高度化資金 貸付条件概要

貸付対象者	事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等
貸付限度額	制限なし
貸付割合	貸付対象施設の設置資金 80%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、県が適当と認める期間
据置期間	3年以内であって、県が適当と認める期間
金利	年利1.10%（固定）もしくは要件に該当すれば無利子
保証人	債務保証するに足る資力を有する2人以上（知事の認容）
担保	原則 貸付対象施設等

貸付方式は、A方式とB方式とがある。2つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付はB方式、1つの都道府県内の事業ではA方式となる（図1参照）。

図1：中小企業高度化資金 貸付方式

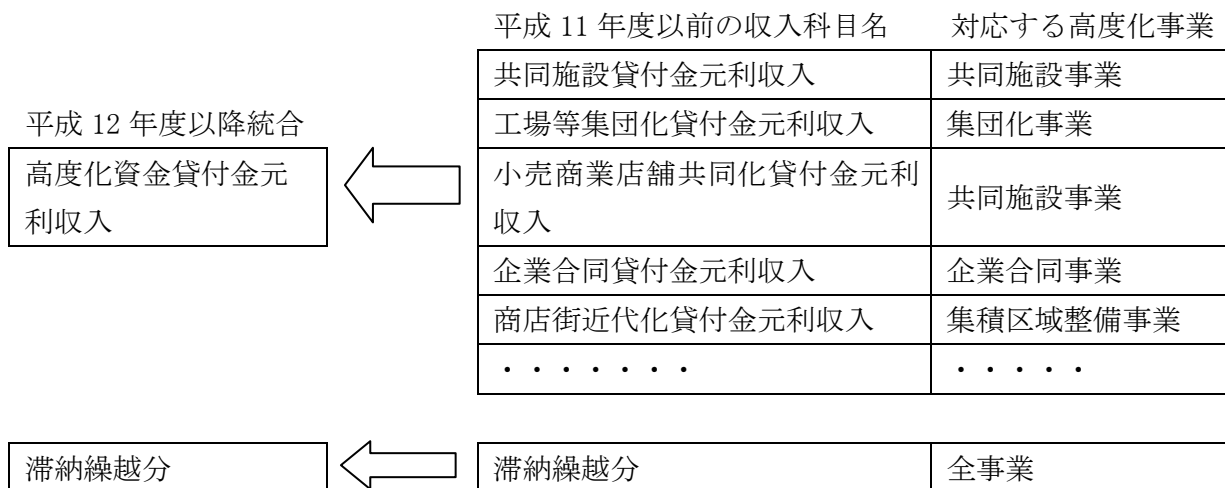


※財源の負担割合は、機構が 3/4、県が 1/4 である。

③ 貸付金名称・科目の統合

中小企業高度化資金は、前述のとおり様々な事業に対する資金貸付であるため、県においても平成 11 年度以前は各高度化事業に対応する科目を設け決算上処理していた。平成 12 年度以降、これらを「中小企業高度化資金」という一つの科目に統合し処理している（図 2 参照）。

図 2：中小企業高度化資金 科目比較図



※滞納繰越分の科目内訳は、「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」で把握している。

i) 現年度収入について

平成 11 年度以前の科目で貸付したものは、平成 11 年度以前約定分の収入であれば以前の科目で収入として処理しているが、平成 12 年度以降は、すべて高度化資金貸付金元利収入の科目で処理している。

ii) 滞納繰越分について

現年度に未収となった収入については、翌年度以降に繰越され、全て「滞納繰越分」の科目で処理している。その内訳については「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」において原科目ごとに整理している。

平成 11 年度以前に未収となった案件については、当該調書において（平成 12 年度以降も）平成 11 年度以前の収入科目（各高度化事業の科目）に計上されているが、平成 12 年度以降に初めて未収になった案件は、高度化資金貸付金元利収入に一括で計上されている。

これらの影響は、下記「2.（4）数値データ」において明らかにしている。

2. 高度化資金貸付金の概況

(1) 貸付金の性格

高度化資金貸付金の概要（1.（1）参照）から各種事業に係る貸付金であること、また山形県中小企業高度化資金貸付規則第 17 条において貸付が決定した企業者と知事は金銭消費貸借契約を締結することと規定されていることから、本貸付金に係る債権は私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年であるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業高度化資金貸付規則

第 17 条（契約の締結）

貸付決定者は、知事と金銭消費貸借契約を締結し、債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書を作成しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2) 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は商工労働観光部が担当しており、その中で工業案件については工業振

興課が、商業案件については商業経済交流課がそれぞれ担当している。

なお、前述のとおり高度化資金貸付金は平成12年度からの統合科目であることから、その分担は各課同一担当者がそれぞれ行っている。

また未収金の回収体制については、次図の通り専門員・主査等・債権管理員（嘱託職員）から構成されている。なお、当該債権管理員は小規模企業者等設備導入資金特別会計に係る制度融資全般について1名、金融機関において債権管理に従事した経験のある者を債権の回収等管理に係る嘱託職員として採用し、専従者としている。

図3：未収金回収体制一覧

	県庁	
高度化資金貸付金	<商業経済交流課> 商業振興主査 ↓ 主査 ↓ 債権管理員(嘱託) ※下記担当者と同一人物	<工業振興課> 企業振興専門員 ↓ 主査 ↓ 債権管理員(嘱託) ※下記担当者と同一人物
共同施設貸付金		<工業振興課> 企業振興専門員 ↓ 主査 ↓ 債権管理員(嘱託)
工場等集団化貸付金		<工業振興課> 同上
商店街近代化貸付金	<商業経済交流課> 商業振興主査 ↓ 主査 ↓ 債権管理員(嘱託)	

注) 点線枠は兼務者、実線枠は専従者を意味する。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

未収金回収に係る手続については、「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」において次の通り規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。

(1) 延滞の確認

延滞が発生したときは、速やかに電話や訪問等によって延滞貸付先に延滞の事実を知らせ、(2)の方法によりその事情を聴取する。

債務者本人に連絡がとれないときや債務者の反応がない場合は、連帯保証人や物上保証人に連絡をとる。

(2) 原因究明

延滞の原因を究明しないと方針決定・交渉ができず、回収が進まないことから、必ず貸付先の代表者（責任者）を来庁させるか訪問して面談を行い、原因を聴取する。（中略）

（調査内容）

- ・現在の財務状況、業績悪化の原因 ※試算表の提出を求める。
- ・金融機関からの借入金額とその残高、返済状況
- ・今後の売上見込等
- ・今後の償還計画

(3) 回収方針の決定

債権回収の長期化を防ぐため、延滞発生からおおむね1ヶ月以内には延滞の原因を究明した上で、回収方針を決定する。

中小企業高度化資金については、貸付条件の変更も検討事項とする。

（方針決定）

- ・貸付企業が倒産した場合（中略）
⇒連帯保証人への徴求、担保権の実行、強制執行等。
- ・貸付企業が事業を継続している場合
⇒一括納付、分割納付、連帯保証人への徴求等

(4) 債権関係書類の点検、収集

- ①金銭消費貸借契約書（金銭消費貸借および譲渡担保設定契約書）
- ②公正証書
- ③抵当権設定登記済証

④登記簿謄本

⑤住民票

⑥戸籍簿謄本

等債権管理上必要な書類の点検・収集を行う。

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態の陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

③物上保証人に対する請求（後略）

④不誠実な債務者に対する催告

不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

(2) 時効の期間

①中小企業高度化資金

区分	元金	利息	違約金
県⇄事業協同組合	10年(民法167条)	5年(民法169条)	10年(民法167条)
県⇄株式会社等	5年(商法3条、522条)	5年(民法169条)	5年(商法3条、522条)

※時効期間については、貸付の相手方が事業協同組合の場合のみ、元金・違約金は10年になるが、管理上は一律5年として行うのが望ましい。

②中小企業近代化資金

商法522条により5年。

③留意点

ア 時効の起点

消滅時効は、期限が到来したときから進行する。

イ 時効完成後の償還金

消滅時効は、一定期間の経過により直ちに債権が消滅するのではなく、債務者等が消滅時効の利益を受けることを主張（援用）したときに消滅することから、消滅時効完成後であっても債権者は償還金を受領することができる。

ウ 「協同組合本体が貸付先である中小企業高度化資金の元本と違約金は10年（民法適用）」という考えを中小企業総合事業団（現 独立行政法人中小企業基盤整備機構）が示しており、また、「連帯保証人等に債務分割した債権」、「連帯保証人等が債務引受した債権」も民法適用（10年）の可能性があることにも留意する。

(3) 時効中断事由

時効は、時効中断事由（時効の完成を妨げる事由）によって中断し、振り出しに戻すことができる。

ただし、時効の中断については、判例・学説は多種多様。複雑な時効の解釈については、最終的に個別案件毎、裁判で判断される。

民法の定める時効中断事由には以下の3種類がある。

- ①請求・・・裁判上の請求・支払督促等（後略）
- ②差押え・仮差押え・仮処分
- ③承認・・・債務の存在を認めること。具体的には、債務承認（確認）書の提出、一部弁済、支払延期願書等がある。

このうち、①請求のうち、裁判手続外の催告及び③承認以外については、法的手続となる。（後略）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。

ただし、一律的に処分を行う安易な管理であってはならない。したがって、政策性の高い本貸付制度の性質、債務者との地道な交渉経緯、債務者の資産状況、地域経済に与える影響等を総合的に判断し、最終的な回収手段として処分を実施する。

- (1) 度重なる納付指導を行っても納付の意思が認められないとき。
- (2) 実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、再建が不可能と判断されたとき。
- (3) 実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、元金の回収に10年以上を要すると判断されたとき。

ランク/ 類型	内容	細区分	方針	留意事項
A/ 回収可能 全額可能	分納中又は入金が 確実で、全額回収の見通しが立っているもの	事業継続案件	定期的に決算書、資金繰表等を徴収するなど常に債務者の経営状況を把握して確実な回収に努める。	Aランクは、返済計画を確実に履行させることに主眼をおく。債務者とは定期的にコンタクトを取っておくこと。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	定期的に保証人の状況を把握して、確実な回収に努める	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により、速やかに債権の全額回収を図る。	
B/ 回収可能 全額不明	分納中又は入金が 確実であ	事業継続案件	常に債務者の経営状況を把握するとともに、実効性のある弁済計画書を提出させ、早期、確実な履行を求	Bランクは、基本的にAランク入りを目指

	るが、全額回収の見通しが立っていないもの。		める。また保証人からの回収も検討する。	す。少額入金は増額を、不定期入金は定期入金を促す。また、保証人弁済は相続関係にも注意し、あらかじめ家族状況を把握しておく。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	保証人の資力を勘案しながら(家族関係も要調査)、早期、全額回収に向けた増額交渉等を行う。	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により速やかに債権の全額回収を図るとともに、保証人等に不足分を請求する旨通告し返済義務を認識させる。	
C/ 回収可能 全額困難	分納中又は入金が見込まれるが、全額回収が困難なもの	事業継続案件	債務者の経営状況を詳細に調査し、実効性のある弁済計画書を提出させ、まずは償還を継続させる。また保証人からの回収も併せて試みる。	Cランクは「主債務+保証人」、「担保+保証人」等複合的な回収を検討する。また、Cランク以降は、時効管理に特に注意すること。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	保証人の資力を勘案しながら(家族関係も要調査)、償還を継続させる。対象は代表者(兼)保証人に限定せず複数の保証人から回収を図る(ただし、債務分割はしない)。	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により速やかに債権の回収の不足額を確定するとともに、保証人等に不足分を請求し回収を図る。	
D/ 回収困難	長期間入金は無いが、債務者の返済意思が認められるもの(無資力の場合を除く)	事業継続案件	事業を継続しながら全く返済しないというのは、由々しき問題なので、厳しい督促を行い弁済を求め、返済交渉は強い態度で臨む。	Dランクは、債務者の返済意思を、実際の入金にまでつなげていくことを第1目標とする。
		倒産案件	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。また、保証人交渉では、単なる債務確認だけではなく、具体的な弁済計画提示まで交渉を進めていくことが大事。	
E/ 回収極めて困難	長期間入金がなく、債務者の返済意思	事業継続案件 (時効未完成)	ほとんど想定できないが、該当案件があれば、法的手段も検討。	Eランクは、現在回収は困難だが、将来に渡って不可能と
		担保有り	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。ただし、実益が見込	

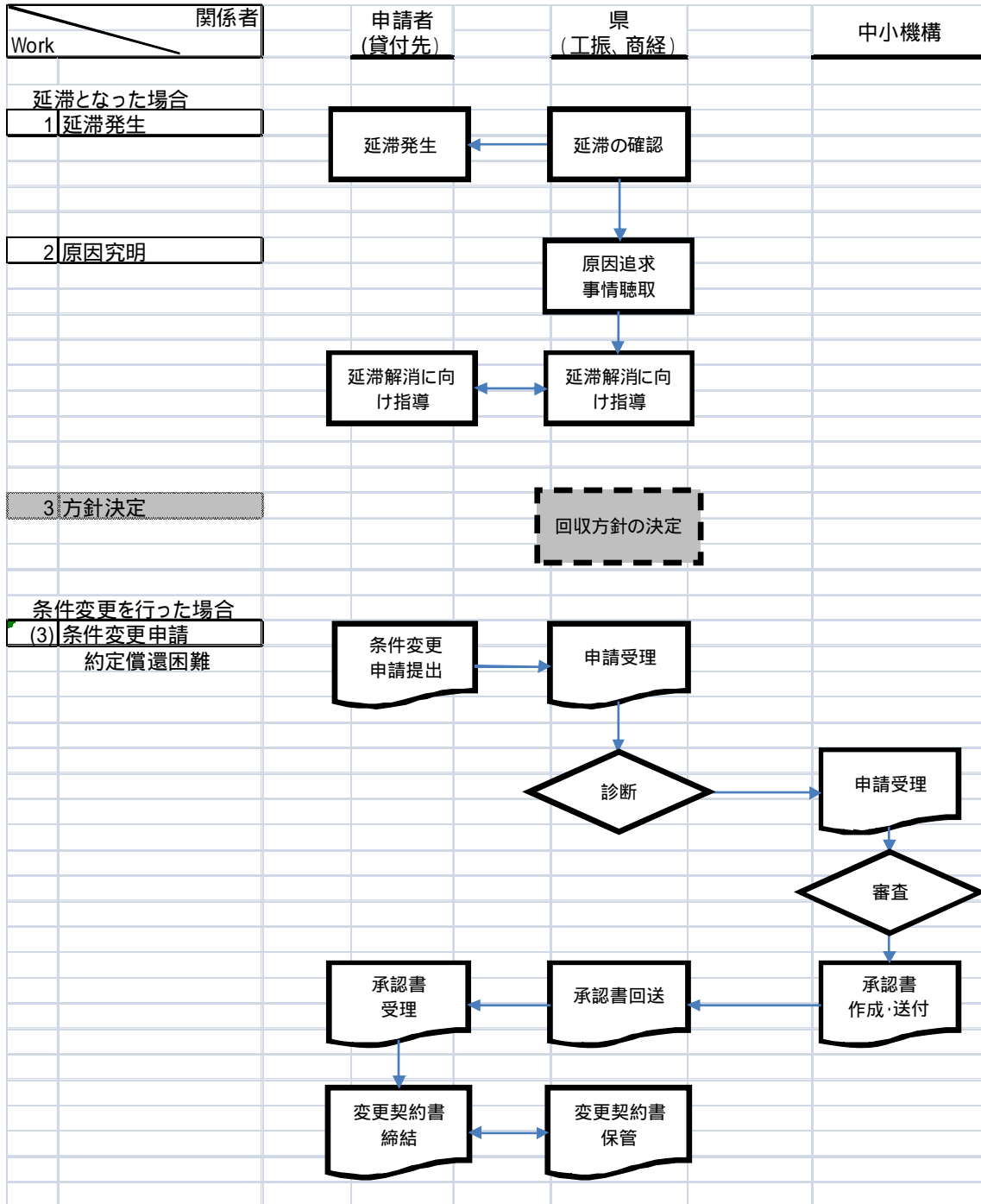
	あるいは返済能力が認められないもの		まれない場合（配当額が申請費用を下回る場合等）は除く。	は言い切れない債権を対象とする。法的手段による回収（悪意の場合）のほか、徴収停止、履行延期特約も検討する。
		債務者に資力がある場合（時効未完成）	厳しい督促を行い弁済を求める。 <u>場合によっては法的手段も検討。</u>	
		債務者が行方不明の場合	徴収停止を検討。ただし、 <u>長期間行方不明の場合はFランクの処理。</u>	
		債務者が無資力又はこれに近い状態の場合（時効未完成）	履行延期特約を検討。ただし、 <u>将来に渡って資力回復する見込みのない場合はFランクの処理。</u>	
		時効完成案件	<u>ケースバイケースで対応する。</u>	
暫定E/ 回収困難 現況不明	長期間入金がなく、債務者の現況も確認できないもの	時効未完成案件	ほとんど想定できないが、該当案件あれば、速やかに督促、返済交渉等を行う。	暫定Eランクは、現況不明のため今後調査を要するもので、調査の結果、改めて債権分類を行う必要がある。なお、時効完成案件が多いため調査は慎重に行うこと。
	時効完成案件	①債務者全員に催告分を送付し（中略）、所在地確認と話し合いのきっかけをつくる。 ②転居先不明で催告書が返送された債務者については、市町村役場等に照会する。 ③話し合いに応じた債務者には、返済意思を確認するとともに、資産、相続関係等を調査する。 ④返済意思及び能力のある債務者はランクDの処理、それ以外はE又はFの処理を検討する。		
F/ 回収不能	状況を勘案して、今後の回収が全く見込めないもの			別に定める「不納欠損処分基準」に従って所定の手続を行う。

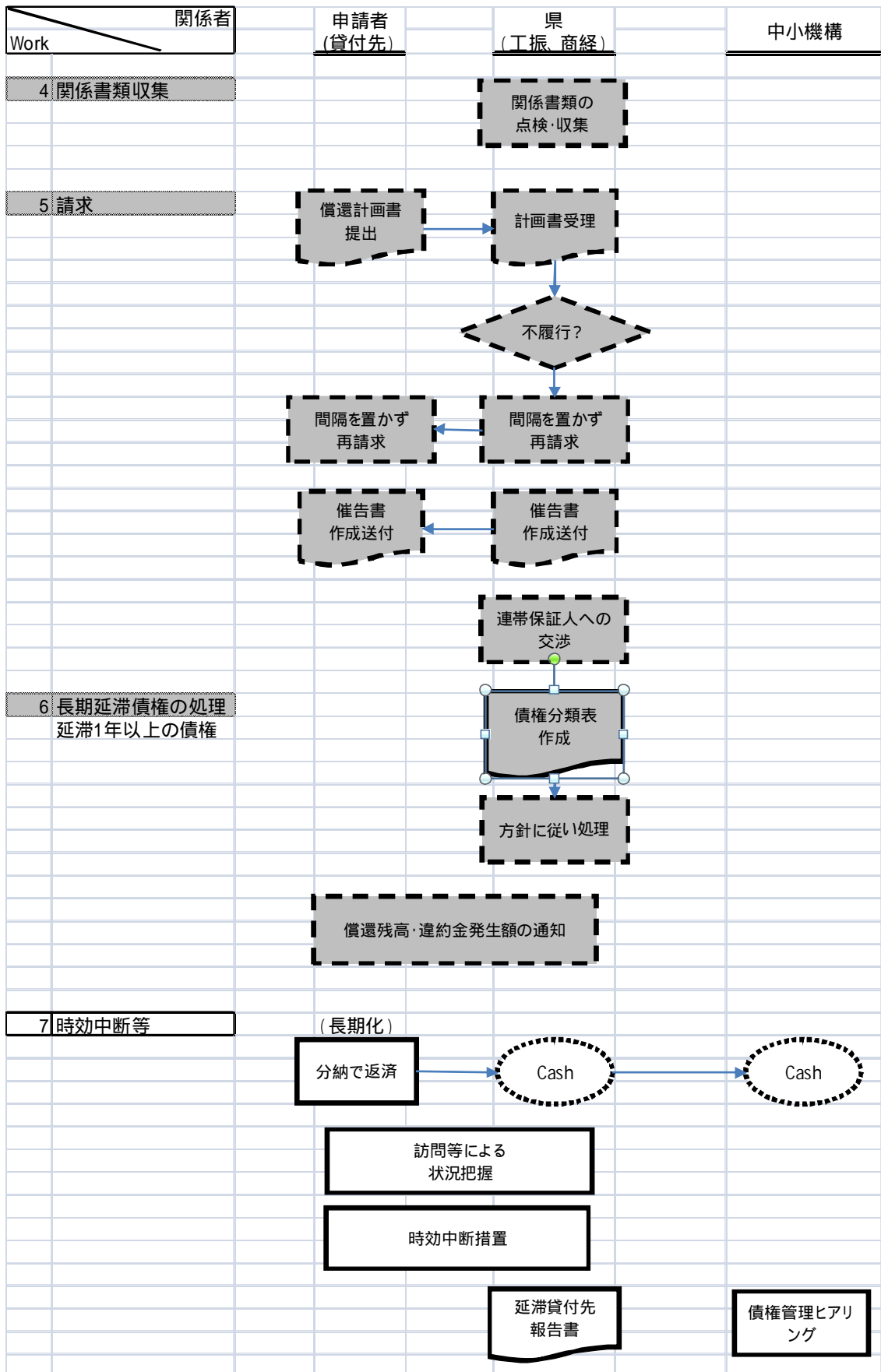
※中小企業高度化資金のうち長期延滞債権となっている酒田大火復興案件等特別な事情のある債権については、上記の債権分類表の方針によらないで別途処理方針を策定

するものとする。以下、未収金回収等手続きに係るワークフローを示す。

図4：未収金回収等手続に係るワークフロー

(※なお、灰色部分は県提出資料で記載されず、実施が明確でない手続である。)





ii) 不納欠損処理手続

回収不能債権に係る手続について、「手引き」に次の通り規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

6 回収不能債権の処理

債権回収にあたっては、全額回収に向けて万全を期すこととするが、主債務者や連帯保証人の資産等調査の結果、その債権が「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」に該当したときは、その基準に従って不納欠損処分を行う。

なお、中小企業高度化資金については、県が回収不能債権と認定した場合、不良債権として毎年9月末時点で不良債権報告書に記載の上、10月末までに中小企業総合事業団（現 独立行政法人中小企業基盤整備機構）に提出する。中小企業総合事業団（同上）では、審査の上、3月末に経理上の処理として償却の手続を行う。

小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準 (抜粋)

第3条 (債権の消滅等による不納欠損処分)

県は、債権について、主たる債務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（中略）第8条（中略）の規定により免除されたとき。

2 県は、債権について、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき（連帯保証人に限る。）。
- (2) 地方自治法施行令（中略）第171の7の規定により免除されたとき。
- (3) 免責、限定承認等又はその他の事由により、法的請求ができなくなったとき。

第4条 (債権の放棄による不納欠損処分)

県は、前条の規定により不納欠損処分を行う場合のほか、債権について、債権金額が少額で取り立て等に要する費用に満たないと認められた場合（消滅時効の期間が経過した債権に限る。）、債務者の一部が前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当しそれ以外の債務者が次の各号のいずれかに該当する場合、または、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく地方自治法（中略）第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会議決を経たうえで、当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 法人である債務者がその事業を廃止し、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 個人である債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財

- 産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 個人である債務者が無資力又はこれに近い状態で、将来も資力を回復する見込みがないと認められるとき。
- (4) その他やむを得ない事由により債権の放棄が必要と認められるとき。

小規模企業者等設備導入資金助成法（参考）

第8条（償還の免除）

都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

地方自治法施行令（参考）

第171条の7（免除）

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。（後略）

地方自治法（参考）

第96条（議決事件）

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(中略)

- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。（後略）

(3) 根拠法令等

○ 関係法令等

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
 - ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
 - ③ 都道府県の債権保全に係る運用指針
- 県により策定した規定等
- ④ 山形県中小企業高度化資金貸付規則

- ⑤ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き
- ⑥ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る不納欠損処分基準

(4) 数値データ

以下の数値データにつき、本項冒頭の決算書数値と一致しない部分がある。これにつき、県は次のとおり回答している。

『貸付時と収入時の科目が一部一致していないことについては、前述1.(1)③「貸付金名称・科目の統合」のとおりである。

会計処理上「高度化資金貸付金元利収入」として未収金が計上されているものについては、債権管理上は貸付時の科目ごとに整理しているため、以下にその対応関係を示す。』

図5：決算書上の未収金期末残高と管理上の未収金残高との差異

収入科目名	未収金 期末残高	貸付時の 科目名	未収金 期末残高	数値データ における取扱い	
高度化資金 貸付金元利 収入	711,449,226	工場等集団 化貸付金	元金	30,429,440	工場等集団化貸付金の未収金残高に追加計上
			利息	3,694,950	利息分は計上せず
		企業合同貸 付金	元金	677,324,836	企業合同貸付金の未収金期末残高に計上

① 高度化資金貸付金

i) 直近5年間の推移

表3-1：高度化資金貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	2,254	967	0	14,309
平成17年度	24,822	1,125	0	38,006
平成18年度	0	2,236	0	35,770
平成19年度	19,061	3,266	0	51,565
平成20年度	34,901	3,948	0	82,518
総額	95,619	13,101	0	82,518

ii) 未収金残高の推移

表3-2：高度化資金貸付金 残高推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
--	---------	------------	---------

平成 16 年度	0	14,309	14,309
平成 17 年度	0	38,006	38,006
平成 18 年度	0	35,770	35,770
平成 19 年度	0	51,565	51,565
平成 20 年度	0	82,518	82,518

※本項冒頭の高度化資金貸付金の未収金残高 711,449,226 円については、貸付時の科目では全額が工場等集団化貸付金及び企業合同貸付金に整理されるため、ここでの未収金期末残高はゼロとなっている（図 5 参照）。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 3 - 3 : 高度化資金貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	中小企業基盤整備機構	82,518,000	0
	合計	82,518,000	0

② 共同施設貸付金

i) 直近 5 年間の推移

表 4 - 1 : 共同施設貸付金 貸付償還等推移 (単位 : 千円)

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	0	25,526	0	118,762
平成 17 年度	0	22,466	0	96,296
平成 18 年度	0	11,848	6,547	77,900
平成 19 年度	0	5,183	0	72,717
平成 20 年度	0	1,971	0	70,746
総額	5,853,663	5,776,369	6,547	70,746

ii) 未収金残高の推移

表 4 - 2 : 共同施設貸付金 残高推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	72,866	45,896	118,762
平成 17 年度	72,866	23,430	96,296
平成 18 年度	66,219	11,681	77,900
平成 19 年度	65,699	7,018	72,717
平成 20 年度	65,699	5,047	70,746

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 4 - 3 : 共同施設貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	A 商店街	3,845,000	0
2	B 商店街	1,202,000	0
	合計	5,047,000	0

③ 工場等集団化貸付金

i) 直近 5 年間の推移

表 5 - 1 : 工場等集団化貸付金 貸付償還等推移 (単位 : 千円)

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	0	91,428	0	443,785
平成 17 年度	0	38,839	0	404,946
平成 18 年度	0	24,106	141,559	239,281
平成 19 年度	0	24,059	0	215,222
平成 20 年度	0	22,566	0	192,656
	総額	7,897,440	7,563,224	192,656

ii) 未収金残高の推移

表 5 - 2 : 工場等集団化貸付金 残高推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	298,831	144,954	443,785
平成 17 年度	301,801	103,145	404,946
平成 18 年度	157,547	81,734	239,281
平成 19 年度	154,899	60,323	215,222
平成 20 年度	153,744	38,912	192,656

※本項冒頭の工場等集団化貸付金の未収金残高124,032,503円の内訳は、元金123,314,928円、利息717,575円である。この元金分に、高度化資金貸付金の未収金残高のうち工場等集団化貸付金の元金分30,429,440円を追加した額が表 5 - 2 の未収金期末残高である。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 5 - 3 : 工場等集団化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高

1	A協同組合（C 1社⇒No. 高度化－2）	3,910,000	29,267,100
2	B協同組合（O社）	19,764,000	0
3	B協同組合	12,218,000	0
4	B協同組合（K社）	3,020,000	0
	合計	38,912,000	29,267,100

④ 商店街近代化貸付金

i) 直近5年間の推移

表6-1：商店街近代化貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	0	1,318	0	161,102
平成17年度	0	1,938	0	159,164
平成18年度	0	6,207	0	152,957
平成19年度	0	1,341	0	151,616
平成20年度	0	1,614	0	150,002
総額	2,142,400	1,992,398	0	150,002

ii) 未収金残高の推移

表6-2：商店街近代化貸付金 残高推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	161,102	0	161,102
平成17年度	159,164	0	159,164
平成18年度	152,957	0	152,957
平成19年度	151,616	0	151,616
平成20年度	150,002	0	150,002

※本項冒頭の商店街近代化貸付金の未収金残高162,610,582円の内訳は、元金150,002,338円、利息12,608,244円である。この元金分の額が表6-2の未収金期末残高である。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表6-3：商店街近代化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳（単位：円）

債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
	該当なし。	
	0	—

⑤ 企業合同貸付金

i) 直近5年間の推移

表7-1：企業合同資金貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	0	0	0	677,325
平成17年度	0	0	0	677,325
平成18年度	0	0	0	677,325
平成19年度	0	0	0	677,325
平成20年度	0	0	0	677,325
総額	1,058,686	381,361	0	677,325

ii) 未収金残高の推移

表7-2：企業合同貸付金 残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	677,325	0	677,325
平成17年度	677,325	0	677,325
平成18年度	677,325	0	677,325
平成19年度	677,325	0	677,325
平成20年度	677,325	0	677,325

※企業合同貸付金の平成20年度末未収金残高677,324,836円については、会計処理上、全額が高度化資金貸付金の未収金残高として計上されている。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表7-3：企業合同貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
	該当なし。		

(5) 未収金対策の概要

県はこれまで、中小企業高度化資金につき前述の関係法令に基づき事務を執行するとともに、県独自に債権管理の手引き等を策定している。

平成13年度包括外部監査において、「貸付金に係る財務事務について」とのテーマで監査の実施と報告がなされているが、これに対する県の措置・対応が公表されている（次表参照）。当該資料では個別指摘案件に対する対策のみが記載されているが、根拠法令等のうち「手引き」と「不納欠損処分基準」（いずれも平成14年

度策定)も当該監査結果を受けて県が策定している。また、平成15年度～17年度までの3年間を集中処理期間と位置づけ、金融機関OBの債権管理員を配置するなどして、延滞債権の再調査や回収交渉を実施している。

また、債権回収の効果を上げる一方で回収不能な案件について、平成16年2月及び平成19年2月に債権放棄を行った。

さらに、平成19年11月から再び債権管理員を配置し債権管理を行うとともに、毎年面会や電話催告等を行い回収に努めている。

表8：平成13年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況（抜粋）

包括外部監査報告書提出日：平成14年3月14日

◎第1回目テーマ：「貸付金に係る財務事務について」

(平成19年9月18日)

外部監査実施機関名	監査結果	措置の内容	措置の通知	措置の公表
商工労働観光部 工業振興課 商業振興課 庄内総合支庁	(中小企業高度化資金) 監1 時効完成案件について 時効中断措置が行われなかったため、時効が完成し、回収が困難となっている案件がある。(3件①②③)	①②③ 債権調査を行った結果、回収は困難と判断し、平成19年2月県議会定例会にて債権放棄を行いました。	H19.7.9	H19.9.18
	監2 債務者、連帯保証人の状況把握について 債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。(7件⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪)	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。 ⑤⑥⑦⑧については、定期的な弁済があります。 今後、連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む予定です。 ⑪ 担保物件の処分により平成17年度に完済しております。	H19.7.9	H19.9.18

注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭（平成 19 年 5 月 31 日）：監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知：改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表：監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表 9 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 9：サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
高度化資金貸付金元利収入	711,449,226 円	高度化－1	W社	677,324,836 円
		高度化－2	C 1 社	32,962,050 円
	合計	2 件		710,286,886 円 (99.8%)
共同施設貸付金元利収入	65,698,552 円	共同－1	A 1 組合	65,698,552 円
		合計	1 件	
工場等集団化貸付金元利収入	124,032,503 円	工場－1	C 2 社	52,745,000 円
		工場－2	I 社	29,213,042 円
		工場－3	C 3 社	28,178,756 円
		工場－4	E 氏	13,895,705 円
	合計	4 件		124,032,503 円 (100%)
商店街近代化貸付金元利収入	162,610,582 円	商店街－1	T 1 氏	48,228,344 円
		商店街－2	M社	23,131,790 円
		商店街－3	T 2 氏	15,422,820 円
		商店街－4	A 2 社	10,258,700 円
		商店街－5	I 氏	10,029,900 円
		商店街－6	A 3 氏	9,996,650 円
	合計	6 件		117,068,204 円 (71.9%)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

平成 13 年度包括外部監査において、中小企業高度化資金について次のとおり指摘がされており、それに対する県の措置が公表されている。

表 10：平成 13 年度外部監査 中小企業高度化資金 指摘事項（表 8 より抜粋）

監査結果	措置の内容（H19.9.18 公表）
<p>監 2 債務者、連帯保証人の状況把握について</p> <p>債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。（7 件⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪）</p>	<p>⑤⑥⑦⑧⑨⑩</p> <p>毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。⑤⑥⑦⑧については、定期的な弁済があります。</p> <p>今後、<u>連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む</u>予定です。（後略）</p>

平成 13 年度外部監査にて指摘された債務者のうち、平成 20 年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 高度化資金貸付金元利収入

No.	高度化－1	債務者	W社	債務者区分	E
未収金額	677,324,836 円	償還予定	H9/11－H10/12		
貸付額①	145,080,000 円	貸付日	平成 6 年 12 月 20 日（土地）		
貸付額②	607,340,000 円	貸付日	平成 7 年 8 月 25 日（建物、機械）		
債務者の現状	平成 13 年 5 月破産宣告通知。				
現在の主たる債務者	連帯保証人 2 名	連帯保証人	Y 氏（社長親族）、F 氏（その他の保証人 1 社は H17 破産、1 名は H19 死去）		
未収金発生までの経緯	H9/11	①初回返済 11 百万円償還。			
	10/4	②初回返済 1 百万円償還。			
	10/7	②2 回返済 45 百万円滞納。 連帯保証人 3 名に対して償還の通知を手渡す。			
	10/9	会社更生手続開始決定。			

	10/12	繰上償還命令。
未収金発生からの対応	H13/5	破産宣告通知。
	13/12	抵当物件のうち「機械等」を任意売却。
	16/1	抵当物件のうち「土地建物」を特別売却。 これ以降、入金等なし。
	17/7	破産廃止決定確定。
	17/9	連帯保証人 2 名来庁、弁済意思ないと回答。
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用。
	20/1	連帯保証人 1 名の相続放棄(第 1 順位のみ)確認。
	H20-	その後、年 1 回訪問も不在。
県の回収可能性判定	連帯保証人 F 氏は他社代表取締役で事業継続中。面会の上回収に努める。	
債権保全状況	平成 22 年 7 月に時効成立の恐れがある。	
その他	連帯保証人 Y 氏は大学に通っていたが支払を拒否。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 連帯保証人への交渉は行われているが、平成 16 年の抵当権実行以降入金はない。</p> <p>② 死去した連帯保証人について第 1 順位(子)の相続調査は行っているが、第 2 順位以降の調査は行われていない。</p>		

No.	高度化-2	債務者	C 1 社	債務者区分	B
未収金額	32,962,050 円	償還予定	H2/11-H21/11		
貸付額	98,700,000 円	貸付日	平成元年 12 月 13 日(営業譲受資金)		
債務者の現状	事業継続中				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	協同組合、社長、H 氏(H11 死去、H21 に妻が保証人に追加)		
未収金発生までの経緯	H2/11-9/11	返済 8 回計 41 百万円、延滞なし。			
	6/5-9/4	業績不振のため、貸付対象資産の一部組合員外貸付を認めていたが、状況改善されず。			
	9/11	繰上償還命令による一部償還期限(29 百万円)。しかし、2 百万円程度の入金で残り滞納。			
未収金発生からの対応	H9-21	ほぼ定期的な弁済あり。繰上償還命令後の元本弁済額合計 43 百万円。			
	12/10	H 氏の相続税申告書入手。			
	H21/11	入金あり。			

県の回収可能性判定	過去3年の回収額は合計920万円。平成21年度は不況の影響で回収額は40万円程度にとどまっているが、返済意思は明確であることから、回収可能と考える。
債権保全状況	平成21年11月入金あり、時効中断中。
その他	期限未到来 3,910,000円あり (表5-3参照)
監査人の見解 ① 期限未到来部分については、調定されず決算書に明記されていない。不良債権は決算書その他の手段により期限未到来部分につき明らかにすべきである。 ② 回収方針が明確でなく、入金もまちまちである。分割納付申請を入手するのが妥当である。この際、①指摘の期限未到来部分も含めた返済計画とすべきである。	

ii) 共同施設貸付金元利収入

No.	共同-1	債務者	A1組合	債務者区分	B
未収金額	65,698,552円	償還予定	H8/2-H10/4		
貸付額	97,000,000円	貸付日	平成7年4月28日 (倉庫・管理棟 建物)		
債務者の現状	H21/3 破産手続開始。				
現在の主たる債務者	—	連帯保証人	M氏 (その他の保証人1社は破産手続中、2名も破産予定)		
未収金発生までの経緯	H8/2	初回利息返済2百万円3カ月滞納。			
	10/2	債務者から貸付対象資産を目的外使用しなければ事業遂行困難との連絡。任意償還申請あり。			
	10/4	繰上償還命令。これまでの元本償還総額7百万円。			
未収金発生からの対応	H11-	年に数回訪問・電話。			
	11/2-20/3	元本償還総額23百万円。			
	21/3	破産手続開始。この時、連帯保証人への支払督促も送付。			
	21/6	連帯保証人と面会。			
	21/6、9、12	債権者集会。			
県の回収可能性判定	県が第1位順位の抵当権を設定する土地建物の任意売却手続を進めている。固定資産税評価額は、土地約63百万円、建物約53百万円であり、回収可能性あり。				
債権保全状況	最終入金はH20/3より、時効中断中。				
監査人の見解 ① 組合資産の任意売却を進めた上で、残債につき連帯保証人から分割納付申請等入手					

し、その回収を検討すべきである。

- ② 貸付から1年以内の初回返済から滞納しており、貸付時にすでに経営状況は悪化していたものと推測される。審査が有効に行われる仕組みを検討する必要がある。

iii) 工場等集団化貸付金元利収入

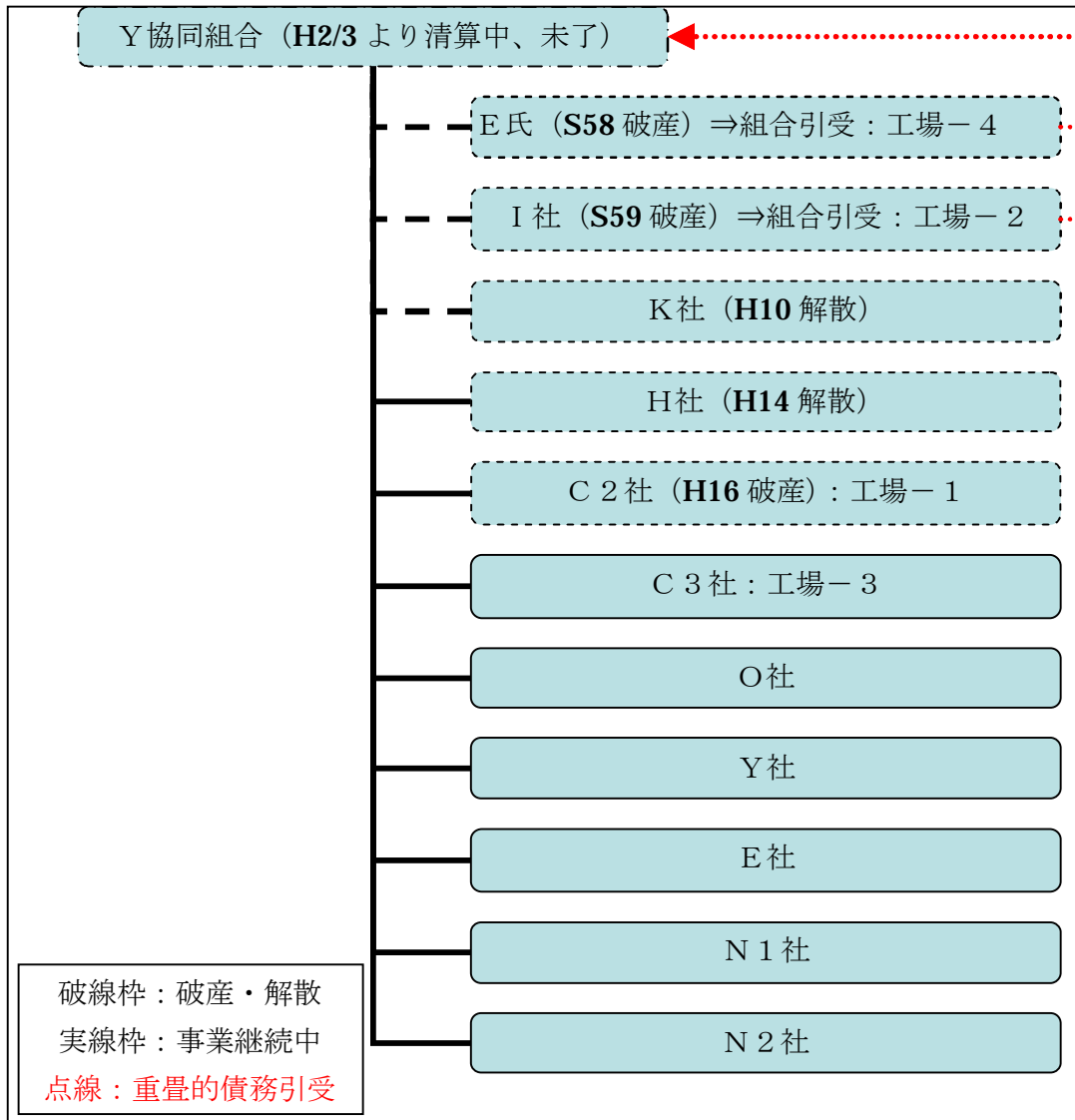
抽出した債務者は、すべてY協同組合の組合員あるいは以前組合員だった者である。同組合の未収金発生・各社解散等の状況は次表のとおりである。

表11：Y協同組合 未収金発生・各社解散等の状況

年月	状況
昭和52年3月	各組合員の工場が狭隘であること等から、移転・集団化することでコスト低減、省力化設備の導入と合理的設備配置、作業環境の改善を行い、生産性向上を図ることを目的として各社融資を受ける。
昭和58年10月	E氏（工場－4）破産。
昭和59年3月	I社（工場－2）破産。
昭和60年12月	Y協同組合が約8億円の債務につき重畳的債務引受契約。
平成2年3月	Y協同組合、解散（いまだ清算未了）。
平成10年	K社 解散。
平成14年	H社 解散。
平成16年	C2社（工場－1）破産。

同組合構成員とその現状は次図のとおりである。

図6：Y協同組合 構成員とその現状



ここで重疊的債務引受は、債務引受のうち旧債務者と新債務者が連帯債務者となる併存的な債務引受をいう。

連帯保証人は主債務者が債務不履行となった場合に、債権者からの請求や強制執行等により主債務者と同等の責任を負うものであるのに対し、重疊的債務引受した者は債務引受契約時から常に主債務者と同等の責任を負う点で異なる。

No.	工場－1	債務者	C 2社	債務者区分	C
未収金額	52,745,000円	償還予定	S53/2－H2/4		
貸付額	82,810,000円	貸付日	昭和52年3月25日（工場移転・集団化）		
債務者の現状	H14/2 破産宣告。				
現在の主たる債務者	連帯保証人	連帯保証人	H氏（その他保証人2名破産）		

未収金発生までの経緯	S53/2-59/2	7回償還。これまでの元本償還総額 13 百万円。
	S58	Y協同組合、組合員の 1 社・1 名が破産し、組合が保証債務約 8 億円を負うことになり集団化事業終了。組合の解散手続へ。
	S60/2	元本返済 5 カ月滞納。
	H2/3	Y協同組合解散。繰上償還命令。これまでの元本償還総額 14 百万円。
未収金発生からの対応	H3-	年に数回訪問・電話。
	14/2	破産宣告。
	14/5, 7	連帯保証人 2 名の破産宣告。
	14/10	残る連帯保証人 1 名と面会。その後、月額 1 万円ずつ分割納付中。
	15/3	抵当物件（建物）を任意売却。
	16/10	破産廃止決定。
県の回収可能性判定	連帯保証人が月額 11 千円ずつ分割納付中で、回収可能性あり。	
債権保全状況	最終入金は H21/12 より、時効中断中。	
監査人の見解		
① 現状では 400 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。		

No.	工場－ 2	債務者	I 社＋ Y 協同組合 (解散、清算未了)	債務者区分	D
未収金額	29, 213, 042 円	償還予定	S53/2－H2/4		
貸付額	50, 700, 000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日（工場移転・集団化）		
債務者の現状	S59/3 破産宣告。				
現在の主たる債務者	Y 協同組合 (解散、清算未了)	連帯保証人	組合構成企業 6 社 (他 3 社は破産・解散)		
未収金発生までの経緯	S53/2-57/2	5 回償還。これまでの元本償還総額 8 百万円。			
	58/2	元本返済を滞納。			
	58/10	破産申し立て。			
	59/3	破産宣告。			
	60/12	Y 協同組合が重畳的債務引受契約。			
未収金発生からの対応	S60/12	担保物件売却により 10 百万円回収。			
	62/9	I 社破産廃止決定。			
	H2/2	最終入金。			
	2/3	Y 協同組合重畳的債務引受契約後、解散（いまだ			

		清算未了)。
	7/2, 12/3 17/1, 21/9	組合代表清算人から債務承認書入手。
県の回収可能性判定	県信用保証協会への求償債務返済後、組合員への特別賦課金により県へ返済する予定。現在、連帯保証人で操業中の組合員は6社で、組合と協議した上で対応する。	
債権保全状況	H21/9 組合代表清算人から債務承認書を入手している。	
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 原契約者 I 社の連帯保証人の資産状況等を調査、当該連帯保証人からの回収可能性を検討すべきである。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は貸付会社の倒産危機を知り重疊的債務引受契約がなされた昭和 60 年あるいは平成 2 年に行われていなければならないところ、20 年近く放置されていた。早急に対応すべきである。</p>		

No.	工場－ 3	債務者	C 3 社	債務者区分	B
未収金額	28, 178, 756 円	償還予定	S53/2－H2/4		
貸付額	30, 290, 000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日 (工場移転・集団化)		
債務引受①	23, 193, 022 円	契約日	平成 2 年 3 月 26 日		
債務引受②	3, 108, 358 円	契約日	平成 2 年 3 月 26 日		
債務者の現状	事業継続中。				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	代表 H 氏ほか計 3 名		
未収金発生までの経緯	S53/2-H1/2	12 回償還。これまでの元本償還総額 5 百万円。			
	H2/3	Y 協同組合解散。繰上償還命令。 この際、貸付債務につき償還計画入手。 設備等につき組合より免責的債務引受①②。			
未収金発生からの対応	H3-	年に数回訪問・電話。			
	H16/4	代表 H 氏来庁、連帯保証の承諾。			
	H4-21	毎年度 100～200 万円の入金あり。 最終入金 H21/3。			
県の回収可能性判定	過去 10 年入金あり、今後も回収に努める。				
債権保全状況	入金充当をあるべき処理にすると、貸付債権につき時効が完成していた (表 1 2 「工場－ 3 償還計画と入金状況」参照)。 県は当該指摘に対し、平成 22 年 1 月に債務承認書を入手した。				
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 弁済者意思表示の根拠なく、入金を各債権に年度ごとに振り分けて充当する処理は</p>					

民法上妥当ではない。県は弁済者の意思を口頭で確かめているが、債務者の時効援用に備え、当該意思を立証する書面等を入手すべきである。

- ② ①を民法に沿って修正充当すると、債権の一部が時効完成済みであった。(県は、当該指摘に対して平成 22 年 1 月に債務承認を得ている)。

表 1 2 : No. 工場 - 3 償還計画と入金状況

	貸付金	債務引受①	債務引受②
H2/3/26 現在	元本 25,240,000 円	23,193,022 円	3,108,358 円
未収金残高	利息等 717,575 円		
償還計画			
H2/3/26	(償還計画提出)	(償還計画提出)	(償還計画提出)
H4/2/25	元本 1,928,899 円		
H5/2/25	元本 5,200,000 円		
H6/2/25	元本 6,000,000 円		
H7/2/25	元本 12,111,101 円	23,193,022 円	3,108,358 円
H8/2/25	利息等 717,575 円		
入金と県の充当処理	元本優先充当		
H4/2/25		3,250,000 円	
H5/2/25	15,173 円		充当理由不明
H6/2/25	1,315,026 円		
H7/2/28	2,000,000 円		償還計画未履行より 期限の利益喪失
H8/2/26	1,000,000 円		
H9/2/25	1,000,000 円		
H10/2/26	2,000,000 円		
H11/2/25	2,000,000 円		
H12/3/15	2,000,000 円		
H13/1/25		1,000,000 円	
H14/2/25		1,000,000 円	
H15/2/25		1,500,000 円	
H16/3/30		1,000,000 円	
H17/2/28			1,000,000 円
H18/3/3		1,000,000 円	
H19/3/23		1,000,000 円	
H20/3/21	1,000,000 円		
H21/3/17	1,000,000 円		
入金合計	13,330,199 円	9,750,000 円	1,000,000 円
管理簿上の残債	元本 11,909,801 円 利息等 717,575 円	13,443,022 円	2,108,358 円

あるべき入金処理	24,080,199 円	—	—
あるべき残債	元本 1,159,801 円 利息等 717,575 円	23,193,022 円	3,108,358 円
債権保全状況	H21/3 入金より時効 中断	償還計画提出から 入金ないまま、19 年経過し時効完成。	償還計画提出から 入金ないまま、19 年経過し時効完成。
	(監査人の上記指摘に対し、県は H22/1 債務承認書入手した。)		

No.	工場－4	債務者	E 氏＋Y 協同組合 (解散、清算未了)	債務者区分	D
未収金額	13,895,705 円	償還予定	S53/2－S62/11		
貸付額	36,530,000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日 (工場移転・集団化)		
債務者の現状	S58/10 破産宣告。				
現在の主たる債務者	Y 協同組合 (解散、清算未了)	連帯保証人	組合構成企業 6 社、うち 1 社は C 3 社 (工場－3)。 (他 3 社は破産・解散)		
未収金発生までの経緯	S53/2-57/2	5 回償還。これまでの元本償還総額 6 百万円。			
	58/1	手形不渡。			
	58/2	元本返済を滞納。			
	58/10	破産宣告。			
	S60/12、61/1	債務者本人・連帯保証人の配当回収。			
	61/7	Y 協同組合重疊的債務引受契約。			
未収金発生からの対応	62/11	担保物件売却、14 百万円回収。			
	63/1	債務者本人・連帯保証人免責決定。			
	H2/2	最終入金。			
	2/3	Y 協同組合重疊的債務引受契約後、解散 (いま まだ清算未了)。			
	7/2, 12/3 17/1, 21/9	組合代表清算人から債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	県信用保証協会への求償債務返済後、組合員への特別賦課金に より県へ返済する予定。現在、連帯保証人で操業中の組合員は 6 社で、組合と協議した上で対応する。				
債権保全状況	H21/9 組合代表清算人から債務承認書を入手している。				
監査人の見解					
① 原契約者 E 氏の連帯保証人の資産状況等を調査、当該連帯保証人からの回収可能性					

を検討すべきである。

- ② 連帯保証人全員との交渉は貸付会社の倒産危機を知り重畳的債務引受契約がなされた昭和 61 年あるいは平成 2 年に行われていなければならないところ、20 年近く放置されていた。早急に対応すべきである。

iv) 商店街近代化貸付金元利収入

商店街近代化貸付金は、昭和 51 年 10 月に発生した酒田大火による商店復興支援金として大きな役割を果たした。当該融資を利用して、各店舗の建設だけでなく組合事業としてアーケードや街路灯を整備するなどして、3 つの商店街を組織するに到った。

しかし、その後の経営環境の変化等により当初計画が達成できない店舗が続出し、貸付から 30 年経過した現在も回収できてない。なお、酒田大火関連の債務者については、商店街振興組合が連帯保証人となっている。

以下、酒田大火に伴う高度化資金利用状況とその現状を表にまとめる。

表 1 3 : 酒田大火 高度化資金利用状況と現状 (単位 : 千円)

	商店街振興組合			合計
	A	B	C	
高度化資金利用 組合員数(人)	70	42	36	148
延滞者数(人)	6	2	9	17
当初貸付額				
組合施設	332,720	16,480	89,280	438,480
組合員施設	913,360	566,670	662,350	2,142,400
合計	1,246,080	583,150	751,630	2,580,860
平成 20 年度末 未収金残高	26,398	6,390	117,214	150,002

以下に示す債務者抽出サンプル 6 件は、いずれも酒田大火復興支援融資にかかる未収金である。したがって、債権分類表に基づく債務者区分は定められていない。

No.	商店街-1	債務者	T 1 氏
未収金額	元金 46,332,944 円 利息 1,895,400 円	償還予定	S55/2-58/12
貸付額	70,200,000 円	貸付日	昭和 54 年 4 月 16 日 (商店街整備)

債務者の現状	S58/10 廃業。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	妻、妻の妹、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	3回、利息のみの償還。	
	58/10	廃業。	
	58/12	繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	S59-	年に数回訪問・電話。債務承認には応じている。	
	H2/12	担保資産の競落より、25 百万円回収。 その後の入金は全くない。	
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、連帯保証人の資産状況等を確認。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	主債務者は高齢で年金収入しかない状況。将来的な収入増も期待できず、所有不動産も見当たらないため、回収は困難。		
債権保全状況	H21/5 債務承認しており、時効中断中。		
監査人の見解			
① 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 59 年に行われなければならないところ、23 年間実施されていなかった。			

No.	商店街－ 2	債務者	M社
未収金額	元金 20,670,000 円	償還予定	S54/8-H5/8
	利息 2,461,790 円		
貸付額	21,710,000 円	貸付日	昭和 53 年 10 月 30 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。（なお、代表者は H21/8 死去。）		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	代表（死去）、代表の妻、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	5回償還。これまでの元本償還総額 10 万円。	
	S57-59	経営状況の悪化から償還猶予。	
	S59/8	利息償還の延滞発生。	
	S62/6	サラ金業者への貸貸で目的外使用とされ、一部繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	S60-	年に数回訪問・電話。債務承認には応じている。	
	S63-H11	年額数万～24 万円の入金あり。これまでの元本償還総額 88 万円。	
	H20-	H12-19 はほとんどなかった入金が月 1 万円ずつ	

		あり、最終入金は H21/12。
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書入手し財務状況を把握している。
	21/5	直近の債務承認書入手。
県の回収可能性判定	<p>代表者が平成 21 年 8 月に死去。長男が引受ける予定だが、会社は平成 20 年 8 月期累積欠損 162 百万円で業況は厳しい。</p> <p>抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物であり、耐震補強等が必要。また、底地担保は第 2 順位であり、担保処分による配当の可能性も低い。</p> <p>今後も月額 1 万円の償還継続を基本に増額交渉を行う。</p>	
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 現状では 190 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 59 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。</p>		

No.	商店街－ 3	債務者	T 2 氏
未収金額	元金 13,785,000 円 利息 1,637,820 円	償還予定	S54/8－H5/8
貸付額	16,185,000 円	貸付日	昭和 53 年 8 月 28 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	子、弟、組合
未収金発生までの経緯	S54/8-57/8	4 回償還。これまでの元本償還総額 135 万円。	
	S58/8	償還の延滞発生。	
未収金発生からの対応	S58-	年に 1 回訪問・電話。	
	S63-H14	全く入金なし。	
	H14-20	少額ながら入金あり、最終入金は H20/7/31。	
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、連帯保証人の資産状況等を確認。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	<p>抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物のため耐震補強等が必要であり、建物解体を前提に処分する場合には担保余力なし。年金収入を含めても年額 20 万円程度の</p>		

	償還が精一杯と思われる。
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度未収金残高 15,967,820 円 7 年間の償還額 545,000 円 ((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照) 県は、平成 21 年 5 月に主債務者より提出された償還計画が守られない場合、連帯保証人に公正証書を送るなどの対応を考えている。

監査人の見解

- ① 現状では 385 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。
- ② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 58 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。
- ③ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。措置状況表に対応する旨記載しているが、公表資料の記載として不適切である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照)

No.	商店街－4	債務者	A 2 社
未収金額	10,258,700 円	償還予定	S54/8－H6/8
貸付額	18,850,000 円	貸付日	昭和 53 年 10 月 30 日 (商店街整備)
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	会長、社長、会長の妻、組合
未収金発生までの経緯	S54/8-58/8	5 回償還。これまでの元本償還総額 315 万円。	
	S59-H6	償還猶予。	
	H6/8	最終返済 13 百万円より、延滞発生。	
未収金発生からの対応	H6-	年に数回訪問・電話。	
	H7-20	少額ながら入金あり、最終入金は H21/3/30。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。	
	H21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物であり、耐震補強等が必要。また底地担保は第 2 順位であり、3 階が居宅であることから、担保処分による配当の可能性も低い。 金融機関の債務 (一部) を完済し、今年度は月額 3 万円程度の		

	償還が継続され、今後返済額の増額も見込まれる。
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった平成6年に行われなければならないところ、15年間実施されていない。</p>	

No.	商店街－5	債務者	I 氏
未収金額	元金 8,915,000 円 利息 1,114,900 円	償還予定	S54/11－H6/11
貸付額	9,230,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	父（H18 死亡）、妻（離婚し所在不明）、組合
未収金発生までの経緯	S54/11-58/11	5 回利息のみの償還。	
	S57-59	償還猶予。	
	59/11	延滞発生。これまでの元本償還総額 0 円。	
未収金発生からの対応	S60-	年に数回訪問・電話。	
	H6-20	入金あるが年額 1 万円程度。 最終入金は H21/1/30。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	今後の売上増は期待できず、月 5 千円程の償還が精一杯と思われる。		
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。		
その他	連帯保証人の相続人である兄弟へ連絡しないよう債務者から要請され、県はこれに従っていた。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では 1000 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 59 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。</p>			

No.	商店街－6	債務者	A 3 氏
未収金額	元金 8,997,780 円 利息 327,726 円	償還予定	S55/2－H7/2

貸付額	18,005,000 円	貸付日	昭和 54 年 3 月 20 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	養子、養子の妻、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	4 回利息のみの償還。	
	S56/5	専従者（養子）が事故で入院。顧客が離れる。	
	59/2	元本償還 3 カ月延滞。	
	S60-H6	償還猶予。	
	H7/2	最終返済 13 百万円より、延滞発生。	
未収金発生からの対応	H7-	年に数回訪問・電話。	
	H8-	事業承継者で連帯保証人の養子と交渉。	
	H7-20	入金あるが現在は年額 2 万円程度。 最終入金は H21/3/5。	
	H20	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、 連帯保証人の資産状況等を確認。 連帯保証人である組合と意見交換実施。また組 合の決算書入手し財務状況を把握している。	
	H21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	貸付時点で 52 百万円あった売上は、平成 20 年 3 月期で 9 百万円まで落ち込み経営は思わしくなく、増額返済は期待できない。		
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。		
<p>監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 500 年かかり、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった平成 7 年に行われなければならないところ、13 年間実施されていない。早急に対応すべきである。</p>			

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

抽出された案件はすべて商店街近代化貸付金に係る未収金であった。各債務者の状況等は以下のとおりであった。

平成 13 年度報告 No.	⑤	債務者	S 氏
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	6,105,722 円		
平成 20 年度末未収金残高	5,445,722 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 660 千円。 平成 19 年度は 170 千円、20 年度 190 千円の償還実績があり、毎月継続して入金がある。		

保証人の状況	弟、子、商店街振興組合
回収可能性について	長男が平成 19 年 7 月から会社に勤務し安定収入が見込めるようになった。他の金融機関への返済完了時など、状況を見ながら増額返済を求めていく。
債権保全状況	平成 21 年度に入金あり、時効中断中。
平成 13 年度指摘内容	債務者本人は事業継続しているが所得少なく、ここ数年は毎年 10～70 千円程度の入金であり、残債務全額の償還は困難。連帯保証人に相当程度の収入を得ている者がおり、当該連帯保証人からの回収が必要。
監査人の見解	
① 現状では全額回収におよそ 57 年以上かかり、回収可能性に問題がある。	

平成 13 年度報告 No.	⑥	債務者	H 社
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	11, 595, 506 円		
平成 20 年度末未収金残高	9, 325, 506 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 2, 270 千円。 ここ数年は毎年 50～70 万円程度の償還を継続中。		
保証人の状況	代表者、代表者の兄の相続人、商店街振興組合		
回収可能性について	売上高は対前年比 1, 604 千円減少し、少額の赤字計上となっているが、今後 10 年間での完済を目指している。		
債権保全状況	平成 21 年度に入金あり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は事業継続中であるが、業績不振で平成 10 年以降入金滞りがち。連帯保証人に相当程度の所得を得ている者がおり、当該連帯保証人からの回収を検討すべき。		
監査人の見解			
① 業績に改善は見られず、返済財源不明。7 年間の回収実績から考慮すると、早急に連帯保証人に対しての弁済交渉及び請求を行うべきである。			

平成 13 年度報告 No.	⑦	債務者	T 3 氏 (H21/5 死去)
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	4, 642, 200 円		
平成 20 年度末未収金残高	4, 182, 200 円		

回収状況	7年間の回収実績は460千円。 平成21年5月に主債務者が死亡するまで継続的に毎月10千円の償還を継続してきた。
保証人の状況	親族の相続人、商店街振興組合
回収可能性について	主債務者が死亡し相続人は相続放棄したため、連帯保証人の相続人と交渉中。
債権保全状況	平成21年度に入金あり、時効中断中。
平成13年度指摘内容	債務者は事業廃止しており、現在無職で平成9年以降入金ない。連帯保証人は死亡しているがその相続調査がされていない。
監査人の見解	
① 連帯保証人に対しての弁済交渉を進め、請求を行うべきである。また、入金ない場合は債務承認等による債権の保全が必要である。	

平成13年度報告No.	⑧	債務者	T2氏 (No. 商店街-3)
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成13年度末未収金残高	15,967,820円		
平成20年度末未収金残高	15,422,820円 ((2) 監査の結果①平成20年度末未収金残高について「No. 商店街-3」参照)		
回収状況	7年間の回収実績は545千円。 19年度は15千円、20年度は40千円の償還実績。		
保証人の状況	子、弟、商店街振興組合		
回収可能性について	抵当権設定している店舗も昭和56年の建築基準法改正前の建物で耐震補強が必要であり、建物解体を前提に処分する場合には担保余力なし。年金収入を含めても年額20万円程度の償還が精一杯と思われる。		
債権保全状況	平成21年度に入金あり、時効中断中。		
平成13年度指摘内容	債務者は事業廃止しており、昭和63年以降入金がない。平成14年より年金から月額50千円の回収を予定しているが、仮に実行されても残債全額の回収は困難。連帯保証人の資産状況等を調査し、連帯保証人からの回収を検討すべき。		
監査人の見解			
① 現状では385年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。			
② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和58年に行われるべきところ、25年間実施されていない。早急に対応すべきである。			

③ 平成13年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しこの措置として対応する旨公表しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。公表する資料の記載として不適切である。

平成13年度報告 No.	⑨	債務者	K氏
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成13年度末未収金残高	4,664,348円		
平成20年度末未収金残高	4,414,348円		
回収状況	7年間の回収実績は250千円。 19年度は40千円、20年度は10千円の償還実績。		
保証人の状況	子、個人（死亡）、商店街振興組合		
回収可能性について	主債務者の死亡後は三男が事業を承継し、保証債務も承継している。		
債権保全状況	平成20年度に入金あり、時効中断中。		
平成13年度指摘内容	事業は連帯保証人が引き継いでいるが業績厳しく、平成10年以降入金ない。死亡した連帯保証人の相続関係を調査し、連帯保証人からの回収可能性を検討すべき。		
県のその後の対応と見解	平成19年度機構の調査・アドバイザー業務を活用し、連帯保証人の相続人の資産調査を実施した。その結果、連帯保証人の相続人は任意での支払いには応じない状況であり、相続不動産も消費者金融会社に担保提供され、差押可能な債権も見当たらないことから法的手続での回収は困難である。		
監査人の見解			
① 現状では123年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。			

平成13年度報告 No.	⑩	債務者	U社
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成13年度末未収金残高	1,411,610円		
平成20年度末未収金残高	1,411,610円		
回収状況	7年間の回収実績は0円。 平成3年5月に競売による配当で13,153千円回収。		
保証人の状況	個人2名（死亡、相続放棄）、商店街振興組合		
回収可能性について	—		

債権保全状況	昭和59年11月の一部弁済から5年が経過した時点の平成元年11月に時効完成済み。
平成13年度指摘内容	会社は昭和58年廃業。資産は競売により売却済。連帯保証人2名は死亡、相続放棄。したがって組合に対して保証履行を求める他ない。組合の財政状況は厳しい状況にあり当面回収困難と推測されるが、債務引受契約を締結し債権を保全しておく必要がある。
<p>監査人の見解</p> <p>① 平成13年度包括外部監査において連帯保証人である組合との債務引受契約等により債権を保全すべき旨指摘があったが、その後の調査において平成元年にすでに時効完成していた。県は平成19年に措置として対応する旨公表しているが、事実を明記すべき公表資料の記載として不適切である。</p> <p>② 本債務者、保証人の状況を調査した上で回収可能性を再検討し、回収困難な場合には議会承認の上、不納欠損処分することが妥当である。</p>	

4. 意見

(1) 債権管理について

- ① 滞納部分がある債権は、期限未到来の部分についても決算書その他において明らかにすべきである。【意見B】

中小企業高度化資金をはじめとする制度融資に係る未収金は、返済期限到来済みだが、未入金部分のみの金額を示している。すなわち、同一債務者に対する同一融資に関して返済期限が到来していない部分は、未収金としてではなく、正常債権と外形的に考えられる貸付金に含まれて決算書に表示されることになる。

一般企業では、不良債権について債務者ごとに状況を把握し当該債権全体に係る貸倒引当金を算定し決算処理する。

したがって、県の事務においても滞納部分がある債務者に対する債権は明確に正常債権の区分から分離して表記することが妥当である。もし決算書上での表記が難しいのであれば、別紙やホームページ等その他の方法により金額等を明記することも考えるべきである。なぜならば、当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を県民に明らかにすることに他ならないからである。

なお、本監査ではC1社について、延滞があるが期限未到来部分もあるケースとして検出した(表5-3、3(2)監査結果「高度化-2」参照)。

以下、中小企業高度化資金に係る各制度融資について制度開始から平成20年度末時点までの融資等実績をまとめる。

表14：制度開始から平成20年度末までの融資返済等状況（単位：千円）

名称	融資総額	返済総額	不納欠損 処理額	返済期限未 到来残高※	延滞残高 ◎
高度化資金 貸付金	95,619	13,101	0	82,518	0
共同施設貸 付金	5,853,663	5,776,369	6,547	5,047	65,698
工場等集団 化貸付金	7,897,440	7,563,224	141,559	38,912	153,744
商店街近代 化貸付金	2,142,400	1,992,398	0	0	150,002

注) ◎：未収金として処理される残高

※：貸付金として処理される残高（←ここに不良債権が含まれる恐れあり）

② 不納欠損に係る規定に不備がある。【指摘事項】

不納欠損処理に係る手続基準において、限定承認等により法的請求ができなくなった場合速やかに不納欠損処分を行う旨規定されている。

小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準（抜粋）

第3条（債権の消滅等による不納欠損処分）

2 県は、債権について、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき（連帯保証人に限る。）。
- (2) 地方自治法施行令（中略）第171の7の規定により免除されたとき。
- (3) 免責、限定承認等又はその他の事由により、法的請求ができなくなったとき。

しかし、限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。

当該指摘に対して県は、『不納欠損処分基準第3条第2項（3）の規定は、「限定承認」があれば直ちに法的請求ができないとするものではなく、限定承認を1つの例として現実的に「法的請求ができなくなったとき」に不納欠損処分を行うとしているもの』と主張している。

そもそも規定は手続を行う際の明確な基準として定められるべきものであり、規定解釈による判断の余地は極力排除すべきである。

したがって、県は当該規定につき明確な基準として定めるよう見直しを行い運用すべきである。

③ 長期延滞債権の管理に係る規定の表現が曖昧である。【意見B】

延滞が1年以上となった長期延滞先に係る債権については、「手引き」において次のような管理規定を置き、債権分類表に基づく分類の上、分類ごとに手続を行う旨規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

しかし、債権分類表上の記述内容は、「ケースバイケースに対応」「場合によっては」など曖昧な記述があり、担当者の裁量によって手続が区々（くく）となる恐れがある。

また、債権分類上の「長期間」や「悪意」等の判断基準も明確とはいえない。県は、当該債権分類表の記述内容につき再度見直しを行うべきである。

(2) 未収金回収業務について

① 回収金額の債権への充当（債権の消しこみ）に関し、弁済者による意思表示（どの債権に充当するか）に係る書面等を入手すべきである。【意見A】

民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの消滅時効の援用に備え、充当に係る意思を明確に示した文書等が必要となる。

県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された（3（2）監査結果「工場-3」参照）。

この点、県は「債務者が提出した償還計画に元本優先返済が明記されている」旨主張しているが、本償還計画は債務者の原契約である貸付債務に係るものであり、他の債務（引受債務）に対して同様の意思があるとは限らない。また、「充当については口頭での協議により決定している」旨主張するが、将来債務者が時効援用の知識を得て当該主張を行う可能性もある。

したがって県は、債務者の消滅時効に係る援用につき対抗し債権を保全するためにも、民法等法令に即した規定整備及び保全手続を行わなければならない。

民法（抜粋）

第 488 条（充当の指定）

- 1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付のときに、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。
- 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によつてする。

第 489 条（法定充当）

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

② 担保物件の追加による保全手続が行われていない。【意見 A】

県は、「手引き」の規定に基づき抵当権を実行したが、ほとんどのケースで債権の回収に繋がっていない。

これは、「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかったものと推定される。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現によるため、手続基準として明確でないことも、手続が適切に行われない一因とも考えられる。

したがって県は、「手引き」における付保に係る手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

2 通常の債権管理

(中略)

(2) 担保物件等の再評価

3年単位で(著しく地価が下落した場合は、その都度)、不動産担保を再評価し、債権保全上必要と認めるときは、追加担保の徴求も検討する。(後略)

③ 連帯保証人への手続が行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合(延滞発生から1年以上経過したもの)又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。(後略)

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。また、当該交渉の条件は①「主債務者が納付しないとき」＋「完済に長期間を要する場合」、②「貸付企業等」＋「債権保全上危機的な状態に陥った場合」と記載している。

しかしこれらの規定では、「個人」の債務者が「ごく少額で納付しているとき」だが「完済に超長期（数百年等）を要する場合」でも連帯保証人への対応をしない前述のようなケースを助長しかねない。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、「手引き」における規定の表現等を再度検討したうえで、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

（3） 債権の保全について

① 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、議会承認を得て不納欠損処理を行うものがある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースはなく、これにより債権未回収の状況が長期化している。

しかし、当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善さ

れるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

7 時効の中断

（1）消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

（4） その他

① 「平成13年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。【意見A】

今回抽出した債務者の中に、すでに時効完成済みのケースが1件検出されたが、これは平成13年度包括外部監査においても抽出された債務者であった。

当該監査報告において「連帯保証人との債務引受契約等により債権を保全すべき」旨指摘があったが、これに対し県は手続しないまま現在に至っている（3（2）監査結果②平成13年度包括外部監査 指摘債務者について「債務者No. ⑩」参照）。

この点、当該事実は包括外部監査の報告に対する県の姿勢に関わる問題と考える。

包括外部監査の結果報告書は外部監査人から監査対象の長等（県の監査では知事）に直接提出されるものではあるが、その後この報告に対して地方公共団体が措置を講じるか否かについては法による義務化がなされていない（法第252条の38第6項参照）。しかし、監査結果に対する措置を講じ、監査結果提出から数年後に

公表するのが通例となっている。

地方自治法

第 252 条の 38 第 6 項 包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。(抜粋)

平成 13 年度包括外部監査の結果報告に対しても、県は当該措置状況を平成 19 年 9 月に公表しており（2（5）未収金対策の概要参照）、その中で本件に関して、『毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。（中略）今後、連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む予定です。』としている。

しかしこの内容は、公表された措置が表面上のものであり、県が県民に対して誤った情報を提供していたことを示している。

なぜならば、当該債権はその後の調査により監査実施及び措置公表以前の平成元年度中に時効完成しており、その後の回収も進まず不納欠損処理も行わないまま平成 21 年度現在まで放置していたからである。

県の行った事務は公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っており、したがって記載内容を事実に基づき改善すべきである。また、包括外部監査に係る措置は実施の義務がないものの、県民に対する公表資料は事実即して明確な記述とすべきである。

第 5 中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	高度化資金貸付金	711, 449, 226
2	共同施設貸付金	65, 698, 552
3	工場等集団化貸付金	124, 032, 503
4	商店街近代化貸付金	162, 610, 582
5	設備近代化貸付金	68, 416, 212
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 貸付金の概要

① 制度の目的

近代化融資制度は、中小企業者の設備の近代化に必要な資金を無利子で貸付することにより、信用力・資金調達力の弱い中小企業者の経営基盤の強化、設備の近代化促進に寄与することを目的とした制度である。財源は、国費と県費とで折半となっている。貸付対象事業は次表のとおりである。

表 1：中小企業近代化資金 貸付指定事業一覧

	業種	事業
1	機械金属工業	鋳物、鍛圧品、金属加工基礎製品、工具、金属加工機械、一般産業用機器、特殊産業用機器、電気機器、通信機器、精密機器、輸送用機器、非鉄金属、表面処理
2	軽工業	日用雑貨、木製品、窯業、皮革、可そ物製品、化学製品、紙及び紙加工品、印刷及び製本業、ガス
3	繊維工業	紡績・製綿・製糸及びねん糸、織物、ニット、縫製品、染色整理、特殊繊維製品
4	農林水産業	食料品、製材、木質成形燃料
5	鉱業	金属非金属鉱業、砂利採取・碎石及び採石
6	その他	建設業、運送業、サービス業、小売業、卸売業

7	小売業等	小売業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、旅行業等
---	------	--------------------------

② 貸付条件

当融資に係る貸付条件概要は次表のとおりである。

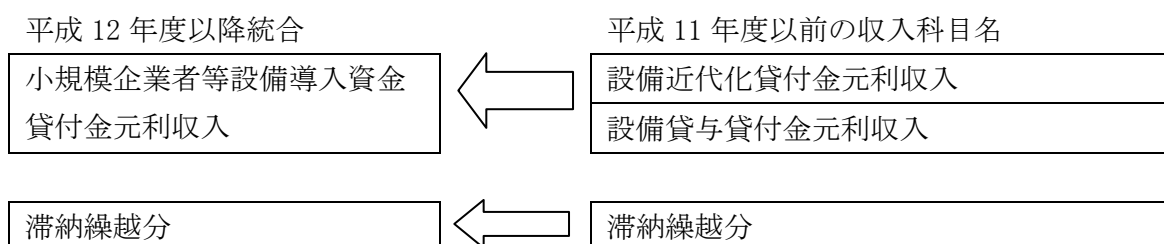
表 2：中小企業近代化資金 貸付条件概要

貸付対象者	<主な条件> 1)原則として指定業種であること (表 1 参照) 2)中小企業者であって県内の事務所において引続き 1 年以上同一事業の操業実績があること 3)大企業者から 1/2 以上の出資を受けていないこと 4)同一年度において(財)山形県企業振興公社の設備貸与を受けていない企業であること 5)最近 5 年間に設備近代化資金を 4 回以上借り受けた企業でないこと 6)経営内容が常時帳簿により把握できる企業であること (青色申告が原則)
貸付額	50 万円以上 4000 万円以下
利子	無利子
貸付割合	貸付対象設備額 50%以内
償還方法	1 年据置 4 年均等償還 (公害防止設備は、1 年据置 1 1 年均等償還)
連帯保証人	法人：代表者及び企業外部の者 1 名以上を含む 2 名 計 3 名 個人：第三者 2 名
担保	貸付対象設備を譲渡担保とする。必要に応じて不動産担保を提供させる場合あり。

③ 貸付金名称・科目の統合

中小企業高度化貸付金同様、中小企業設備近代化貸付金と中小企業設備貸与貸付金は、平成 11 年度以前はそれぞれ決算上処理していたが、平成 12 年度以降「小規模企業者等設備導入資金貸付金」という一つの科目に統合し処理している (図 1 参照)。

図 1：中小企業近代化資金 科目比較図



※滞納繰越分の科目内訳は、「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」で把握している。

i) 現年度収入について

平成 11 年度以前の科目で貸付したものは、平成 11 年度以前約定分の収入であれば以前の科目で収入として処理しているが、平成 12 年度以降は、すべて小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入の科目で処理している。

ii) 滞納繰越分について

現年度に未収となった収入については、翌年度以降に繰越され、全て「滞納繰越分」の科目で処理している。その内訳については「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」において原科目ごとに整理している。

平成 11 年度以前に未収となった案件については、当該調書において（平成 12 年度以降も）平成 11 年度以前の収入科目（各事業の科目）に計上されているが、平成 12 年度以降に初めて未収になった案件は、小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入に一括で計上されている。

会計処理上「小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入」として計上されている未収金 3,100,500 円については、債権管理上は貸付時の科目である設備近代化貸付金に整理している。このため、下記「2.（4）数値データ」においては、設備近代化貸付金に整理した金額を計上している。

2. 貸付金の概況

(1) 貸付金の性格

設備近代化資金貸付金の概要（1.（1）参照）から各種事業に係る貸付金であること、また山形県中小企業近代化資金貸付規則第 11 条において貸付が決定した企業者と知事は金銭消費貸借契約を締結することと規定されていることから、本貸付金に係る債権は私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年と解されるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業近代化資金貸付規則

第 11 条（契約の締結）

借主は、知事と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2) 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は商工労働観光部が担当しており、その中で庄内管区を除く総合支庁に係る案件については工業振興課が、庄内管区については庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課がそれぞれ担当している。

また未収金の回収体制については、次表の通り専門員・主査等・債権管理員（嘱託職員）から構成されている。なお、当該債権管理員は小規模企業者等設備導入資金特別会計に係る制度融資全般について1名、金融機関において債権管理に従事した経験のある者を債権の回収等管理に係る嘱託職員として採用し、専従者としている。

表3：未収金回収体制一覧

	県庁	庄内総合支庁
設備近代化貸付金	<p><工業振興課></p> <p>企業振興専門員</p> <p>主事</p> <p>債権管理員(嘱託)</p>	<p><産業経済部産業経済企画課></p> <p>課長補佐</p> <p>商工物流主査</p> <p>主査</p>

② 未収金に係る手続

中小企業近代化資金についても根拠規程である「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」に基づいて手続されるため、未収金に係る回収手続・不納欠損処理手続とも、担当部局の違い等はあるが、中小企業高度化資金と同等である（なお、独立行政法人中小企業基盤整備機構は存在せず、条件変更の手続は行われない点に留意し、中小企業高度化資金図4参照）。

(3) 根拠法令等

○ 関係法令等

① 中小企業近代化資金等助成法

- ② 中小企業近代化資金等助成法施行令
- ③ 中小企業近代化資金等助成法施行規則
- 県により策定した規定等
 - ④ 山形県中小企業近代化資金貸付規則（平成 12 年 4 月廃止）
 - ⑤ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き
 - ⑥ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る不納欠損処分基準

(4) 数値データ

貸付時と収入時の科目が一部一致していないことについては、前述 1. (1) ③「貸付金名称・科目の統合」とおりである。このため、当項目では未収金期末残高について貸付時の科目に整理している。

① 直近 5 年間の推移

表 4-1：設備近代化貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	86,771	147,425	1,250	788,408
平成 17 年度	163,635	106,107	0	845,936
平成 18 年度	0	123,648	44,075	678,213
平成 19 年度	0	134,542	0	543,671
平成 20 年度	0	149,627	0	394,044
総額	18,773,438	18,308,769	70,625	394,044

※ 12 年度以降貸付金のうち設備資金貸付事業分を含む

② 未収金残高の推移

表 4-2：設備近代化貸付金残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	129,130	659,178	788,408
平成 17 年度	125,402	720,534	845,936
平成 18 年度	77,155	601,058	678,213
平成 19 年度	74,139	469,532	543,671
平成 20 年度	71,517	322,527	394,044

※ 12 年度以降貸付金のうち設備資金貸付事業分を含む

※ 本項冒頭の設備近代化貸付金の未収金残高 68,416,212 円（無利子貸付であり、元金のみ）に小規模企業者等設備導入資金貸付金の未収金残高 3,100,500 円を追加した額が表 4-2 の未収金期末残高である。

③ 期限未到来貸付金残高の内訳

表 4-3 : 設備近代化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位: 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	企業振興公社※	322,527,000	0
	合計	322,527,000	0

※中小企業近代化資金は平成 11 年度末で廃止になり、平成 12 年度からは県が企業振興公社に原資を貸付け、公社が企業に設備導入資金を貸し付ける「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に移行している。

(5) 未収金対策の概要

中小企業高度化資金と同様に、中小企業設備近代化資金についても、県はこれまで前述の関係法令に基づき事務を執行するとともに、県独自に債権管理の手引き等を策定している。

平成 13 年度包括外部監査において、「貸付金に係る財務事務について」とのテーマで監査の実施と報告がなされているが、これに対する県の措置・対応が公表されている(次表参照)。当該資料では個別指摘案件に対する対策のみが記載されているが、根拠法令等のうち「手引き」と「不納欠損処分基準」(いずれも平成 14 年度策定)も当該監査結果を受けて県が策定している。また、平成 15 年度～17 年度までの 3 年間で集中処理期間と位置づけ、金融機関OBの債権管理員を配置するなどして、延滞債権の再調査や回収交渉を実施している。

また、債権回収の効果を上げる一方で回収不能な案件について、平成 16 年 2 月及び平成 19 年 2 月に債権放棄を行った。

さらに、平成 19 年 11 月から再び債権管理員を配置し債権管理を行うとともに、毎年面会や電話催告等を行い回収に努めている。

表5：平成13年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況（抜粋）

包括外部監査報告書提出日：平成14年3月14日

◎第1回目テーマ：「貸付金に係る財務事務について」

（平成19年9月18日）

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の通 知	措置の公 表
商工労働 観光部 工業振興 課 商業振興 課 総合支庁	<p>（中小企業設備近代化資金）</p> <p>監4 時効完成案件について</p> <p>時効中断措置が行われなかったため、時効が完成し、回収が困難となっている案件がある。（4件⑧⑮⑯⑱）</p>	<p>⑧ 債務者、連帯保証人の資産状況を調査し、弁済交渉を実施しております。</p> <p>⑮ 連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。</p> <p>⑯ 平成16年度に不納欠損処分をしております。</p> <p>⑱ 平成15年度に不納欠損処分をしております。</p>	H19.7.9	H19.9.18
	<p>監5 債務者、連帯保証人の状況把握について</p> <p>債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。（13件④⑤⑥⑦⑨⑩⑫⑭⑳㉑㉒㉓㉔）</p>	<p>④ 連帯保証人に交渉の結果、完済しております。</p> <p>⑤⑥⑦ ㉒㉓</p> <p>連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。</p> <p>⑨⑩⑫⑭ ㉔</p> <p>債権調査を行った結果、回収は困難と判断し、平成19年2月県議会定例会にて債権放棄を行いました。</p> <p>㉑ 債務者、連帯保証人の状況を調査の上、平成15年度に不納欠損処分をしております。</p> <p>㉓ 交渉の結果、弁済を開始しております。</p>	H19.7.9	H19.9.18

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の通 知	措置の公 表
	監 6 不納欠損処理について 調査費用、管理コストを考えると不納欠損処理を行った方が得策と考えられる案件がある。(10件①②③⑪⑰⑱⑲⑳㉑㉒)	①②③⑪⑰⑱⑲⑳㉑㉒ 平成15年度に不納欠損処分をしております。 ⑱ 連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。	H19.7.9	H19.9.18
	監 7 金融機関に返済している案件について 金融機関には返済しているが、県の貸付金については返済が行われていない案件がある。(1件⑬)	⑬ 交渉の結果、弁済を開始しております。	H19.7.9	H19.9.18

(注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭(平成19年5月31日): 監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知: 改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表: 監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成20年度末 未収金残高について

平成20年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し(表6参照)、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続きされているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表6: サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
設備近代 化資金貸 付金元利 収入	68,416,212円	近代化-1	Y社	12,736,845円
		近代化-2	K社	10,456,998円
		近代化-3	Y氏	6,600,000円
		近代化-4	O1社	6,145,800円

		近代化－5	I氏	4,210,000円
	合計	5件		40,149,643円 (58.6%)

② 平成13年度包括外部監査 指摘債務者について

平成13年度包括外部監査にて指摘された債務者のうち、平成20年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成20年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 商工労働観光部工業振興課 管理案件

No.	近代化－1	債務者	Y社	債務者区分	C
未収金額	12,736,845円	償還予定	S62/12		
貸付額	15,000,000円	貸付日	昭和62年1月31日(新店舗設備)		
債務者の現状	昭和62年12月破産宣告通知。				
現在の主たる債務者	連帯保証人1名	連帯保証人	個人3名 (うち1名はH16死去)		
未収金発生までの経緯	S62/12	代表者の兄経営のスーパーの倒産により、一度も返済なく破産宣告。繰上償還命令。			
未収金発生からの対応	H2/7	担保物件を売却。			
	9/5、10/10	破産管財人から配当。			
	11/1	破産終結。ここまでの回収総額225万円。			
	16/1	連帯保証人1名から債務承認書入手。			
	20/12	死去した連帯保証人の相続人から債務承認。			
	21/1	その他保証人から債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	21/2、7、12	連帯保証人1名から入金あり。			
債権保全状況	連帯保証人の一人が納付を継続しており、今後も回収に努める。 平成20年度に連帯保証人から債務承認を受けており、保全状況に問題はない。				
監査人の見解					
① 現状では1000年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。連帯保証人の資産状況等を調査の上、増額回収を検討するべきである。また返済している連帯保証人は1名のため、他の2名にも弁済請求すべきである。					
② 債権の保全手続は行っているが、一向に返済は進んでいない。保全手続で満足せず、本来の目的である回収に注力すべきである。					

No.	近代化－2	債務者	K社	債務者区分	D
未収金額	10,456,998円	償還予定	S59/11-63/12		
貸付額①	9,500,000円	貸付日	昭和57年12月17日(ショベルローダ)		
貸付額②	6,500,000円	貸付日	昭和60年5月27日(油圧ショベル2台)		
債務者の現状	昭和61年8月破産宣告。				
現在の主たる債務者	連帯保証人(元代表)	連帯保証人	元代表1名(他1名時効援用済、1名死去・相続放棄)		
未収金発生までの経緯	S59/11-60/11	2回返済。ここまでの回収総額475万円。			
	61/8	借入依存、受注低迷により金融機関から支援を受けられず、破産宣告。			
未収金発生からの対応	S63/3	破産管財人から配当。			
	63/6	破産終結。ここまでの回収総額532万円。			
	H5/6	時効中断手続取られないまま、時効完成。			
	16/6	連帯保証人1名から時効援用、死去1名は相続放棄。			
	16/11	残る連帯保証人から一部償還計画つき債務承認書入手。			
	17/7	再度連帯保証人から一部償還計画つき債務承認書入手。			
	18/12	最終入金あり。これまでの回収総額554万円。			
県の回収可能性判定	回収に向け継続して交渉していく。				
債権保全状況	貸付①平成18年度に連帯保証人から入金あり、時効中断中。 貸付②平成22年7月時効完成の恐れがある。				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度未収金残高10,671,998円 7年間の償還額215,000円((2)監査の結果②平成13年度包括外部監査指摘債務者についてについて「平成13年度報告No.⑮」参照) 				
監査人の見解					
<p>① 平成17年度以降保全手続が行われておらず、時効完成の恐れがある。また、保証人のほかに担保物件の増加など手続を行っていない点、原契約の抵当権が第一順位でない点も問題がある。</p> <p>② 平成18年度より連帯保証人からの入金なく、回収可能性に問題あり。また、平成17年度以降、再度債務承認書を手入していないため、早急に債権の保全手続を行うべきである。また、平成17年に入手した債務承認書内の償還計画は債務全額の0.5%(6万円/1,051万円)しか満たしておらず、実質的な償還計画となっていない。</p>					

③ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収等手続を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表したが、弁済は H16/11-18/12 の 10 回 215 千円のみになり、いまだ概況は不変である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑮」参照)

No.	近代化－3	債務者	Y氏	債務者区分	A
未収金額	6,600,000円	償還予定	H5/12-8/12		
貸付額	30,000,000円	貸付日	平成4年5月11日(製材業機械等)		
債務者の現状	事業継続中。				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	親族4名(1名は死去)		
未収金発生までの経緯	H5/12-6/12	2回返済。ここまでの回収総額1500万円。			
	7/12	業績不振から延滞発生。			
未収金発生からの対応	H8-	訪問・電話で交渉。			
	H8-16	年額50～250万円入金あり。ここまでの回収総額2260万円。			
	16/6	債務者の長男を連帯保証人に追加。			
	H17-20	年額10～30万円入金あり。ここまでの回収総額2340万円。			
	20/7、21/6	債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	年間30万円程度の返済があり、今後も回収に努める。				
債権保全状況	今年度に連帯保証人から入金があり、保全状況に問題はない。				
監査人の見解					
① 返済額が不安定であり、債務額を全額カバーした償還計画書入手すべきである。					

No.	近代化－4	債務者	O1社	債務者区分	E
未収金額	6,145,800円	償還予定	S53/12-63/12		
貸付額	9,500,000円	貸付日	昭和52年4月4日(砂利洗浄廃水処理装置)		
債務者の現状	H10/6社名変更後、H15/5解散。				
現在の主たる債務者	連帯保証人	連帯保証人	個人1名(他1名は時効援用、1名は死去)		
未収金発生までの経緯	S53/12-55/12	3回返済。ここまでの回収総額259万円。			
	56/4	経営難により手形不渡発生			
	56/12	延滞発生。			
未収金発生からの対応	S56/12-57/2	入金あり。ここまでの回収総額327万円。			
	S57-H4	担保物件等競売するも落札ならず。			

	S62/6	代表（連帯保証人）死去。
	H5/12	時効完成。⇒本来 S62/2 であった（下記参照）。
	H5/3-6/6	連帯保証人から少額入金あり。ここまでの回収総額 335 万円。
	H10/6	債務会社 社名変更。
	11/6	入金した連帯保証人の時効完成。
	H15/5	債務会社 解散。
	17/8、17/11	連帯保証人 1 名、代表の相続人 1 名が時効援用。
	H21/10 現在	債務会社 清算未了。
県の回収可能性判定	時効完成しており、債権放棄に向けて手続を進める。。	
債権保全状況	昭和 62 年に時効完成済。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度未収金残高 6,145,800 円 7 年間の償還額 0 円（（2）監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照） 連帯保証人 1 名について、担当者が平成 3 年 4 月に訪問。勝手に印鑑を使われ保証人にされていたとして保証を否認した旨記録されていた。 	

監査人の見解

- ① 償還最終期限日の翌日から 5 年を消滅時効としているが、当該法解釈が誤っている。この場合の消滅時効完成は、最終入金の翌日から 5 年の昭和 62 年 2 月である。県は時効に係る法解釈を誤った上に債権保全手続を失念し、県民資産を毀損させた。また、当該原因の追及とその後の対策も特段策定していない。
- ② 債権保全手続が全く行われておらず、時効完成している。連帯保証人の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手する等連帯保証人に対する手続を適切に実施すべきである。
- ③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。
- ④ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。（（2）監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照）

ii) 庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課 管理案件

No.	近代化－5	債務者	I 氏	債務者区分	E
未収金額	4,210,000 円	償還予定	S57/12-60/12		
貸付額①	4,500,000 円	貸付日	昭和 56 年 3 月 2 日（エンジンアナライザ）		

債務者の現状	目的事業は S62 倒産も、H15 時点で 2 社の代表取締役。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	個人 2 名(うち 1 名は死去)
未収金発生までの経緯	S57/12-60/12	返済期限到来も一度も入金なく、延滞発生。	
未収金発生からの対応	S59/3	償還期間延長願	
	S62	貸付目的資産を使用する事業が倒産。	
	H1/9	償還計画書入手。	
	10/10	債務確認書入手。(H6/9 時効完成だった)	
	15/8	債務者が他の 2 社の代表であることが判明(平成 6~8 年頃設立)。債務確認書入手。	
	15/11-17/3	少額入金あったがその後なし。 ここまでの回収総額 29 万円。	
	H19/10	債務確認書入手。	
県の回収可能性判定	主債務者に継続的に指導する。		
債権保全状況	H19/10 債務確認書入手しており、債権保全につき問題なし。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度未収金残高 4,500,000 円 7 年間の償還額 290,000 円 ((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ②7 参照) 		

監査人の見解

本件は、返済期限到来後 1 度も入金ないまま延納申請し、貸付対象事業を倒産させた一方で他の 2 社を設立する余裕があるにもかかわらず返済が少額の極めて不誠実な債務者に該当するものと判断する。また、詐欺行為に該当するか検討し、場合によっては立件も視野に入れるべきである。

- ① 貸付時にすでに経営状況は悪化していたものと推測される。審査が有効に行われる仕組みを検討する必要がある。
- ② 貸付目的資産に係る事業の廃止・変更等があるが、申請等手続きがとられていない。
- ③ 貸付目的資産につき抵当権の実行等の法的措置を検討すべきである。
- ④ 平成 17 年 3 月以降債務者からの入金なく、回収可能性に問題あり。連帯保証人及びその相続人の資産状況等を調査した上で、回収手続を行うべきである。
- ⑤ 時効中断手続が適時適切でなく、一度時効完成していた。
- ⑥ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘し、この措置として弁済開始している旨公表していたが、弁済は H15/11-17/3 の 4 回 29 万円のみ留まり、いまだ概況は不変である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ②7 参照)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 商工労働観光部工業振興課 管理案件

平成 13 年度報告 No.	⑤	債務者	M社 (S53 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2,381,750 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,330,750 円		
回収状況	代表者 (連帯保証人) から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 51,000 円)		
保証人の状況	代表者、代表者の妻、ほか 2 名 (死亡)		
回収可能性について	代表者は現在自宅で酒店を経営。同氏が継続納付中		
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 6 月であり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 53 年に倒産 (形態不明)。すでに時効完成しており、早急に連帯保証人を調査し今後の回収について交渉すべき。		

監査人の見解

- ① 現状では全額回収におよそ 320 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。
- ② 連帯保証人への交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 53 年に行われるべきところ、30 年以上実施されていない。早急に対応すべきである。
- ③ 死去した連帯保証人について、相続調査と相続人からの回収を検討すべきである。

平成 13 年度報告 No.	⑦	債務者	○ 2 社 (S58 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	11,560,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	3,971,126 円		
回収状況	連帯保証人から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 7,588,874 円)		
保証人の状況	代表者、近親者、個人 (死亡)		
回収可能性について	代表者が継続納付中。		
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 12 月であり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 58 年銀行取引停止により倒産。債務者は県以外の 2 団体から借入があり、そちらに弁済していた。早急に事実関係を調査し、交渉して相応の償還を		

	図るべき。
監査人の見解	
① 死去した連帯保証人について、相続調査を行っておくべきである。	

平成 13 年度報告 No.	⑧	債務者	○ 1 社 (No. 近代化－ 4) (H15/5 解散)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	6, 145, 800 円		
平成 20 年度末未収金残高	6, 145, 800 円 ((2) 監査の結果①平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化－ 4」参照)		
回収状況	7 年間に納入等なし。 平成 18 年 5 月 25 日に担保物件が競売により売却されたが、県は 2 番抵当のため配当なし。		
保証人の状況	代表者 (死亡) ⇒ 相続人：妻、長男、二女 二男のみ時効援用 個人 2 名 (うち 1 名は H11 時効援用)		
回収可能性について	平成 21 年度は 10 月末現在で返済なし。時効完成しており、債権放棄に向けて手続を進める。		
債権保全状況	昭和 62 年に時効完成済。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 56 年不渡りを起こし倒産。平成 3 年に抵当権設定不動産の競売あるも落札されていない。また、時効中断措置が取られておらず時効完成済み。抵当権設定不動産の売買交渉等回収の可能性を検討すべき。		

監査人の見解			
① 債権保全手続が全く行われておらず、時効完成している。連帯保証人及びその相続人の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手すべきである。			
② 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。(その他の指摘は「近代化－ 4」参照)			

平成 13 年度報告 No.	⑬	債務者	T 1 社 (H21/4 廃業)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2, 450, 000 円		
平成 20 年度末未収金残高	2, 354, 000 円		
回収状況	主債務者から回収を継続。		

	(平成 20 年度末までの回収額 96,000 円)
保証人の状況	代表者、代表者の兄、個人 (死亡)
回収可能性について	平成 21 年 4 月に廃業。代表者が継続納付中。
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 10 月であり、時効中断中。
平成 13 年度指摘内容	昭和 58-59 年は約定どおり償還されたが、平成 4 年までの償還は不定期でその後入金なし。県以外に金融機関からの借り入れがあり、そちらに弁済。県も回収を図るべき。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 170 年以上かかり、回収可能性に問題がある。</p> <p>② 他の金融機関のみならず、債権者平等の原則に基づき県への支払いも強く要請すべきである。</p> <p>③ 死去した連帯保証人について、相続調査と相続人からの回収を検討すべきである。</p>	

平成 13 年度報告 No.	⑮	債務者	K 社 (No. 近代化-2) (S63/6 破産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	10,671,998 円		
平成 20 年度末未収金残高	10,456,998 円 ((2) 監査の結果②平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化-2」参照)		
回収状況	連帯保証人から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 215,000 円)		
保証人の状況	代表者 個人 (時効援用) 個人 (死亡) ※相続人は全員相続放棄		
回収可能性について	代表者は年金収入のみ。平成 21 年度は 10 月末現在で返済なし。		
債権保全状況	一部、平成 22 年 7 月に時効完成の恐れがある。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 61 年破産宣告。時効中断の措置が取られておらず、すでに時効完成。早急に連帯保証人の資産所得状況を調査し、今後の対応を検討する必要がある。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収等手続を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表したが、弁済は H16/11-18/12 の 10 回 215 千円のみになり、いまだ概況は不変である。(その他の指摘は「近代化</p>			

－ 2」 参照)

ii) 庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課 管理案件

平成 13 年度報告 No.	⑱	債務者	T 2 社 (S40 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2,980,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,751,000 円		
回収状況	20 年度まで保証人の配偶者 (相続人) から 229 千円償還		
保証人の状況	個人 (死亡) ⇒相続人: 配偶者、子 個人 (死亡) ⇒相続人: 子 (H15 時効援用)		
回収可能性について	世帯収入は配偶者の年金、子の給与のみ。		
債権保全状況	H20 年度末まで定期的に償還あり。期限利益の放棄により、債権保全されている。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 40 年倒産し、昭和 51 年事業廃止。連帯保証人 2 名はそれぞれ昭和 50 年 58 年に死去。保証人の相続関係を調査する必要があるが、すでに時効完成。速やかに不納欠損処理が必要。		
監査人の見解			
<p>① 現状では全額回収におよそ 84 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。</p> <p>② 死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人からの回収を検討すべきである。</p>			

平成 13 年度報告 No.	㉓	債務者	O 3 社 (S51 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	1,285,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	1,195,000 円		
回収状況	20 年度まで債務者の子 (相続人) から 90 千円償還		
保証人の状況	代表者 (死亡) ⇒相続人: 子、ほか不明 個人 2 名 (死亡)		
回収可能性について	会社は倒産するも事業を継続中。返済意思は示すが、償還実績が伴わないため、業績等を注視しつつ訪問している。		

債権保全状況	平成 20 年 7 月に債務承認を得ており、債権保全している。
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 51 年倒産したが、事業を継続中。会社資金繰りが厳しく不定期の入金が続いている。連帯保証人 3 人は全員死去、相続関係を調査する必要あり。
<p>監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 92 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。</p> <p>② 死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人からの回収を検討すべきである。本件は平成 13 年にも指摘しているが、状況不変である。</p>	

平成 13 年度報告 No.	②6	債務者	W 氏 (H1 死去)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	3,606,750 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,631,750 円		
回収状況	債務者の子(債務引受者)月 15 千円定期的に償還		
保証人の状況	個人 個人 2 名(死亡)		
回収可能性について	継続納付中。		
債権保全状況	H15 年 10 月に債務引受書を受領。以後定期的な償還あり、債権保全している。		
平成 13 年度指摘内容	債務者は平成元年死去。連帯保証人 3 名のうち 2 名は死去。債務者等の相続関係を調査し、償還の可能性を検討すべき。		
<p>監査人の見解</p> <p>① 相続調査を実施(H15 年度)しているが、死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人等からの回収を検討すべきである。</p>			

平成 13 年度報告 No.	②7	債務者	I 氏 (No. 近代化-5) (S62 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	4,500,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	4,210,000 円 ((2) 監査の結果①平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化-5」参照)		
回収状況	20 年度まで債務者から 290 千円償還		

保証人の状況	個人2名（うち1名は死去）
回収可能性について	借り入れ時と別事業を営む。個人として返済する意思を示すが、償還実績が伴わないため重点的に訪問、保証人状況聴取。
債権保全状況	H19/10 債務確認書入手しており、時効中断中。
平成13年度指摘内容	債務者は昭和62年倒産。1度も償還なく、全額が延滞債権となっている。債務者本人は貸付時と別の事業を営んでいる。債務者に強く返済を求めるとともに、連帯保証人の状況を把握し、場合によっては連帯保証人からの返済を検討すべき。
<p>監査人の見解</p> <p>本件は、返済期限到来後1度も入金ないまま延納申請し、貸付対象事業を倒産させた一方で他の2社を設立する余裕があるにもかかわらず返済が少額の極めて不誠実な債務者に該当するものと判断する。また、詐欺行為に該当するか検討し、場合によっては立件も視野に入れるべきである。</p> <p>① 貸付目的資産につき抵当権の実行等の法的措置を検討すべきである。</p> <p>② 平成13年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表していたが、弁済はH15/11-17/3の4回29万円のみで留まり、いまだ概況は不変である。（他の指摘については「近代化－5」参照）</p>	

4. 意見

(1) 債権管理について

- ① 債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。【指摘事項】

「手引き」によると延滞が発生した際の対応として、契約関連資料等債権管理上必要な資料の点検と収集を行うこととしている。これは、延滞が生じた債務者に係る資料を集約することで、貸付債権の法的権利を明確にし、その後の事務手続をスムーズに行う効果を期待しているからと考えられる。

県の事務では、本制度融資に係る未収金の一部につき、審査に係る資料の保管がなされていないものを検出した。この事務は、その他書類の処分期間（およそ5年）に合わせ、完済していない貸付金に係る審査資料を処分または紛失する恐れがある。

この点、規定上は「債権管理上必要な書類」と規定しているが、その中に審査資料も含まれるべきと考える。なぜならば、審査においてどのような検討がなされて融資を決定したのかが明らかでなければ、滞留債権に係る過去の審査における

欠点を洗い出し、現在の審査実務に的確にフィードバックすることができないからである。

県は、現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。（中略）

（4）債権関係書類の点検、収集

- ①金銭消費貸借契約書（金銭消費貸借および譲渡担保設定契約書）
- ②公正証書
- ③抵当権設定登記済証
- ④登記簿謄本
- ⑤住民票
- ⑥戸籍簿謄本

等債権管理上必要な書類の点検・収集を行う。

② 貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請を提出せず延納処理している。【指摘事項】

県が行う制度融資は県民の資産を原資とした貸付であるから、その債権管理は倒産などによる貸倒れが起こらないよう適切に管理しなければならない。特に中小企業に対する当制度は、もともと信用力・資金調達力が比較的弱い中小企業者に対する融資であるから、その管理には大企業に対する融資と比べ細心の注意が必要なことは言うまでもない。

この点、山形県中小企業近代化資金貸付規則において次の規定を置き、貸付条件に関わる事業等に重大な変更があった際には知事への報告義務が課されている。

山形県中小企業近代化資金貸付規則（抜粋）

第17条（届出）

借主は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかにその概要を記載した書面を知事に提出し、指示を受けなければならない。

- (1) 貸付対象設備が滅失し、又はその効果を喪失する程度のき損等の重大な事故が生じたとき。
- (2) 他の債務のため、強制執行又は和議開始若しくは競売の申立があったとき。
（中略）

3 借主は、事業を中止又は廃止したときは、その旨をすみやかに知事に届け出て指示を受けなければならない。（後略）

しかし、ある借主が融資の目的とした資産（エンジン分析機）に関わる事業（自動車整備業）を昭和62年に廃止していたが、当該事実を「担当者」に「口頭で報告」するのみで、「知事」に対する「書面による届け出」は行われていなかった。

その上、この借主からは融資から一度も入金なく、県担当者は融資から22年間事実上の返済猶予を与え続け、結局現在まで29万円しか回収していない。

その一方で当該借主は廃業から8～10年後、別事業会社2社（資本金合計1500万円）を設立していたが、県が当該事実を把握したのは設立から7年経過してからのことで、その時点では2社合算して累積損失の状態であった。

この事実は、県担当者の些細な手続の看過が、借主に与えられるべき県に対する返済や報告に係る義務感を鈍らせたことにより、その後の両者の経済的損失に繋がったケースと考えられる。

そもそも中小企業がある事業を廃止するという事は、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものと考えられるのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものであり、また事業廃止後、確実に回収可能性があるといえない限り、当該貸付金は繰上償還すべきであると考えられる。

県は、規定の主旨に基づく手続を確実に行うことが、県民財産を守り、その有効利用に繋がるということを再確認すべきである。

③ 滞納部分がある債権は期限未到来部分について決算書その他において明らかにすべきである。【意見B】

前述のとおり制度融資に係る未収金は、返済期限到来済みだが未入金部分のみの金額を示している。すなわち、同一債務者に対する同一融資に関して返済期限が到来していない部分は、未収金としてではなく正常債権と外形的に考えられる貸付金に含まれて決算書に表示されることになる。

一般企業では、不良債権について債務者ごとに状況を把握し当該債権全体に係る貸倒引当金を算定し決算処理する。

したがって、県の事務においても滞納部分がある債務者に対する債権は明確に正常債権の区分から分離して表記することが妥当である。もし決算書上での表記が難しいのであれば、別紙やホームページ等その他の方法により金額等を明記することも考えるべきである。なぜならば、当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、今後県民資産において毀損するかもしれない部分を県民に明らかにすることに他ならないからである。

以下、中小企業設備近代化資金に係る各制度融資について制度開始から平成20年度末時点までの融資等実績をまとめる。

表7：制度開始から平成20年度末までの融資返済等状況（単位：千円）

名称	融資総額	返済総額	不納欠損 処理額	返済期限未 到来残高※	延滞残高 ◎
設備近代化 貸付金	18,773,438	18,308,768	70,625	322,527	71,516

注) ◎：未収金として処理される残高

※：貸付金として処理される残高

(2) 債権回収について

① 主債務者への催告後の手続規定が不十分である。【意見A】

主債務者に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

しかし、同規定のみでは催告後の手続が明確ではなく、一向に回収が進んでいない一因と判断される。また、償還計画については債権全額をカバーしたものとすべきであるが、県が行っている実務ではごく少額のみ償還計画として提出されているものを検出した。

県は、催告後の法的手続や償還計画の内容等についての規定を見直し、適切に運用すべきである。

② 連帯保証人への手続が適切に行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。（後略）

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載上、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。また、当該交渉の条件は①「主債務者が納付しないとき」＋「完済に長期間を要する場合」、②「貸付企業等」＋「債権保全上危機的な状態に陥った場合」としている。

しかしこれらの規定はその判断基準が明確でなく、また「個人」の債務者が「ご

く少額で納付しているとき」だが「完済に超長期（数百年等）を要する場合」でも連帯保証人への対応をしない前述のようなケースを助長しかねない。

また、県はある債務者に係る連帯保証人について、当該連帯保証人が『勝手に印鑑を使われ、保証人にされていたとして保証を否認』した場合に、その後の連帯保証人に対する手続を実施していなかった。

この点、契約書の記載が他者によってなされたものであったとしても、当該法律上の関係は有効であることから、連帯保証人に対する手続は実施すべきである。さらに当該手続の継続が無理であるとしても、連帯保証人を設定しているのは県の契約事務によるものであるから、当該契約手続における連帯保証人の確認の手続につき、「手引き」等規定へフィードバックすべきであろう。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、「手引き」における規定及びその表現等を再度検討したうえで、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を改めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）
8 抵当権の実行
本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

③ 不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。【指摘事項】

県は、「不誠実な債務者」に該当すると考えられる債務者に対し、規定上なすべき手続を行っていない。

本件は、返済期限到来後1度も入金ないまま延納申請し、貸付対象資産に係る事業を倒産させた一方で、他の2社を設立する余裕があるにもかかわらず返済は少額で、平成17年3月以降入金がないケースである。平成17年以降は訪問での面会もままならない状況となっている。

県は、当該債務者を債権分類表に基づきEランク「回収が極めて困難」な債務者と位置付けて当該分類表に基づき管理している。当該債務者はこのうち、債務者に資力がある場合（時効未完成）に位置付けられ、対応方針として「厳しい督促を行い弁済を求める。場合によっては法的手段も検討。」と規定されている。しかし、当初の償還期限から20年以上経過していた現在も法的手続は行われていない。

この点、不誠実な債務者に対する手続および抵当権の実行につき、「手引き」に

は次の通り規定されている。また、併せて債権分類表（Eランク抜粋）を示す。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。（中略）

（5）主債務者及び連帯保証人への請求

- ①主債務者に対する請求（中略）
- ②連帯保証人に対する請求（中略）
- ③物上保証人に対する請求（中略）
- ④不誠実な債務者に対する催告

不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。

ただし、一律的に処分を行う安易な管理であってはならない。したがって、政策性の高い本貸付制度の性質、債務者との地道な交渉経緯、債務者の資産状況、地域経済に与える影響等を総合的に判断し、最終的な回収手段として処分を実施する。

- （1）度重なる納付指導を行っても納付の意思が認められないとき。
- （2）実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、再建が不可能と判断されたとき。
- （3）実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、元金の回収に10年以上を要すると判断されたとき。

債権分類表				
ランク/ 類型	内容	細区分	方針	留意事項
E/ 回収極めて困難	長期間入金がなく、債務者の返済意思あるいは返済能力が認められないもの	事業継続案件 (時効未完成)	ほとんど想定できないが、該当案件があれば、法的手段も検討。	Eランクは、現在回収は困難だが、将来に渡って不可能とは言いきれない債権を対象とする。法的手段による回収(悪意の場合)のほか、徴収停止、履行延期特約も検討する。
		担保有り	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。ただし、実益が見込まれない場合(配当額が申請費用を下回る場合等)は除く。	
		債務者に資力がある場合 (時効未完成)	厳しい督促を行い弁済を求める。 <u>場合によっては法的手段も検討。</u>	
		債務者が行方不明の場合	徴収停止を検討。ただし、 <u>長期間行方不明</u> の場合はFランクの処理。	
		債務者が無資力又はこれに近い状態の場合(時効未完成)	履行延期特約を検討。ただし、 <u>将来に渡って資力回復する見込みのない場合</u> はFランクの処理。	
		時効完成案件	<u>ケースバイケース</u> で対応する。	

規定の内容(「場合によっては」「ケースバイケース」などの表現等)が曖昧な点は前述したが、これに加えて「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。

また、当該規定では極めて不誠実な債務者に係る詐欺行為の調査等具体的な手続が示されておらず、前出の抽出した債務者に対する調査手続がなされていない要因ともなっている。

したがって県は、「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。

(3) 債権の保全について

① 時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。【指摘事項】

県の事務において、一部法解釈を誤り、その誤った見解で事務処理を行っているケースを検出した。以下、債権及び時効についての一般的な解釈について論じる。

i) 債権の単位について

本制度融資については債務者と県知事との間で金銭消費貸借契約が結ばれているため、基本的な債権の単位は当該契約毎と考えられる。したがって、債務者からの入金については、債務者の充当意思がない限り民法の法定充当の規定によることが正しい処理であり、時効中断の起算点は契約毎によって異なることとなる。

ii) 分割納入債権を滞納した際の債権単位について

県が債務者との間で締結する金銭消費貸借契約には特約事項として期限前償還の規定が置かれている。したがって、契約書に分割納入による償還期限が定められていたとしても、その償還を怠った場合にはその時点で期限の利益を喪失し、その時点での同契約における残債全額を一体と見ることになる。

金銭消費貸借および譲渡担保設定契約（抜粋）

六 特約事項

1. 期限前償還

次の各号の1に該当したときは、期限の利益を失い貸付金の全部、もしくは一部を償還しなければならない。

- イ) 貸付金を本契約書に記載した用途以外に使用したとき。
- ロ) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- ハ) 貸付金の償還を怠ったとき。
- ニ) 貸付対象設備の支払額が査定額に比し減少したとき。
- ホ) 破産その他により債権の確保が著しく困難になる恐れがあると認められるとき。
- ヘ) 山形県中小企業近代化資金貸付規則及び本契約に違反したとき。

iii) 時効の起算日について

時効の起算日についての一般的な法解釈（民法第166条参照）は次表のとおりである。

表8：時効起算日の一般的解釈

	返済期日	返済	起算日
①	定めない	1度もない	契約日の翌日
②	定めない	1回以上あり	最後に返済した日の翌日
③	定めている	1度もない	最初の返済予定日の翌日
④	定めている	1回以上あり	最後に返済した次の返済予定日の翌日

民法 第 166 条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

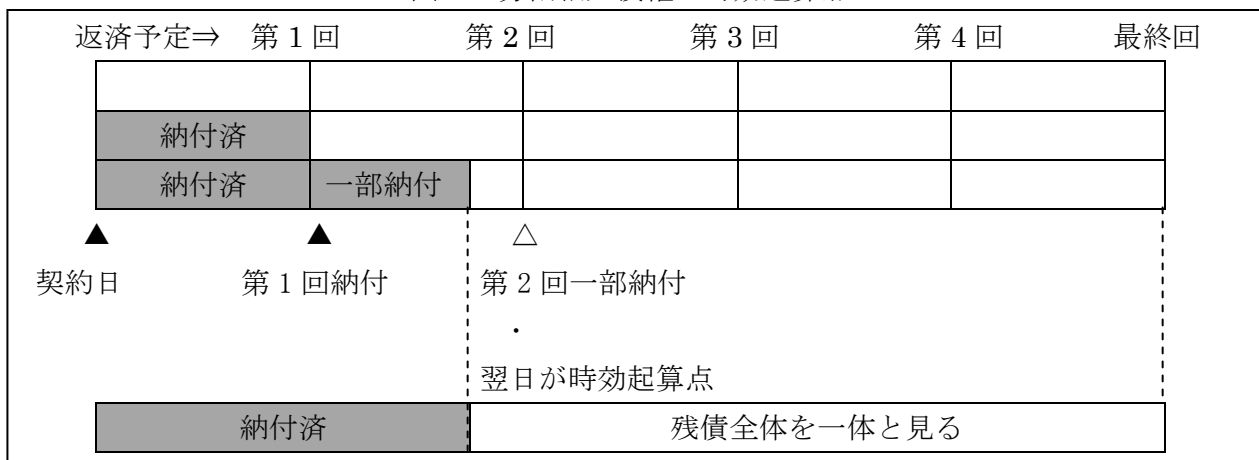
- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

県の事務において、滞納の発生している債権の時効起算日を、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。

この点、契約書に分割納入による償還期限が定められていたが、その償還の一部を怠った場合、その時点での同契約における残債全額を一体と見ることは前述のとおりである。

そしてこの債権に係る時効起算日は、表 8 の解釈に基づく「返済期日を定めている（滞納発生日に一括返済）」債権かつ「返済が一度もない」債権と考えられるため、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち滞納発生日の翌日となる（図 2 参照）。

図 2：分割納入債権の時効起算点



② 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。【意見 A】

時効の中断については、「手引き」に詳細な記載がある。

このように詳細な中断手続の記載があるのは、前出「手引き」8 抵当権の実行記載のとおり、県民財産から貸し付ける債権の保全に努める必要があるからである。

しかし今回抽出した債務者の中には、すでに時効完成済みのケースを検出した。これは、前述の時効に関する法的理解に誤りがある事などが原因と考えられる。

県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。

また、県貸付規則によると、知事が増担保の提供等担保の変更を求めたときに借主はこれに応じなければならないものとされており、毀損の恐れある債権については増担保すべきことを暗に求めている。しかし、県は連帯保証人以外の物的担保の増加提供を受けていない。さらに、原契約における抵当物件の順位が第一順位でないケースも検出した。

県は、物的担保に係る手続規定を再度見直し、実効性のある手続を確実に行うべきである。

山形県中小企業近代化資金貸付規則（抜粋）

第4条（保証人又は担保）

貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付に係る債務を保証するに足る資力を有し、知事が適当と認める連帯保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。

2 知事が増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めたときは借主は、すみやかにこれに応じなければならない。

③ 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

前項のとおり、時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、平成15年度からの6年間において議会承認を得て不納欠損処理を行うものが23件ある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースは7件と少ない現状にある。県は消滅時効が完成しているが時効援用されない債権について特段の手続を行っておらず、それが債権未回収の長期化につながっている一因とも考えられる。

当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない

状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを検討し、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

（４） その他

① 平成13年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。【意見A】

平成13年度包括外部監査で指摘した債権のうち、現時点でも未収金として残っているものの一覧とその状況は次のとおりである。

表9：平成13年度包括外部監査 指摘債権 残債状況表（単位：円）

No	債務者	年度末残高		回収額 b	完済予想年数 (a/b)×7(年)	備考
		平成13年	平成20年 a			
1	M社	2,381,750	2,330,750	51,000	319.9	(S53 倒産)
2	O2社	11,560,000	3,971,126	7,588,874	3.6	(S58 倒産)
3	O1社	6,145,800	6,145,800	0	∞	No. 近代化－4 (H15/5 解散)
4	T1社	2,450,000	2,354,000	96,000	171.6	(H21/4 廃業)
5	K社	10,671,998	10,456,998	215,000	340.4	No. 近代化－2 (S63/6 破産)
6	T2社	2,980,000	2,751,000	229,000	84.0	(S40 倒産)
7	O3社	1,285,000	1,195,000	90,000	92.9	(S51 倒産)
8	W氏	3,606,750	2,631,750	975,000	18.8	(H1 死去)
9	I氏	4,500,000	4,210,000	290,000	101.6	No. 近代化－5 (S62 倒産)
合計		45,581,298	36,046,424	9,534,874		

(回収率)			(20.9%)		
2,8を除く計 (回収率)	30,414,548	29,443,548	971,000 (3.1%)		

平成13年度包括外部監査の結果報告に対して、県は措置状況を平成19年9月に公表しており（2（5）未収金対策の概要参照）、その中で本件に関して、「弁済交渉中あるいは弁済開始している」旨回答している。

しかし、表にまとめた現状から判断し弁済は確かにあるものの回収可能性が改善されたと判断できるのは、9件中完済予想年数20年以下の2件のみである。

したがって、その他の債権について県は、平成13年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。

第 6 違約金及び延滞利息（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	高度化資金貸付金	711, 449, 226
2	共同施設貸付金	65, 698, 552
3	工場等集団化貸付金	124, 032, 503
4	設備近代化貸付金	68, 416, 212
5	商店街近代化貸付金	162, 610, 582
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 違約金及び延納利息の概要

小規模企業者等設備導入資金特別会計に含まれる各種制度融資は根拠となる法律や規程に基づく貸付金である。当該法規則において違約金の規定があり、これを根拠に知事との間で締結される契約書においても違約金に関する規定が置かれている。

例として、中小企業高度化資金の規定等を以下に示す。

山形県中小企業高度化資金貸付規則（抜粋）

第 21 条（違約金）

知事は、借主が約定支払日まで貸付金を償還しなかったとき、又は第 19 条第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当することを理由として同条の規定による償還を命ぜられた金額を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該計算した違約金の一部または全部を徴収しないことがある。

2 知事は、借主が第 19 条第 1 号又は第 5 号に該当することを理由として同条の規定による償還を命ぜられた時は、貸付金の貸付日（中略）から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、すでに支払済の約定利息があるときは、当該金額を控除

した額とする。

第 19 条（繰上償還）

知事は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、約定支払期日前に貸付金の全部または一部の償還を命ずることができる。

- （1）貸付金を貸付けの目的以外に使用し、又は貸付けを行った後、長期にわたり使用しないとき。
- （2）貸付金の元金又は利息の償還を怠ったとき。
- （3）貸付対象施設等の設置等又は設置等以外の事業に要する費用の額が事業計画の変更、その他の理由により減額されたとき。
- （4）破産手続開始の決定その他により債権の確保が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- （5）その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

金銭消費貸借および譲渡担保設定契約（抜粋）

六 特約事項

2. 違約金

- イ) 各年度の償還金を期限まで償還しなかったときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75%の割合で計算した違約金を徴収することができる。
- ロ) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反して、償還を命ぜられたときは、貸付の日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の額につき年 10.75%の割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

2. 違約金及び延滞金の概況

（1）違約金及び延滞金の性格

本制度融資に係る債権は私法上の債権であることは前述のとおりであり、債務者と知事との間に金銭消費貸借契約が締結される。この契約書の中に、違約金の規定があることから、当該違約金についても私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本違約金等に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年と解されるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業高度化資金貸付規則（抜粋）

第 17 条（契約の締結）

貸付決定者は、知事と金銭消費貸借契約を締結し、債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書を作成しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

（2） 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

違約金等については、その源泉となる貸付金と同等に管理されているため、各制度融資に係る管理担当部署において貸付金同様に管理されている。

したがって、当該債権に係る未収金の回収体制についても貸付金同様である。

② 未収金に係る手続

違約金等についても根拠規程である「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」に基づいて手続されるため、未収金に係る回収手続・不納欠損処理手続とも、中小企業高度化資金と同等である。

（3） 根拠法令等

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

② 山形県中小企業高度化資金貸付規則等

(4) 数値データ

① 直近5年間の推移

表1-1：違約金及び延納利息残高の推移（単位：千円）

	発生（繰越）	償還	不納欠損額	未収金期末残高
平成16年度	28,590	1,346	1,210	26,033
平成17年度	27,451	1,642	0	25,809
平成18年度	25,970	190	685	25,095
平成19年度	26,672	1,639	0	25,032
平成20年度	25,042	82	0	24,960

② 発生・償還の推移

表1-2：違約金及び延納利息 発生・償還の推移（単位：千円）

	発生（繰越）			償還		
	現年分	過年度分	合計	現年分	過年度分	合計
平成16年度	1,339	27,251	28,590	1,285	61	1,346
(償還率)				(95.9%)	(0.2%)	(4.7%)
平成17年度	1,416	26,034	27,451	1,416	225	1,642
(償還率)				(100%)	(0.8%)	(5.9%)
平成18年度	161	25,809	25,970	157	33	190
(償還率)				(97.2%)	(0.1%)	(0.7%)
平成19年度	1,57	25,095	26,672	1,577	62	1,639
(償還率)				(100%)	(0.2%)	(6.1%)
平成20年度	9	25,032	25,042	4	77	82
(償還率)				(46.4%)	(0.3%)	(0.3%)

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

平成20年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表2参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 2 : サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
違約金及び延滞利息	24,960,493 円	違約金－1	K社	7,671,105 円
		違約金－2	N社	7,087,687 円
		違約金－3	E社	6,503,578 円
	合計	3 件		21,262,370 円 (85.1%)

(2) 監査の結果

以下に示す債務者抽出サンプル 3 件は、いずれも酒田大火復興支援融資にかかる未収金である。各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	違約金－1	債務者	K社
未収金額	7,671,105 円	償還予定	S54/11-60/11
貸付額	15,210,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日 (商店街近代化資金)
債務者の現状	昭和 59 年 11 月倒産。		
現在の主たる債務者	—	連帯保証人	代表、子、組合
未収金発生までの経緯	S54/11-59/11	利息のみの償還。	
	S59/8	業績不振により倒産。	
	S59/11	元本返済開始も延滞。	
	S60/11	繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	H3/1	宅地住宅の競売により、17 百万円回収。 この時点で違約金未収分 7,615 千円発生。	
		その後の手続はない。	
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。		
債権保全状況	平成 3 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。		

監査人の見解

- ① 平成 3 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。
- ② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一蓮托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入力すべきである。

③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。

No.	違約金－ 2	債務者	N社	
未収金額	7,087,687 円	償還予定	S55/11-61/3	
貸付額	19,240,000 円	貸付日	昭和 54 年 11 月 26 日（商店街近代化資金）	
債務者の現状	昭和 61 年倒産。			
現在の主たる債務者	連帯保証人 1 名	連帯保証人	代表、代表の妻、組合	
未収金発生までの経緯	S55/11-57/11	利息のみの償還。		
	S58/11	延滞発生		
	S61	事実上倒産。		
	S61/3	繰上償還命令。		
未収金発生からの対応	H2/10	競売により、23 百万円回収。 この時点で違約金未収分 7,087 千円発生。		
		その後の手続はない。		
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。			
債権保全状況	平成 2 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。			

監査人の見解

- ① 平成 2 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。
- ② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一蓮托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手すべきである。
- ③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。

No.	違約金－ 3	債務者	E社	
未収金額	6,503,578 円	償還予定	S54/11-H4/12	
貸付額	21,840,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日（商店街近代化資金）	
債務者の現状	倒産。			
現在の主たる債務者	連帯保証人 1 名	連帯保証人	代表、代表の妻、組合	
未収金発生までの経緯	S54/11-58/11	5 回償還。延滞なく、これまでの元本返済総額		

		は、3,640 千円。
	S59/11	償還猶予するも、延滞発生。
	59/12	最終入金。(⇒H1/12～一部時効完成していた。)
	H4/12	繰上償還命令。
未収金発生からの対応	H5/5	競売により、21 百万円回収。 この時点で違約金未収分 6,503 千円発生。
		その後の手続はない。
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。	
債権保全状況	平成 5 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 平成 5 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。なお、貸付元利金については平成元年以降一部時効完成していた。</p> <p>② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一蓮托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書入手すべきである。</p> <p>③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。</p>		

4. 意見

(1) 債権回収手続について

① 連帯保証人への手続が適切に行われていない。【意見 A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。（後略）

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、長期に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていない（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載上、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

② 債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。【意見A】

前出「手引き」連帯保証人に対する徴収手続には、次のような表現がある。

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。（後略）

i) 連帯保証人の地位

規定上、連帯保証人に対する手続は、「主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要」として、様々な要件を勘案した上での交渉が前提となっている。

そもそも、連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。上記のような規定をおくことにより、連帯保証人に対する折衝等手続につき担当者の判断が区々となり、何のために連帯保証人を徴求したのかわからなくなる恐れがある。

ii) 連帯保証人として具備すべき要件

「手引き」にいう連帯保証人は自然人を前提としている表現となっているが、今回抽出した案件はすべて「組合」が連帯保証人とされている。

この点まず、「手引き」において連帯保証人として具備すべき条件についても記載がなく、付保としての実効性に欠ける規定となっている。

また、「組合」がどのような組織であるかによって手続は異なるべきである。

つまり、「組合」が民法上の組合である場合には、組合が負担する債務は組合員個人も責任を負うことになり、組合が解散した場合も債務発生当時の組合員について同様の責任が課されることとなっている。この場合県は、連帯保証人である組合のみならず、当時の組合員に対しても組合が解散しているか否かに関わらず、一定の割合により連帯保証債務の請求ができることになる。

一方で、「組合」が中小企業等協同組合法により設立された団体である場合には、組合員の責任は出資額が限度となり、組合員に対する責任は追及できないこととなる。この場合県としては、組合の連帯保証人としての責任能力に不安が感じられる

場合には、債権保全手続の一環として、予め組合の理事長や理事を連帯保証人とすべきであろう。

以上より、県は、「手引き」における連帯保証人に係る規定の表現等を再度検討したうえで、①にいう連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

(2) 債権の保全について

① 保全手続が適時に行われず、時効完成済みの債権がある。【意見A】

時効の中断については、「手引き」に詳細な記載がある。

このように詳細な中断手続の記載があるのは、前出「手引き」8 抵当権の実行に記載のとおり、県民財産から貸し付ける債権の保全に努める必要があるからである。

しかし今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。これらは、これまでの債権担当者の「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。

県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。

② 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、議会承認を得て不納欠損処理を行うものがある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースはなく、これにより債権未回収の状況が長期化している。

しかし、当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)
7 時効の中断
(1) 消滅時効
民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている (消滅時効)。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを検討し、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

（3） その他

① 未収金残高に不納欠損処理すべきものが多額に含まれている可能性がある。

【意見C】

平成20年度末現在、違約金及び延滞利息の大部分である85%を占めるのが、今回サンプルとして抽出した3先である。

表2：サンプル抽出者一覧（再掲）

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
違約金及び延滞利息	24,960,493 円	違約金－1	K社	7,671,105 円
		違約金－2	N社	7,087,687 円
		違約金－3	E社	6,503,578 円
合計		3 件		21,262,370 円 (85.1%)

これらは監査結果にて明らかにした通り、すべて酒田大火被災者に対する商店復興支援金としての商店街近代化資金貸付金に係る違約金である。そして、すべてが不動産等の競売配当によっても回収できなかった違約金部分であり、その後はいずれの債務者についても入金がない状況である。

この点、この違約金については免除規定があり、県はその適用に関して、『債務者等の経営及び生活に著しく支障をきたすことがないよう留意しながら、債務者等の資力に応じて個別案件ごとに判断している』とのことである。

免除の根拠規定は次のとおりである。

山形県中小企業高度化資金貸付規則

第 21 条 知事は、借主が約定支払日まで貸付金を償還しなかったとき（中略）は、支払期日の翌日から支払いがあった日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、計算した額の違約金の一部又は全部を徴収しないことがある。

これらの基準に照らし合わせると、県は当該違約金につき免除を検討することが相当と考えられる。債務者の現在の資力や生活状況を調査して回収可能性がない場合には、たとえ時効の援用や死去後の相続放棄という外形的な判断基準がなくとも、知事による承認と議会の議決とを通して不納欠損処理することが妥当である。

なお、債務免除の判断条件（上記下線部）については担当者の恣意性が介入する要素があることから、県担当者による不公平な手続を防止するため同貸付規則において具体的な事実に基づく判断基準を明記すべきである。

② 違約金の算出が適時に行われていない。【意見 A】

県の事務において、違約金は貸付金等元本が完済された時点で初めて正確な金額が明らかになるような仕組みとなっている。したがって、長期間に渡る滞納がある場合、当該債務者はあたかも違約金が課されていないかのような誤解を招く恐れがあり、貸付金をすべて返済したときに初めて膨大な金額となった違約金を提示される恐れがある。

この点、「手引き」において長期延滞債権については次のような規定を置いてこの状況を未然に防ごうとしている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）
5 長期延滞債権の処理（延滞 1 年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3 月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

この規定によると、違約金についても「債権管理担当者が個々に算出して」通知すべきとしている。しかし、担当者は当該算出事務の煩雑さから、規定の「状況により」という枕詞を拡大解釈し当該事務を行っていないのが実情である。

例えば、商工労働観光部が管理する高度化資金貸付金等制度融資に係る違約金の利率は 10.75% であり、通常の金融機関が融資する際の貸出利率を大幅に上回っている現状にある。したがって、この事実をきちんと理解している債務者であれば、

県に対する弁済を優先する行動をとるはずである。

しかし、この逆に金融機関への弁済を優先しているケースが散見されるが、これは県の回収事務手続が金融機関のそれよりも債務者にとって甘い対応であることに起因するものと考えられる。

したがって、規程が意図する違約金の現在概算額をすべての債務者に明らかにすることで、債務者が金融機関に対する利息と比較するようになり、県の違約金が多額であることに気がつくこととなる。ひいては、通常の回収活動がスムーズに行われる効果が期待できると考える。

以上より、県は「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。

第 7 母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）

<平成 20 年度末残高>

母子寡婦福祉資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	母子福祉資金貸付金	194, 522, 147
2	寡婦福祉資金貸付金	5, 571, 591
3	過年度返納金	9, 940, 003
	合計	210, 033, 741

1. はじめに<母子及び寡婦福祉資金貸付金の概要>

① 制度の目的

母子及び寡婦福祉資金貸付は、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として、母子家庭等及び寡婦の生活安定とその向上のために、母子及び寡婦福祉法（以下、「法」という）によって制定された貸付制度である。

山形県では、昭和 37 年 7 月 1 日に公布施行された同法、同法施行令（以下、「施行令」という）及び同法施行規則（以下、「施行規則」という）に基づき、山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下、「県施行細則」という）を昭和 39 年 12 月 26 日に公布施行し、同年 7 月 1 日より適用している。また、当該貸付事務を適正かつ円滑に進めることを目的として、平成 11 年 7 月 1 日には山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（以下、「県取扱要領」という）を定めて運用している。

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

第 1 条（目的）

この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

第 13 条（母子福祉資金の貸付け）

都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。（後略）

第 32 条（寡婦福祉資金の貸付け）

第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定は、寡婦（中略）について準用する。（後略）

② 貸付条件

母子及び寡婦福祉資金に係る貸付金の種類、対象者、その他の条件は次のとお

りである。

i) 貸付金の種類

貸付金の種類については、法第13条に次の規定があり、施行令第3条においてより詳細な規定がなされている。なお、寡婦については前出母子に係る規定への準用規定が置かれている。

これらの規程から、平成21年4月1日現在の同貸付金の種類等を表1にまとめる。

母子及び寡婦福祉法（抜粋）	
第13条（母子福祉資金の貸付け）	都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。
1	事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
2	配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
3	配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
4	前3号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であって政令で定めるもの

表1：母子及び寡婦福祉資金貸付金の種類等一覧表

資金の種類	資金の用途	貸付限度額	利子
事業開始	事業開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	無利子
事業継続	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金	1,420,000円	
技能習得	事業開始又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な資金	月額65,000円	
就職支度	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000円	
住宅	住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)	年3%
転宅	住居を移転するのに必要な資金	260,000円	
医療介護	医療を受けるのに必要な資金(医療を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る)	340,000円 500,000円(介護の貸付)	無利子
生活	医療、介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金	月額103,000円	年3%

	離職し就職できない状況下での就職までの期間を維持するために必要な資金		
	母子家庭の母になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金 ※月額 40,000 円までは無利子		
	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金	月額 141,000 円	
結婚	子の結婚に際し必要な資金	300,000 円	
就学支度	小学、中学、高校、高専、短大、大学、専修学校又は修業施設へ入学、入所させるのに際し必要な資金	小学校 39,500 円	無利子
		中学校 46,100 円	
		高校 85,000 円	
		大学 380,000 円	
修学	高校、高等専門学校、短大、大学又は専修学校に修学させるために必要な資金	高校 月額 35,000 円	無利子
		専修/短大 月額 60,000 円	
		大学 月額 64,000 円	
修業	事業開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金	月額 65,000 円	

ii) 貸付対象者

貸付対象者については、前出の法第13条・32条・附則3条等より、次のとおり解釈される。

- ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
- イ その扶養している児童
- ウ 寡婦（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが20歳以上となり、母子福祉資金を受けられなくなったもの）
- エ ア、ウが扶養する児童

iii) 貸付する際の条件

貸付する際の条件については、県取扱要領において次のような規定を置き、貸付決定前の調査を行っている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第1 貸付事務

3 貸付けの調査

- (1) 県総合支庁保健福祉環境部長（以下、「部長」という）は、貸付申請書を受理したときは、記載内容を確認のうえ母子（寡婦）福祉資金貸付申請受付簿に記載し、

町村分については速やかに必要な面接調査又は実地調査を行うなどして家庭環境調査を作成し、市分については、必要に応じ、市長に照会し又は実地調査等を行うものとする。（中略）

(2) 部長は貸付申請書の提出があった場合には次の事項を確認する。

(ア) 貸付資格の有無

申請者が、配偶者のない女子が扶養する児童の場合は、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金のいずれかの資金であるか。

申請者が、寡婦が扶養する子の場合は、修学資金、就学支度資金、修業資金のいずれかの資金であるか。

(イ) 施行令第9条に規定する保証人は細則第3条要件を満たしているか。なお、保証人は申請者と同一市町村のものが望ましい。

(ウ) 貸付申請書の記載内容が適正か。

(エ) 添付すべき書類が添付されているか否か。

母子及び寡婦福祉法施行令（参考、抜粋）

第9条（保証人及び連帯債務を負担する借主）

修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者（配偶者のない女子が扶養している者に限る。）は、保証人を立てなければならない。（後略）

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（参考、抜粋）

第3条（保証人の要件）

施行令第9条第1項に規定する保証人（以下、「保証人」という）は、原則として、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 一定の職業及び収入を有し、かつ、貸付を受けようとする児童の母が連帯保証人となる場合を除き独立の生計を営んでいること。
- (2) 県内に1年以上引き続き居住していること。
- (3) 年齢が満60歳以下で、身体が健康であること。

この規定によると、関係書類の具備と前項貸付対象条件の合致に加え、連帯保証人を置くことが明記されている。この点、県施行細則において、次のような規

定を置き、連帯保証人の要件を明記している。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（抜粋）

第3条（保証人の要件）

施行令第9条第1項に規定する保証人は、原則として、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 一定の職業及び収入を有し、かつ、貸付を受けようとする児童の母が連帯保証人となる場合を除き独立の生計を営んでいること。
- (2) 県内に1年以上引き続き居住していること。
- (3) 年齢が満60歳以下で、身体が健康であること。

2. 母子及び寡婦福祉資金貸付金の概況

(1) 貸付金の性格

母子及び寡婦福祉資金貸付は、母子及び寡婦福祉法に基づき行われる母子家庭の親及び寡婦又はその児童に対する貸付であり、当該貸付から生ずる債権は私法上の債権と考えられる。

また、本貸付の種類には事業開始資金及び事業継続資金が含まれることは前述のとおりであるが（表1参照）、これらは商法上の商人に対する貸付と考えられ、当該貸付に係る債権は商事債権と捉えるのが妥当である。

したがって、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法167条より10年であるが、前述商事債権に該当する場合には商法第522条より5年と解されることに留意しなければならない。

さらに、当該貸付金の過払いや貸付要件から離脱した際等に発生する返納金については、債務者の不当利得と考えることができる。この場合の不当利得返還請求権に係る消滅時効も民法167条より10年と解される。

民法 第167条（債権等の消滅時効）

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第522条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2) 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は県庁内では子ども政策室が担当しており、実際の貸付回収等渉外的業務は各総合支庁において行われている。

特に債権回収については、4つの各総合支庁に償還担当職員が1名ずつ配置され、償還協力員(嘱託)を各総合支庁に2名ずつ、13の各市に1名ずつ配置している。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

当該貸付金の償還未収金に対して、県は県取扱要領に「償還困難者及び滞納者に対する措置等」の項目を置き手続を行っている。以下に、回収手続に関する手続の概要を示す。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領(概要)

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督促

(1) 督促状の発行

ア 納入期限後20日以内に、督促状を発行する。

イ 督促状発行整理簿を備え発行状況を把握する。

(2) 催告状の発行

ア 督促状の納入期限までに納入がない場合、催告状を発行する。

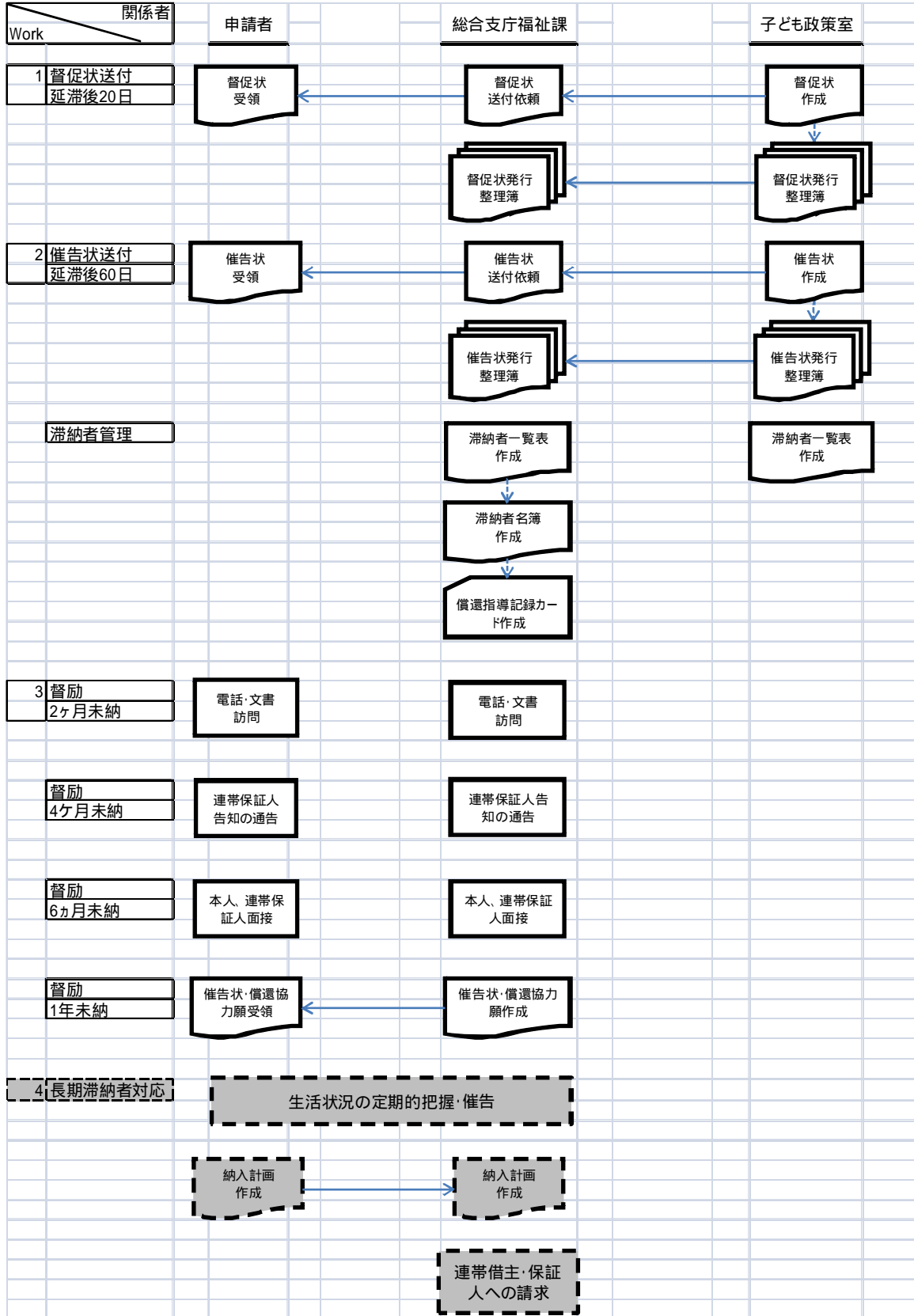
イ 催告状発行整理簿を備え発行状況を把握する。

(3) 滞納状況を把握し、償還活動計画を立て、償還の督促にあたる。

(4) 長期滞納者について滞納理由を把握し、生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、納入計画を立てさせ、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行請求を行う。

次に、上記規定に基づく未収金回収等手続に係るワークフローを示す(図1参照)。なお、図中灰色部分は県提出資料で記載されず、実施も明確でない手続である。

図1：未収金回収等手続に係るワークフロー



ii) 不納欠損処理手続

次に県取扱要領のうち、不納欠損処理手続に関する規定の概要を示す。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

5 不納欠損処分

(1) 次の事由に該当する場合には不納欠損処分を行うことを検討する。

- ① 消滅時効が完成（時効援用した場合に限る）した場合。
- ② 消滅時効期間が既に経過し、借主、連帯借主、保証人が死亡又は行方不明のため今後の徴収の見込みがなく、かつ時効援用の見込みがない場合
- ③ 償還の免除（死亡又は精神若しくは身体に著しい障害）に該当する場合

(2) 不納欠損の手続

- ① (1)①②の場合は、「時効による不納欠損に係る留意事項」に留意のうえ（不納欠損処分・納入意志確認）調書により借主、連帯借主及び保証人に対し滞納状況の確認及び償還意志の確認を行い、時効援用の意志を確認する。
- ② 借用書等提出書類を検討のうえ不納欠損の手続を行う。

(3) 償還の免除

(1)③の場合には償還免除が必要か検討し、所要の手続を行う。

- ① 償還免除の申請者から償還免除申請書の提出を受け、貸付当時の借受者の状況及び貸付の目的、貸付後の状況、保証人の状況、家族の状況及びその他必要とする事項の調査を行う。
- ② 知事は、申請内容を検討し、償還免除を適当と認めるときは、直近の県議会に提案し、議決を経て、償還免除を決定。償還免除決定通知書にて申請者に通知する。
- ③ 不納欠損の手続を行う。

時効による不納欠損に係る留意事項

ア 償還金の消滅時効は10年であること。

イ 最終回の償還金が10年経過した後時効が完成するのではなく、それぞれの償還金について10年経過すれば時効は完成するものであること。

ウ 1の(1)による督促及び内入れ等の債務承認により時効は中断するものであること。

エ 借主、連帯借主の債務及び保証人の保証債務は、当人の死亡した場合にはその相続人に承継されるものであること。

オ 借主及び連帯借主が主たる債務について時効援用を行った場合、連帯保証人にかかる保証債務も消滅するため、連帯保証人からの時効援用は不要となること。

(3) 根拠法令等

- ① 母子及び寡婦福祉法
- ② 母子及び寡婦福祉法施行令
- ③ 母子及び寡婦福祉法施行規則
- ④ 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則
- ⑤ 山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領

(4) 数値データ

① 母子福祉資金貸付金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表2-1：母子福祉資金貸付金の貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	194,321	190,053	0	1,429,107
平成17年度	208,353	192,335	1,502	1,443,623
平成18年度	212,871	185,419	0	1,471,075
平成19年度	213,808	180,316	0	1,504,566
平成20年度	189,879	175,881	1,601	1,516,965

ii) 未収金等残高の推移

表2-2：母子福祉資金貸付金 未収金等残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	179,857	1,249,250	1,429,107
平成17年度	186,047	1,257,576	1,443,623
平成18年度	186,977	1,284,098	1,471,075
平成19年度	192,461	1,312,105	1,504,566
平成20年度	194,522	1,322,443	1,516,965

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表2-3：平成20年度期限未到来残高 上位者内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	A氏	6,096,000	0
2	B氏	5,976,000	11,000
3	C氏	5,584,000	0

② 寡婦福祉資金貸付金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表3-1：寡婦福祉資金貸付金の貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	9,479	9,623	0	58,365
平成17年度	8,303	11,642	1,273	53,755
平成18年度	7,942	9,558	0	52,139
平成19年度	8,111	13,754	0	46,496
平成20年度	7,408	6,450	1,340	46,115

ii) 未収金等残高の推移

表3-2：寡婦福祉資金貸付金 未収金等残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	11,103	47,262	58,365
平成17年度	7,580	46,175	53,755
平成18年度	7,483	44,656	52,139
平成19年度	6,995	39,502	46,496
平成20年度	5,572	40,544	46,115

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表3-3：期限未到来貸付金残高 上位者内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	D氏	4,923,000	0
2	E氏	3,662,000	0
3	F氏	2,511,000	0

③ 過年度返納金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表4-1：過年度返納金の発生償還等推移（単位：千円）

	発生	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	3,388	1,143	0	8,070
平成17年度	1,272	1,307	0	8,036
平成18年度	2,321	1,094	0	9,263
平成19年度	1,125	639	0	9,749
平成20年度	627	436	0	9,941

ii) 未収金等残高の推移

表 4 - 2 : 過年度返納金 未収金等残高の推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	8,070	0	8,070
平成 17 年度	8,036	0	8,036
平成 18 年度	9,263	0	9,263
平成 19 年度	9,749	0	9,749
平成 20 年度	9,941	0	9,941

(5) 未収金対策の概要

県はこれまで、母子及び寡婦貸付資金につき、県取扱要領に「償還困難者及び滞納者に対する措置等」の規定を置くほか、平成 13 年度包括外部監査での指摘に対する措置を講じている。

平成 13 年度包括外部監査のテーマの一つは「貸付金に係る財務事務について」であり、この報告に対する県の措置・対応(表 5 参照)は個別指摘案件に対するもののほか、次のとおりであった。

- 山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領を改正
 - ① 事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。
 - ② 貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。
 - ③ 不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。
 - ④ 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順」について見直しを図った。
- 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル」を制定
 - ① 督励手順マニュアルに「償還指導記録カード(兼母子寡婦家庭カード)」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。

表 5 : 平成 13 年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況 (抜粋)

包括外部監査報告書提出日 : 平成 14 年 3 月 14 日

◎第 1 回目テーマ : 「貸付金に係る財務事務について」

(平成 19 年 9 月 18 日)

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の 通知	措置の 公表
健康福祉 部 児童家庭	【貸付金(母子寡婦福祉資金)】 ①長期滞納者に関する償	1 下記の通り、山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領を改正(平成 16 年 3 月	H16.10.6	H16.11.19

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の 通知	措置の 公表
課 総合支庁	<p>還経過を記録した文書が未作成または記載が不十分である。</p> <p>②貸付時の実行確認で、現場確認調書や完了報告書など書類が整備されていない等、事後確認が不十分である。</p> <p>③貸付後、一度も償還されない案件等が見られ、貸付審査が十分でないものがある。</p> <p>④本人が破産宣告を受けるなどし、保証人に支払能力がないと判断され時効が完成している案件については、不納欠損処理を進める必要がある。</p> <p>⑤借受者、連帯借主及び保証人の所在確認、状況把握が不十分なものがある。</p>	<p>26日、平成16年4月1日から適用)、「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル」を制定した。</p> <p>①督励手順マニュアルに「償還指導記録カード(兼母子寡婦家庭カード)」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。</p> <p>②事務取扱要領に定める事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。</p> <p>③事務取扱要領に定める貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。</p> <p>④事務取扱要領に定める不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。</p> <p>⑤事務取扱要領に定める「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順」について見直しを図った。</p> <p>2 個別指摘案件について、総合支庁で状況調査を実施し、償還が可能なもの、不納欠損処理するもの、償還免除が適当なものに区分した。</p>		

(注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭（平成 19 年 5 月 31 日）：監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知：改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表：監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表 6 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 6：サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
母子福祉 資金貸付 金	194,522,147 円	母子－1	H 1 氏	3,189,300 円
		母子－2	H 2 氏	2,631,633 円
		母子－3	M 氏	2,830,300 円
		(寡婦－1)	O 1 氏	444,229 円
		(寡婦－3)	O 2 氏	773,676 円
		(過年度－1)	N 氏	177,200 円
	合計	6 件		10,046,338 円 (5.1%)
寡婦福祉 資金貸付 金	5,571,591 円	寡婦－1	O 1 氏	903,481 円
		寡婦－2	Y 氏	861,800 円
		寡婦－3	O 2 氏	456,950 円
	合計	3 件		2,222,231 円 (39.8%)
過年度返 納金	9,940,003 円	過年度－1	N 氏	745,000 円
		過年度－2	K 氏	619,000 円
	合計	2 件		1,364,000 円 (13.7%)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘事項について

平成 13 年度包括外部監査において、母子及び寡婦福祉資金貸付金について前述とおりに指摘がされており、それに対する県の措置が公表されている（表 5 参照）。県が行った措置について、規定等入手してその事実を確かめた。

また、平成 13 年度外部監査にて指摘された債務者のうち、平成 20 年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 母子福祉資金貸付金元利収入

No.	母子－ 1	債務者	H 1 氏
未収金額	3, 189, 300 円	償還予定	H4/3－H18/9
貸付額①	55, 000 円	貸付日	昭和 63 年 3 月 18 日 (長男就学)
貸付額②	792, 000 円	貸付日	昭和 63 年 5 月 1 日 (長男修学)
貸付額③	190, 000 円	貸付日	平成 2 年 5 月 1 日 (二男就学)
貸付額④	828, 000 円	貸付日	平成 2 年 6 月 1 日 (二男修学)
貸付額⑤	360, 000 円	貸付日	平成 5 年 3 月 1 日 (二男就学)
貸付額⑥	210, 000 円	貸付日	平成 5 年 3 月 1 日 (三男就学)
貸付額⑦	480, 000 円	貸付日	平成 5 年 5 月 1 日 (二男修学)
貸付額⑧	864, 000 円	貸付日	平成 5 年 5 月 1 日 (三男修学)
合計	3, 779, 000 円	返済額	589, 700 円 (15. 6%)
債務者の現状	債務者は長男と同居中。収入はアルバイト程度。 その他複数の <u>ローン返済を優先</u> している。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主 (子 3 人)	連帯保証人	妹
未収金発生までの経緯	H4/3	①②初回返済時に滞納発生。	
未収金発生からの対応	H5/3, 5	上記滞納あるが、新たに貸付実行 (計 191 万円)。	
	－H20	15 年で 27 万円の入金。	
	H20/11	三男から 30 万円入金あり。	
県の回収可能性判定	三男が本資金返済として月 1 万円送っていたが、債務者が使いこんでいた。三男からは分納返済が期待できるが、本人・長男・次男は返済意欲も薄く、回収可能性は低い。 連帯保証人は別件借入金の返済をしているため、これ以上は厳しいとのこと (本人談)。		
債権保全状況	入金処理のほか特段の手続は行われておらず、すでに <u>時効完成</u> している部分がある (表 8 参照)。		
監査人の見解			
① 一部の借用書が適切に保管されていない。			
② 平成 4 年度末から最初の貸付①②の返済が滞っていたが、平成 5 年 3 月以降に新規			

貸付⑤～⑧を実行している（表7参照）。なお、本件は平成13年度包括外部監査においても指摘されている。

- ③ 8本すべての申請書に返済財源を「卒業後給与等」と記入し、連帯借主である子からの返済を示唆しているが、県は連帯借主に直接請求していない。
- ④ 債務承認等債権の保全手続が行われず、貸付金4本、総額791,750円が時効完成している。まず、債務者本人からの債務承認・返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべき。当該回収努力の上で、債務者からの時効援用等により回収可能性がないと判断される場合には不納欠損処理を行うべきである。
- ⑤ 「ローン返済を優先」とあるが、債権者平等原則によれば県も弁済を受ける権利があることより、相応の対応を行った上で毎月返済を受けるべきである。

表7：No.母子—1 貸付等経過について（単位：円）

	貸付額	請求額	償還額	滞納残高
昭和62年度	121,000	0	0	0
昭和63年度	319,000	0	0	0
平成元年度	264,000	0	0	0
平成2年度	730,000	0	0	0
平成3年度	276,000	42,350	0	42,350
平成4年度	846,000	84,700	84,700	42,350
平成5年度	768,000	135,600	0	177,950
平成6年度	288,000	210,500	20,000	368,450
平成7年度	288,000	252,500	0	620,950
平成8年度	0	324,200	0	945,150
平成9年度	0	377,900	0	1,323,050
平成10年度	0	377,900	0	1,700,950
平成11年度	0	377,900	0	2,078,850
平成12年度	0	377,900	0	2,456,750
平成13年度	0	335,550	0	2,792,300
平成14年度	0	293,200	0	3,085,500
平成15年度	0	242,300	0	3,327,800
平成16年度	0	167,400	0	3,495,200
平成17年度	0	125,400	110,000	3,510,600
平成18年度	0	53,700	0	3,564,300
平成19年度	0	0	60,000	3,504,300

平成 20 年度	0	0	315,000	3,189,300
----------	---	---	---------	-----------

表 8 : No. 母子－1 時効完成について (単位 : 円)

No.	最終入金日	最初の返済日	時効完成日	平成 20 年度残高
①	H6/8/5	—	H16/8/5	<u>41,250</u>
②	H20/3/28	—	H30/3/28	650,550
③	H6/8/5	—	H16/8/5	<u>180,500</u>
④	H21/3/26	—	H31/3/26	743,000
⑤	—	H8/3/31	H18/4/20	<u>360,000</u>
⑥	—	H9/3/31	H19/3/20	<u>210,000</u>
⑦	H20/1/16	—	H30/1/16	460,000
⑧	H20/11/19	—	H30/11/19	544,000
時効完成残高				<u>791,750</u>

No.	母子－2	債務者	H 2 氏	
未収金額	2,631,633 円	償還予定	H5/12－H18/9	
貸付額①	2,300,000 円	貸付日	平成 4 年 11 月 1 日 (事業開始)	
貸付額②	817,000 円	貸付日	平成 5 年 10 月 1 日 (二女修学)	
合計	3,117,000 円	返済額	738,411 円 (23.6%)	
債務者の現状	販売収入少なく、娘も出戻り、生活に困窮。			
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主 (子)	連帯保証人	①友人、②前夫	
未収金発生までの経緯	H7/5	①滞納発生。ここまで 17 回、51 万円返済。		
未収金発生からの対応	H7/10－17/10	①時効完成 (5 年) していたが、H17/10 入金。		
	H17/11, 12	② 2 万円入金。充当根拠不明。		
県の回収可能性判定	現時点、本人・連帯借主・連帯保証人の状況がつかめないが、分納にて継続的償還を指導する。			
債権保全状況	①最終入金 H18/6/2、②最終入金 H17/12/7 より、時効中断。 ①時効完成予定 H23/6/2、②時効完成予定 H27/12/7			
その他	H18 年 5 月から H21 年 6 月までの交渉記録なし			
監査人の見解 ① 貸付金①は一度時効完成していた。商事債権の時効は 5 年であるが取扱要領に記載されていない。貸付目的による時効期間の違いに留意し、債権の保全手続を確実に行うべきである。 ② 修学資金貸付申請書に返済財源を「卒業後返済」と記入しており、連帯借主である子からの返済を示唆しているが、県は連帯借主である子に直接請求していない。				

③ 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

No.	母子－3	債務者	M氏
未収金額	2,714,700円	償還予定	H11/3－H22/9（未到来部分あり）
貸付額①	220,000円	貸付日	平成7年3月17日（長女就学）
貸付額②	900,000円	貸付日	平成7年4月1日（長女修学）
貸付額③	220,000円	貸付日	平成8年3月18日（長男就学）
貸付額④	936,000円	貸付日	平成8年4月1日（長男修学）
貸付額⑤	220,000円	貸付日	平成9年5月1日（二女就学）
貸付額⑥	936,000円	貸付日	平成9年5月1日（二女修学）
合計	3,432,000円	返済額	486,100円（14.1%）
債務者の現状	看護師として勤務。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主（子）	連帯保証人	弟
未収金発生までの経緯	H11/4	初回支払で1ヶ月の滞納発生。その後1年半入金なし。	
未収金発生からの対応	H12-H19	年間償還額5万円程度。H19/8が最終入金。	
県の回収可能性判定	これまでの経過から債務者本人からのまとまった返済は困難。連帯借主の所在調査、保証人へも協力要請する。		
債権保全状況	⑥のみ入金充当なく、H23/3時効完成予定。 その他は入金による時効中断中。		
その他	返済期限未到来部分231,200円あり。		

監査人の見解

- ① H20/3に上山市から山形市に本人が移転し、各市償還協力員の引継が行われたが、引継後の入金なく、債務者の詳細把握ができていない。県は引継の正確性を確保し、債務者移転による未収金の貸倒れを防止すべきである。
- ② 県は債務者本人が長期滞納者であるにもかかわらず、卒業から10年以上経過する連帯借主（子）に直接請求していない。
- ③ 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの返済期限未到来部分も含めた返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

ii) 寡婦福祉資金貸付金元利収入

No.	寡婦－1	債務者	O1氏
-----	------	-----	-----

未収金額	903,481円	償還予定	H13/3-H22/9
他未収金	444,229円	償還予定	H15/3-H24/9 (母子福祉資金 未収金)
貸付額①	380,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長男就学) : 寡婦
貸付額②	2,736,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長男修学) : 寡婦
貸付額③	380,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長女就学) : 母子
貸付額④	4,104,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長女修学) : 母子
合計	7,600,000円	返済額	4,012,380円 (52.7%)
債務者の現状	パート収入と遺族年金で生活。 H19/8 母子部分を連帯借主(長女)に名義変更し、長女が返済中。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主(子)⇒死亡?	連帯保証人	弟
未収金発生までの経緯	H13/3	①②初回2回返済時に滞納発生。その後2年以上入金なし。	
未収金発生からの対応	H16-	入金再開。	
	H19/8	母子部分を連帯借主に名義変更。以降長女が主に返済している。	
県の回収可能性判定	長女が現在のペースで返済すれば滞納解消可能である。		
債権保全状況	最終入金は平成21年度。入金による時効中断中。		
その他	期限未到来 計1,698,049円 寡婦分の連帯借主(長男)は死亡とのこと(未確認)。		
監査人の見解			
① 連帯借主である長男は死亡したとのことだが、当該相続について戸籍等調査を行っておらず、相続人に対する手続も行っていない。また当該ケースにおける手続規定がない。			

No.	寡婦-2	債務者	Y氏
未収金額	861,800円	償還予定	H10/3-H19/9
貸付額①	360,000円	貸付日	平成7年7月1日 (二男就学)
貸付額②	1,032,000円	貸付日	平成7年7月1日 (二男修学)
合計	1,392,000円	返済額	530,200円 (38.0%)
債務者の現状	高齢、年金収入のほか、子の経営する事業からの収入のみ。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主(子)	連帯保証人	義妹
未収金発生までの経緯	H10/3	初回返済時に滞納発生。	
未収金発生からの対応	H14-17	H14までは少額ながら入金あったが、H14から3年ほど入金なし。	
	H17/7-	入金再開。最終入金 H20/4。その後1年入金なし。	

県の回収可能性判定	子の経営する事業の売上伸びず、まとまった返済望めない。保証人に対しても返済協力要請していく。
債権保全状況	最終入金は平成 20 年 4 月。入金による時効中断中。
その他	連帯借主（子）を専門学校に修学させる借入だったが、現在別の事業を経営。

監査人の見解

- ① 息子の専門学校への修学資金に対する貸付。借入申込の際、返済財源を「就職後返済」としていたが、現在別の事業をしており業況は低迷している。本人、連帯借主に財源ないことから、連帯保証人への手続が必要な状況が平成 14 年から続いているが実施していない。
- ② 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの債務承認・返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

No.	寡婦－ 3	債務者	○ 2 氏
未収金額	456,950 円	償還予定	H4/3－H18/9
他未収金	773,676 円	償還予定	H4/3－H18/9（母子福祉資金 未収金）
貸付額①	220,000 円	貸付日	平成 14 年 12 月 24 日（医療）：寡婦
貸付額②	412,000 円	貸付日	平成 14 年 12 月 24 日（生活医療）：寡婦
貸付額③	203,000 円	貸付日	平成 13 年 9 月 21 日（二男修学）：母子
貸付額④	450,000 円	貸付日	平成 13 年 10 月 23 日（二男修業特別）：母子
貸付額⑤	320,000 円	貸付日	平成 14 年 2 月 22 日（二男就職支度）：母子
貸付額⑥	600,000 円	貸付日	平成 14 年 6 月 21 日（長男修学）：母子
貸付額⑦	260,000 円	貸付日	平成 15 年 4 月 1 日（転宅）：母子
合計	2,465,000 円	返済額	866,708 円（35.1%）
債務者の現状	病院で勤務。二男と同居しており、子らの仕送等合わせ月 18 万円程収入あり。その他のローン返済を優先している様子。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主（子）	連帯保証人	長女
未収金発生までの経緯	H14/11-15/10	初回～1 年間は遅れてはいたが予定通り返済。 H15/11 延滞発生。	
未収金発生からの対応	H15/12-	小額（月 5 千円）ながら入金あり。	
	H18/1	連帯保証人の長女に状況説明文書送付。	
県の回収可能性判定	年金満額支給を担保に借入可能となるため、そこから回収可能。		
債権保全状況	最終入金は平成 21 年度。入金による時効中断中。		
その他	期限未到来 367,666 円		

監査人の見解

- ① 債務者本人の資金管理に問題あり。就業資金等連帯借主ある債権については、連帯借主である子に直接請求すべきである。その他の債権については連帯保証人である長女に対する保全手続を早急に行うべきである。
- ② 回収が滞った場合には、期限未到来部分も含めた債務承認書等を入手し、債権の保全を行うべきである。

iii) 過年度返納金

No.	過年度－1	債務者	N氏
未収金額	745,000 円	償還予定	H16/10－H29/9
他未収金	177,200 円	償還予定	H18/2－H28/9 (母子福祉資金 未収金)
貸付額①	570,000 円	貸付日	平成 15 年 2 月 21 日 (長女修学) : 母子
貸付額②	230,000 円	貸付日	平成 15 年 2 月 21 日 (二女就学) : 母子
貸付額③	510,000 円	貸付日	平成 15 年 4 月 1 日 (二女修学) : 母子
返納金①	780,000 円	発生日	平成 15 年 6 月 1 日 : 貸付額①の誤入金
返納金②	60,000 円	発生日	平成 17 年 6 月 24 日 : 婚姻による貸付額①②過払
合計	2,150,000 円	返済額	313,800 円 (14.5%)
債務者の現状	夫、子 2 人と同居。最近移転した様子だが詳細把握していない。		
現在の主たる債務者	債務者本人、 貸付金 : 連帯借主 (子 2 名)	連帯保証人	返還金 : なし 貸付金 : 上司
未収金発生までの経緯	H15/3	貸付①の送金を誤り、当初予定額 78 万円を一括送金してしまった。⇒返納金①発生	
	H16/8	事実婚により修学資金過払⇒返納金②発生	
未収金発生からの対応	H15/4－	返納金①の説明等するが使用済とのこと。不誠実な態度。	
	H16/11	返納金全体につき、債務承認・返済計画提出。しかし H17 年度以降入金なし。	
	H18/9	破産廃止決定。	
	H20/4	貸付金につき破産後も不定期少額ながら入金あり。H20/4 最終入金。	
県の回収可能性判定	本人、連帯借主、保証人に手紙送るも反応なし。訪問により現況確認し、償還指導していく。		
債権保全状況	返納金 : 債務承認後の一部入金より、時効中断中。 償還金 : H20/4 最終入金より、時効中断中。		
その他	期限未到来 母子 : 914,000 円		

監査人の見解

- ① 一括貸付した場合の対応に問題があり、二重支払の状況となっている。
- ② 過払返納部分について債務承認書兼返済計画書を入手しているが、当該書類につき連帯保証人の記名押印がない。

No.	過年度－2	債務者	K氏
未収金額	619,000 円	償還予定	H18/10－H28/9
貸付額	488,000 円	貸付日	平成 14 年 7 月 23 日（長男修学）：母子
返納金	732,000 円	発生日	平成 16 年 4 月 1 日：奨学金による貸付過払
合計	1,220,000 円	返済額	234,980 円（19.2%）
債務者の現状	不明		
現在の主たる債務者	債務者本人 貸付金：連帯借主（子）	連帯保証人	返還金：なし 貸付金：弟
未収金発生までの経緯	H15/4	長男が日本育英会から奨学融資を受け始めた。	
	H16/4	上記事実を在学届け出判明。1 年分の過払発生。	
未収金発生からの対応	-H18	入金状況不明。 現在は毎月 1～2 千円ずつ分納中。	
県の回収可能性判定	償還金について滞納なく、返納金も納付書送付により入金あるため回収可能。		
債権保全状況	返還金：債務承認なし。最終入金 平成 21 年 12 月 貸付金：最終入金 平成 22 年 1 月		
その他	期限未到来 母子：366,020 円		

監査人の見解

- ① 返納金の約定書を入手していない。法律関係を明確にするため入手すべきである。

②平成 13 年度包括外部監査 指摘事項について

i) 規定等の整備について

県による措置と現在の運用状況は下表のとおりである。

表 9：平成 13 年包括外部監査 措置状況の現在の運用状況

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領	
県による措置（H16. 11. 19 公表）	平成 21 年度の状況
①貸付時の実行確認について 事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。	第 1 貸付事務 7 事業完了に伴う書類の提出等に規定を置き運用している。

②貸付審査について 貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。	第1貸付事務 1貸付k申請の相談及び指導に規定を置いているが、滞納者に対する手続規定としては不十分であり、手続規定の見直しを要する（4意見にて後述）。
③不納欠損処理について 不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。	第4償還困難者及び滞納者に対する措置等 5不納欠損処分に規定を置き運用しているが、当該規定の時効に関する認識が誤っている（4意見にて後述）。
④連帯借主及び保証人への手続について 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順」について見直しを図った。	同手順に連帯借主および連帯保証人等に対する記載はあるが、連帯借主に対する手続が行われていないケースを検出（4意見にて後述）。
母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル	
県による措置（H16.11.19公表）	平成21年度の状況
①償還経過の記録文書について 督励手順マニュアルを制定し、これに「償還指導記録カード（兼母子寡婦家庭カード）」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。	IV滞納5主な督励時期と手段に規定を置き運用しているが、報告以前から運用していた償還経過記録票に経過記録を記載管理しているケースも散見され、手続の統一が必要である。

ii) 個別案件について

県は、平成13年度包括外部監査の個別指摘案件につき、手続の前段としての区分する旨を、措置として公表している（表10参照）。当該指摘は手続を進めることを進言しているため、その後の状況が進展しているか否かが重要である。

表10：平成13年包括外部監査 措置状況（抜粋）

監査結果	県による措置（H16.11.19公表）
④本人が破産宣告を受けるなどし、保証人に支払能力がないと判断され時効が完成している案件については、不納欠損処理を進める必要がある。 ⑤借受者、連帯借主及び保証人の所在確認、状況把握が不十分なものがある。	2 個別指摘案件について、総合支庁で状況調査を実施し、償還が可能なもの、不納欠損処理するもの、償還免除が適当なものに区分した。

平成 13 年度包括外部監査における指摘債務者のうち、進展のない者の状況等は以下のとおりであった。

< V. 借受者、連帯借主及び保証人の所在確認及び状況の把握が十分でない案件 >

平成 13 年度報告 No.	V-3	債務者	○氏
融資制度		修学資金、就学支度資金	
平成 13 年度末未収金残高		1,671,400 円	
平成 20 年度末未収金残高		1,665,400 円	
回収状況	7 年間の回収実績	6,000 円	
	最終入金日	平成 20 年 2 月 18 日	
平成 13 年度包括外部監査 指摘内容		相談員の記録メモには「平成 9 年 9 月督促状発送」と記録されているだけであり、借受者の状況やこれまでの回収業務が不明。	
保証人の状況（続柄明記）		兄 家が借主と隣同士で、行き来はよくあるようである。借主によれば、保証人の娘が母子家庭となり子供 4 人を連れて戻ってきたため、生活がたいへんとのこと。1 度訪問したが、留守のため詳しい状況は分からなかった。	
債権の保全状況（時効完成等）		<ul style="list-style-type: none"> 最終入金充当部分については、平成 30 年 2 月に全ての回において時効完成予定。 その他は、平成 25 年 10 月に全ての回において時効完成予定。 	
回収可能性について		<p>借主は自宅で居酒屋を営んでいるが、客が入らず収入はほとんどない。生活費は同居している長男から多少入れてもらっているようである。</p> <p>連帯借主は長男及び次男で、<u>子供達に返済をお願いしてはと話しするも、長男は借金の任意整理を受けており、その返済がたいへんであるため、母親が月々 3,000 円ずつ分納にて返済する旨約束している。しかし、自宅のローン返済などもあり一向に進んでいない。次男については最上町に婿にいつている。手紙により催告し電話しても応答なく、こちらも進展はない。</u></p> <p>いずれも生活がたいへんな状況はうかがえるが、<u>詳細は不明</u>である。</p>	
<p>監査人の見解</p> <p>① 連帯借主に対して直接の請求手続を行っていない。連帯借主は借主と一体の法的地位にいるため、直接手続を行うことが妥当である。</p>			

- ② 連帯保証人に対しての手續をどのように行っているか不明である。
- ③ 平成 13 年度指摘事項から返済だけでなく状況把握につき全く進展がない。

平成 13 年度報告 No.	V-4	債務者	S 氏
融資制度	就学支度資金、修学資金		
平成 13 年度末未収金残高	547,950 円		
平成 20 年度末未収金残高	547,950 円		
回収状況	7 年間の回収実績	0 円	
	最終入金日	平成 8 年 4 月 15 日	
平成 13 年度包括外部監査 指摘内容	借受者は平成 3 年に死亡しており、連帯借主は平成 9 年 9 月以降コンタクトが取れていない。また、保証人も所在不明となっていることから、在住とされている寒河江市に対し所在確認を行うなど所在を確定する必要がある。		
保証人の状況（続柄明記）	保証人である弟も死亡。家族の状況は不明。		
債権の保全状況（時効完成等）	10 年経過し時効完成済み。		
回収可能性について	借主は死亡。債務者は連帯借主で宮城県多賀城市在住。過去に脳梗塞になっており、継続勤務は可能であるものの十分な仕事は出来ない状況であった。多額の借金もある模様で、 <u>年 1 回程度の文書催告に反応がないまま、10 年経過を迎えた。</u> 平成 20 年の生活状況調査の文書にも返事がなく、 <u>不納欠損処理の方向と思われるが、債務者と連絡が取れず状況確認できていない。</u> 今後も文書による生活状況呼びかけるしかない。		
監査人の見解			
① 寒河江市に対する手續が行われているか不明であり、平成 13 年度指摘に対する手續として不十分である。			
② 本件は不納欠損処理の条件に合致していると思われるが、当該処理が適時適切に行われていない。			

平成 13 年度報告 No.	V-5	債務者	T 氏
融資制度	就学支度資金、修学資金		
平成 13 年度末未収金残高	287,600 円		
平成 20 年度末未収金残高	242,600 円		
回収状況	7 年間の回収実績	45,000 円	
	最終入金日	平成 21 年 12 月 10 日	

平成 13 年度包括外部監査 指 摘内容	借受者本人とコンタクトがとれていない。連帯借主は東京 在住とのことだが、所在未確認。早急に連帯借主の所在を 探し状況確認のうえ、償還可能か検討する必要がある。
保証人の状況（続柄明記）	保証人である弟は平成 17 年 3 月死亡。家族の状況は不明。
債権の保全状況（時効完成等）	1 部について 10 年経過あり。
回収可能性について	償還指導により平成 17 年 10 月から借主が分納中であり、 一部は完納。しかしながら、高齢かつ生保受給者のため、 平成 20 年 9 月からは月 1,000 円の納付となっており、 <u>連 帯借主の所在も把握していない</u> ことから、完納は困難と思 われる。
監査人の見解	
<p>① 連帯借主の所在把握がなされておらず、平成 13 年指摘事項に対する手続が不十分 である。</p> <p>② 保証人死亡時の手続が明確でない。</p>	

4. 意見

(1) 債権の管理について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

① 一部の借用書が適切に保管されていない。【指摘事項】

今回抽出した債務者の中に、一部の借用書が適切に整理保管されていないケースを検出した。借用書は借主、連帯借主及び連帯保証人と県知事との間の法律関係を明確にする重要書類であり、これを紛失することはあってはならない。

この点、県取扱要領においても、借用書を細心の注意を払って整理保管する旨規定されており、明らかな規定違反である。

県は早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第1 貸付事務

8 貸付完了後における書類の具備等

- (1) 県総合支庁保健福祉環境部長（以下、「部長」という）は、申請者から提出された借用書を細心の注意を払って整理保管しておくものとする。（後略）

② 債務者住所移転時における償還協力員間の引継が正確に行われていないおそれがある。【意見B】

債務者が住所を移転する場合、債務者から提出される住所変更届に基づき、その債権管理も移転先住所所管の総合支庁等に移管される。

この点、県取扱要領において以下のような規定を置いてその関係を示しているが、担当者レベルでの手続は記載されていない。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

4 住所異動に伴う貸付けを管理する総合支庁の変更

ア 原則として、異動後の住所地を所管する総合支庁の部長が貸付け及び償還について管理するものとし、貸付けを決定した部長及び異動前の住所地を所管する部長はこれに協力しなければならない。

イ 管理する総合支庁の変更の手続は、異動前の住所地を所管する福祉課長が異動後の住所地を所管する福祉課長に次の書類を送付するものとする。

(ア) 総合支庁異動に関する連絡票

(イ) 借用書

(ウ) 貸付台帳

ウ 管轄する総合支庁を変更した場合、異動前の住所地を管轄する福祉課長は、このことを母子寡婦福祉資金借受者総合支庁異動報告書により児童家庭課長に報告するものとする。

エ 県外に異動した場合

借受者が県外に転出した場合は、県内最後の住所地を所管する総合支庁の部長が貸付け及び償還を管理するものとし、貸付けを決定した部長は協力しなければならない。

前述のとおり、債権回収については、4つの各総合支庁に償還担当職員が1名ずつ配置され、償還協力員（嘱託）を各総合支庁に2名ずつ、13の各市に1名ずつ配置され業務にあたっている（2（2）①組織体制参照）。

実際、債務者に一番近いところでその状況を把握しているのはこの償還協力員であり、債務者が移転した場合に最も重要なことは償還協力員双方での正確な引継とその後の円滑な情報交換と考えられる。

今回の調査において、債務者が別の市へ移転したがその移転後から入金がなくなり、移転から一年ほど経過するが生活状況の把握ができていないケースを検出した。この債務者が移転する前の市償還協力員は、債務者の移転と同時に退職しており、当該状況下での移転先償還協力員への引継がスムーズに行われなかったことが現状をもたらした一因と考えられる。

県は、債務者等の住所移転における対応として、責任者間の関係や書類等の移管のみならず、担当者レベルでのスムーズな引継とその後の情報交換が適時適切に行われるような手続規定を設け、正しく運用される仕組みを作るべきである。

③ 滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。【指摘事項】

今回抽出した債務者の中に、すでに複数の貸付を受けているが、返済の始まっている貸付につき滞納が発生しているにもかかわらず、新たな申請（計4本、総額1,914,000円）が受理され貸付けを行った結果、多額の未収金（平成20年度末残高3,189,300円）が発生しているケースを検出した。

この点、母子福祉資金貸付基準に次のような規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。

母子福祉資金貸付基準（抜粋）

第1 申請者が母である場合 ※

次に掲げる場合には、貸付を行わない。（中略）

8 申請者及び連帯借受者並びに保証人の償還に対する意志及び能力が希薄であると認められる場合

次に例示するような場合は、貸付を行わない。

- (1) 再三租税を滞納し、又は強制執行の対象となったことがある場合
- (2) 負債の償還に支障をきたしたことがある場合
- (3) 過去において前記(1)、(2)の例がないが、今後生ずる恐れがある場合

※：申請者が児童である場合にも同様の規定を置いている。

これに対し県は、平成22年2月に実施した本報告事前協議において、「貸付時点では、滞納が1回のみで高額でないこと、修学資金でありその後の円滑な返済が期待されたことから貸し付けた者と推測される」旨、主張してきた。

また県は、「現在、同様の事例の場合、過去に滞納歴があるというだけでは排除しないものの、少なくとも滞納を完全に解消してもらった上で、また合計貸付額や貸付本数、誰を保証人に選定するかなども踏まえ、より慎重に判断することとしている。」と付記している。

しかし、同貸付基準の表記は例示かつ断定的表現であり、実態判断の余地はないはずである。同基準で運用するならば、「滞納が1回のみで高額でない」場合や「円滑な返済が期待された」場合でも新たな貸付を行うべきではない。また、どのような場合に「円滑な返済が期待」できるかも、担当者の恣意性が介入しない明確な基準が必要であろう。

県は、貸付基準に基づいた手続を行うべきであり、もし福祉政策上、滞納者に

対して貸付を行う事務を続ける場合には同基準の条文を見直し修正のうえ、貸付の実施を判断した明確な条件や理由等を関係資料に明らかにしたうえで運用すべきである。

なお、本件は平成 13 年度包括外部監査においても同様の指摘を行っている。

④ 連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。【意見 A】

修学資金、修業資金等としての貸付には、当該貸付金の利益享受者である児童等を連帯借主とすることが貸付の条件となっている。これは、主債務者である借主の母親等が死去した後も連帯借主である児童等から回収できるようにする、いわゆる債権保全のためと考えられる。

今回の調査において、この児童等が死去した（と主債務者から聞いた）場合だったが、何も手続が行われていないケースを検出した。

この点、児童等が修学中である場合には、県施行細則に規定されているとおり報告義務が課されているが、卒業後の児童等が死亡した場合については特段の規定がない。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（抜粋）

第 11 条（貸付けの停止）

現に修学資金等の貸付けを受けている者は、政令第 12 条の規定により貸付け停止の理由が生じたときは、速やかに、母子福祉資金貸付停止理由発生届により知事に届け出なければならない。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第 12 条（貸付けの停止）

修学資金の貸付けは、次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、将来に向ってやめられるものとする。

- 一 修学資金の貸付けにより修学をしている者が、死亡し、又は修学をすることをやめたとき。
- 二 修学資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が、死亡し、配偶者のない女子でなくなり、又は当該資金の貸付けにより修学をしている者を扶養しなくなったとき。（後略）

県取扱要領においても、借主の死亡ケースに係る手続規定は置いているが、連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続規定がない（県取扱要領第 5 参照）。少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行うべきであろう。

県は、連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討

し、当該規定を県取扱要領等においたうえで適切に運用すべきである。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

- 1 借主、連帯借主、保証人に住所氏名の変更があるとき
- 2 借主が死亡したとき

福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により母子（寡婦）福祉資金死亡届の届出があった場合には、新しい返済者の意志を確認のうえシステムに異動事項を入力するものとする。

- 3 上記2以外の理由により借主を変更するとき
- 4 住所異動に伴う貸付けを管理する総合支庁の変更
- 5 転居先不明等により通知書等が返戻された場合
- 6 保証人の変更

(1)福祉課長は、細則第7条（細則第18条において準用する場合を含む。）による母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認申請書（細則別記様式第15号）を受理したときは、保証人としての適否を調査のうえ、承認した場合は、母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認決定通知書により借受者に通知するものとする。

(2) 債権回収について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

① 連帯借主への手続が行われていない。【指摘事項】

修業資金、修学資金等としての貸付には、保証人のほか、当該貸付金の利益享受者である児童等を連帯借主とすることが貸付の条件となっている（施行令第9条第3項参照）。これは、主債務者である借主の母親等が死去した後も連帯借主である児童等から回収できるようにする、いわゆる債権保全のためと考えられる。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第9条（保証人及び連帯債務を負担する借主）

修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者（配偶者のない女子が扶養している者に限る。）は、保証人を立てなければならない。

- 2 （中略）前項の保証人は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による違約金を包含するものとする。
- 3 配偶者のない女子が扶養している者の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けについては、当該資金の貸付けにより修学をし、知識技能を習得し、就職し、又は入学し、若しくは入所する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

そもそも連帯借主とは、借主と同等の権利義務関係を有するものと考えられる。したがって、借主自身の資力があるか否かに関係なく、貸主がその債権の償還を求めることができるのである。

この点、県取扱要領に次のとおり、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督促

(4)長期滞納者について滞納理由を把握し、生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、納入計画を立てさせ、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行請求を行う。

しかし、今回の調査において連帯借主である借主の子等に直接債務請求していないケースがほとんどであった。

したがって、県は上記規定に基づいて、滞納が発生しており借主の資力に問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。これは、本貸付金の根拠規則である法が目指す母子家庭における母子等に自立の精神を自覚してもらう意味でも重要な手続と考える。

<過年度返納金>

② 貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。【指摘事項】

県は、平成15年度、母子福祉資金の貸付が決定した申請者に対し、通常月次で（実際の業務では3ヶ月ごとに）支払うべき貸付金を当初決定額の26ヶ月分一括して送金する事務を行ってしまった。

この時点では貸付金の先払いであり未収金は発生しないが、年度予算を考慮したためか、当該先払い部分を申請者から返戻してもらうこととして、これとは別に通常の月次支払を行う事務とした。しかし、県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。

この点、県が無理にでも行おうとした月次支払は次の施行令規定に基づいたものと考えられる。しかし、同規定には但し書きがあり、このケースは本規定における「特別の事情」に該当するものとも考えられる。

母子及び寡婦福祉法施行令

第10条（母子福祉資金貸付金の交付）

修学資金、技能修得資金、修業資金及び生活資金の貸付金は、各月の初めに、当月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

もし、同様の状況が一般企業で起こった場合には、先払いした部分の全額返還がない限り、月次に支払われるべき貸付金は支払われなかったはずである。

県の事務においても、県民全体の資産である資金をわざわざ危険にさらすような手続は控えるべきであり、その点において柔軟な姿勢が必要であったと考える。県が置くべき視点は県民全体の財産とその利益にあり、ある特定の県民に対する利得ではない。

③ 貸付金過払い等返還ケースにおける手続規定の整備が不十分である。【意見B】

県取扱要領において、貸付金の過払いに関する項目が設けてあるが、システム入力や書類のやり取りが基本であり、肝心の過払先への対応は非常に抽象的な記述と言わざるを得ない。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第2 貸付後の異動等

8 貸付金の過払いが生じたとき

(1) 福祉課長は、貸付の停止等の結果貸付金の過払いが発生した場合、過払い額をシステムに入力するとともに、「母子寡婦福祉資金貸付金返納金債権の発生について」により、その事実を証する書類の写しを添付のうえ児童家庭課長あてに通知するものとする。

(2) 児童家庭課長は債権発生通知書を受けたときは、財務規則に定めるところにより返納金の戻入又は納入通知書を作成し、福祉課長に債務者への交付を依頼するものとする。福祉課長は、債務者に通知書を交付し、納入を指導すること。

県は、最も重要な部分である過払先からの資金回収手続につき、より具体的な規定を設け、担当者が迷うことなく手続できるようにすべきである。

また、当該返納金に係る債務承認書等のひな型がないため、連帯保証人の記名押印がない承認書により運用されているケースを検出した。そのうえ、当該債務承認書等を入手していないケースも検出した。

貸付金の返納に関しては、その性格が不当利得であることを考慮すると、債務者との間の合意関係を明確にする上で債務承認書や返済計画等を入手することは債権保全手続として重要である。さらに、通常の貸付契約上付帯される連帯保証人の記名押印も行い、より強固な債権の保全をすべきであろう。

県は、返納金に係る手続規定及び債務承認書等のひな型を検討し、返納金の回収が進むよう規程の整備及び適切な運用を行うべきである。

(3) 債権の保全について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

- ① 県取扱要領に消滅時効につき担当者の誤解を招く規定を置いている。【意見A】
償還金の消滅時効期間については、県取扱要領に『時効による不納欠損に係る留意事項』として、次のとおり記載されている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

時効による不納欠損に係る留意事項

ア 償還金の消滅時効は10年であること。

イ 最終回の償還金が10年経過した後時効が完成するのでなく、それぞれの償還金について10年経過すれば時効は完成するものであること。

ウ（中略）督促及び内入れ等の債務承認により時効は中断するものであること。

エ 借主、連帯借主の債務及び保証人の保証債務は、当人の死亡した場合にはその相続人に承継されるものであること。

オ 借主及び連帯借主が主たる債務について時効援用を行った場合、連帯保証人にかかる保証債務も消滅するため、連帯保証人からの時効援用は不要となること。

【ア 消滅時効期間について】

この点、前述のとおり、母子及び寡婦福祉資金貸付から生ずる債権は私法上の債権ではあるが、事業開始資金及び事業継続資金は商法上の商人に対する貸付と考えられ、当該貸付に係る債権は商事債権と捉えるのが妥当である（2.（1）貸付金の性格参照）。

したがって、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法167条より10年であるが、商事債権に該当する場合には商法第522条より5年と解されることに留意しなければならない。

この点、本件に係る消滅時効期間についての判例はないが、債権の保全という観点から県の行うべき手続は保守的であるべきであり、5年の時効を前提として速やかに保全手続すべきと考える。

【イ 債権の単位と時効起算日について】

i) 債権の単位について

本貸付金については債務者が県知事に対して提出する貸付申請書と借用書により金銭消費貸借契約と同等の取引状態にあると考えられるため、基本的な債

権の単位は当該借用書毎と考えられる。

ii) 分割納入債権を滞納した際の債権単位について

本貸付金の根拠規則の一つである母子及び寡婦福祉法施行令には、下記のとおり一時償還の規定が置かれている。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第16条（一時償還）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、（中略）当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

1 第13条第1号又は第2号のいずれかに該当するとき。

2 償還金の支払を怠ったとき。（後略）

第13条（貸付の停止）

都道府県は、次に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、将来に向かって当該資金の貸付けをやめることができる。

1 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、母子福祉資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

2 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。（後略）

同規定に基づいて償還金の滞納が発生したときに一時償還を請求している場合、契約書に分割納入による償還期限が定められていたとしても、その時点で期限の利益を喪失し、同契約における残債全額を一体と見ることになる。当該請求手続による効果は、消滅時効を検討する際、残債全体を一体と見ることによって債権の保全状況を判断し易くなり、その後の保全手続を適時適切に行える点にある（次項iii参照）。

ただし、ここで問題となるのは上記施行令における容認規定、いわゆる「できる」規定である。容認規定の場合、県担当者による判断の余地があるため、官僚制組織における保守的な考えから自ら手続をしないインセンティブが働く可能性がある。

事実、本貸付金に係る実務において、償還金の滞納が発生した場合に一時償還が請求された実績はない。

したがって、県は償還金の滞納が発生したときには必ず一時償還を請求するよう独自の手続規定である県施行細則、あるいは県取扱要領に規定を置くことが肝要である。

iii) 時効の起算日について

時効の起算日についての一般的な法解釈（民法第 166 条参照）は次表のとおりである。

表 8：時効起算日の一般的解釈

	返済期日	返済	起算日
①	定めない	1 度もない	契約日の翌日
②	定めない	1 回以上あり	最後に返済した日の翌日
③	定めている	1 度もない	最初の返済予定日の翌日
④	定めている	1 回以上あり	最後に返済した次の返済予定日の翌日

民法（抜粋）

（消滅時効の進行等）

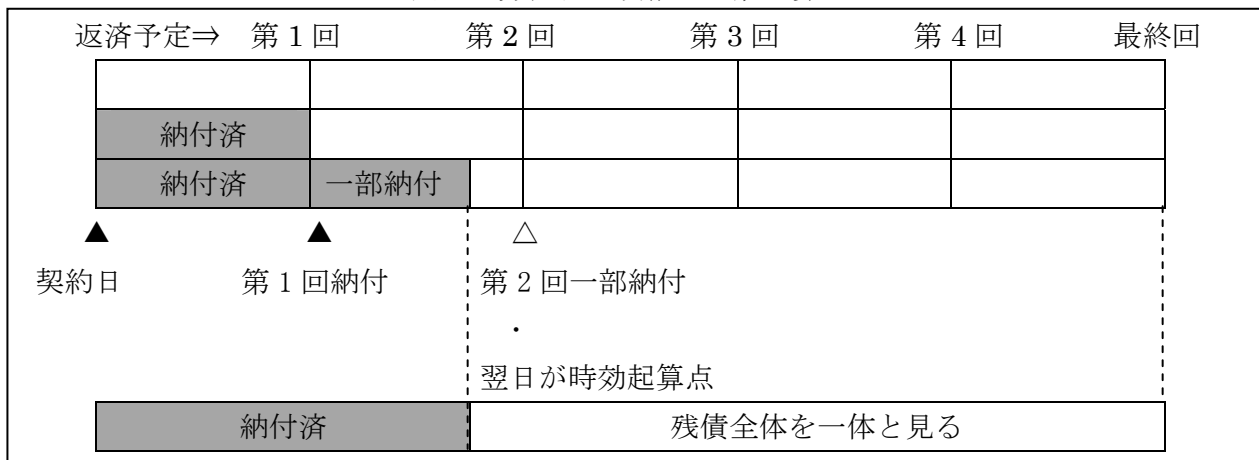
第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

契約書に分割納入による償還期限が定められており、その償還の一部を怠った場合、一時償還の請求手続により、その時点での同契約における残債全額を一体と見る効果があることは前述のとおりである。

そしてこの債権に係る時効起算日は、表の解釈に基づくと「返済期日を定めている（滞納発生日に一括返済）」債権かつ「返済が一度もない」債権と考えられるため、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち滞納発生日の翌日となる（図 2 参照）。その後、一部入金があるたびに残債全体について、その入金日の翌日が新たな時効起算日となり、保全手続が明確かつ簡便になる効果がある。

図2：分割納入債権の時効起算点



以上より県は、債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう、規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。

② 連帯保証人への手続が行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、県取扱要領および母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアルにおいて次の通り規定している。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督励

(4) 福祉課長は、長期にわたり滞納している者について、滞納するに至った理由を把握し、その生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、未納額についての納入計画を立てさせ、また、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行の請求を行うものとする。

母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル（抜粋）

IV 滞納

5 主な督励時期と手段

(1) 督励は、次のことを目安としながら行う。

ただし、督励は、ケースに応じて行う必要があるため、次に定める督励の時期及び手段については、全体的な計画の中で、変更、省略等することができる。

◎ 2ヶ月未納 電話・文書・訪問による督励

生活状況、滞納理由の把握

償還指導記録カード等の作成（償還指導状況を記録整理）

償還金の支払猶予、違約金の免除、償還方法等検討

- ◎ 4ヶ月未納 連帯借主、保証人へ滞納状況を告知する旨借主へ通告（電話等）
連帯借主、保証人へ滞納状況を告知、償還協力依頼（電話等）
- ◎ 6ヶ月未納 借主、連帯借主、保証人の呼出面接
償還計画の作成（連帯債務者からの償還検討）
償還計画履行の督促（1～2カ月毎）
総合支庁でのケース検討会
- ◎ 1年未納 借主へ「催告状」保証人へ「償還協力のお願ひ」の送付
保証人へ滞納償還金の請求（納入書の送付又は持参）
- ◎ 1年以上未納 連帯借主、保証人の状況を把握し、連帯借主、保証人への償還指導を行うとともに必要と認める場合は、これらの者への履行請求

県は当該規定等に基づき速やかに手続すべきところ、10数年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースも検出された（3（2）監査結果参照）。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないからである。

県は当該趣旨に則り、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

（4） その他

① 不納欠損処理が適時適切に行われていない。【意見A】

県取扱要領では、消滅時効が完成し債務者の援用が行われるほか、消滅時効期間がすでに経過し、借主等が死亡・行方不明のため回収見込みなく、かつ時効援用の見込みない場合も不納欠損処分の実施を検討することとなっている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

5 不納欠損処分

(1) 次の事由に該当する場合には不納欠損処分を行うことを検討する。

- ① 消滅時効が完成（時効援用した場合に限る）した場合。
- ② 消滅時効期間が既に経過し、借主、連帯借主、保証人が死亡又は行方不明のため今後の徴収の見込みがなく、かつ時効援用の見込みがない場合

しかし、今回の抽出サンプルにおいて、時効完成しており借主、連帯債務者等の状況が把握できず、時効援用の見込みないが不納欠損処理なされていない債権が残っていた。

そもそも、県取扱要領に本規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされな

いまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく 0 に近い場合には不納欠損処理をして非効率的事務を回避するためと思料される。

したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠損処理すべきである。

第 8 児童措置費負担金（子ども政策室）

<平成 20 年度末残高> 22,793,860 円

1. はじめに<児童措置費負担金の概要>

(1) 制度の目的

児童措置費負担金は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ育成されるよう児童の福祉を保障すべく昭和 22 年 12 月に創設された児童福祉法に基づく負担金である。具体的には、死別等により保護者のない児童または保護者の貧困、病気や離婚、保護者による虐待等により保護者に監護させることが著しく児童等の福祉を害するものとして、児童相談所長の措置決定に基づいて当該児童等を里親に委託又は児童福祉施設等に入所させた場合、あるいは措置を変えて指定医療機関に対し児童等を入院させて治療等を行うことを委託した場合、その児童等に係る費用を支弁した県が児童本人またはその扶養義務者からその負担能力に応じ、徴収する負担金をいう。

山形県では、昭和 22 年 12 月 12 日に公布された同法、昭和 23 年 3 月 31 日公布の同法施行令（以下、「施行令」という）及び同法施行規則（以下、「施行規則」という）に基づき、山形県児童福祉法施行細則（以下、「県施行細則」という）を昭和 42 年 3 月 13 日に公布施行している。また、当該徴収事務を適正かつ円滑に進めることを目的として、昭和 63 年 7 月 1 日には山形県児童福祉措置費等徴収要綱（以下、「県徴収要綱」という）を定めて運用している。

なお、庄内総合支庁では独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」を策定して、県徴収要綱とともに運用している。

(2) 児童措置費負担金の概要

児童措置費負担金に係る債務者や負担金の金額等概要は以下のとおりである。

表 1：児童措置費負担金の概要

債務者	児童福祉法により児童入所施設等への入所の処置費の対象となった児童等の扶養義務者 ● 児童入所施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、ファミリーホーム等 ● 扶養義務者：当該児童等の直系血族、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等
負担金額	負担金の月額、前年度又は前年の納税額に応じて決定される。その月額は山形県児童福祉法施行細則に規定されているとおりである。
徴収時期	原則として当月分を当該月中に徴収する。

徴収方法	次の納入通知書を発行し、債務者に送付する。債務者は金融機関に向いて納入する。 4～9月分：3か月分まとめて納入通知書を発行する。 10～3月分：6か月分まとめて納入通知書を発行する。
未収金の発生状況	扶養義務者の病気や貧困等による滞納、扶養義務者の再婚等による納入意識の低迷等による。

2. 児童措置費負担金の概況

(1) 児童措置費負担金の性格

児童措置費負担金は、里親に委託又は児童福祉施設等に入所させた児童等に係る費用を児童本人またはその扶養義務者から徴収する負担金であるから、地方自治法第224条にいう分担金の性質を持つものと考えられる。また、分担金は同法第231条の3第3項より、「地方税の滞納処分の例により」処分可能、すなわち強制執行権を有する公法上の債権を意味し、児童措置費負担金も同性格の債権と考えられる。

地方自治法（抜粋）

第224条（分担金）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第231条の3（督促、滞納処分等）

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

公法上の債権は、その消滅時効期間が5年であり、かつ相手方の時効援用は不要である（地方自治法第236条）。

地方自治法（抜粋）

第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。（後略）

(2) 児童措置費負担金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

児童措置費負担金の事務は、以前は児童家庭課が担当していたが、平成16年度当初に児童家庭課と障がい福祉課に組織分離し、児童家庭課が子ども政策室となった現在に至り、県庁内では子ども政策室が担当している。また、実際の管理業務は各総合支庁において行われている。

特に債権回収については、4つの各総合支庁に担当職員が1～2名程度配置されている。総合支庁の担当職員は、子ども政策室所管分及び障がい福祉課所管分の未収金について、一括して徴収を担当する。入金が滞った場合等は、児童相談所の担当の児童福祉司への扶養義務者の近況の照会等を行い、確実な債権回収を図っている。

なお、分離する平成16年度前に発生した未収金は旧児童家庭課が所管し、平成16年度以降に発生した未収金については、児童入所施設への措置に係るものについては子ども政策室が、障がい児施設への措置に係るものについては健康福祉部障がい福祉課が所管している。

以下に、各所管課の未収金残高を示す。

表2：所管課ごとの未収金残高（単位：円）

No.	所管課	H20年度末残高	措置先
1	子ども政策室	13,142,760	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設等
2	障がい福祉課	9,651,000	知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等
	合計	22,793,760	

※ なお、県から当該報告を受けたのは事実確認後の平成22年2月であったため、一部案件はサンプル抽出から漏れている。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

県徴収要綱に、未収金の徴収等について次の通り規定されている。なお、同要綱は監査対象となっている平成21年3月末日時点のものである。

山形県児童措置費等費用徴収要綱（抜粋、概要）

第5 徴収金の徴収

1 徴収の時期

徴収金は、原則として当月分を当該月中に徴収する。

2 児童相談所長の措置に係る徴収手続

総合支庁長は、児童相談所長からの徴収金額の通知に基づき当該徴収金の調定を行うとともに、（中略）納入の通知を行うものとする。

3 総合支庁長の措置等に係る徴収手続

総合支庁長は、自らの認定に基づき当該徴収金の調定を行うとともに、前項の規定に準じて納入の通知を行うものとする。（後略）

4 調定・収入の報告

前記2及び3に基づき、総合支庁長が、児童措置費等負担金の調定を行ったときは、「児童措置費負担金調定・収入調書」及び「児童措置費負担金延滞金調定・収入調書」により、別に定める日まで子ども家庭課長に報告すること。

5 債権の保全

(1) 第5の2及び3による徴収金について、納入通知書の納入期限を経過してもなお納付しない者については、督促状を交付し督促すること。

なお、督促状を交付した者については、滞納整理表を作成し、督促、内金納入等の経過を明らかにしておくこと。

(2) 督促状の納入期限を経過してもなお滞納している者について、法第56条第7項の規定による滞納処分を行う場合は、その依頼する総合支庁の税務関係課及び児童相談所と十分打合せをすること。

(3) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもとに積極的に納入の推進を図ること。特に現年分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調表」の送付を求め、当該調表に滞納者の実情把握と納入推進に努めること。

(4) 総合支庁長は、3月末日における過年度分の滞納繰越状況について、「児童措置費負担金滞納繰越調書（年度別）及び「児童措置費負担金滞納繰越調書（施設別）」により翌年度4月30日まで児童家庭課長に報告すること。

また、庄内総合支庁では独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」を策定しており、次のとおり規定を定めている。

「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」（概要）

生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金（以下、「納入金」という。）が納期限までに納付されない場合、又は、一時に納付することが困難な場合は、次のとお

り納入指導等を行い、適切な債権管理に努める。

1 督促状の発付

納入金が納期限までに納付されない場合、法令の定めにより督促状を発付する。

2 一時に納付することが困難な場合の措置

納入義務者が納入金の全部を一時に納付することが困難な場合には、「返済計画書」を提出させ、分割納入による計画的な返済を促す。(中略)

3 債権納入促進月間の設定

毎年7月及び12月を「債権納入促進月間」と定め、次のとおり債権の納入促進を図る。

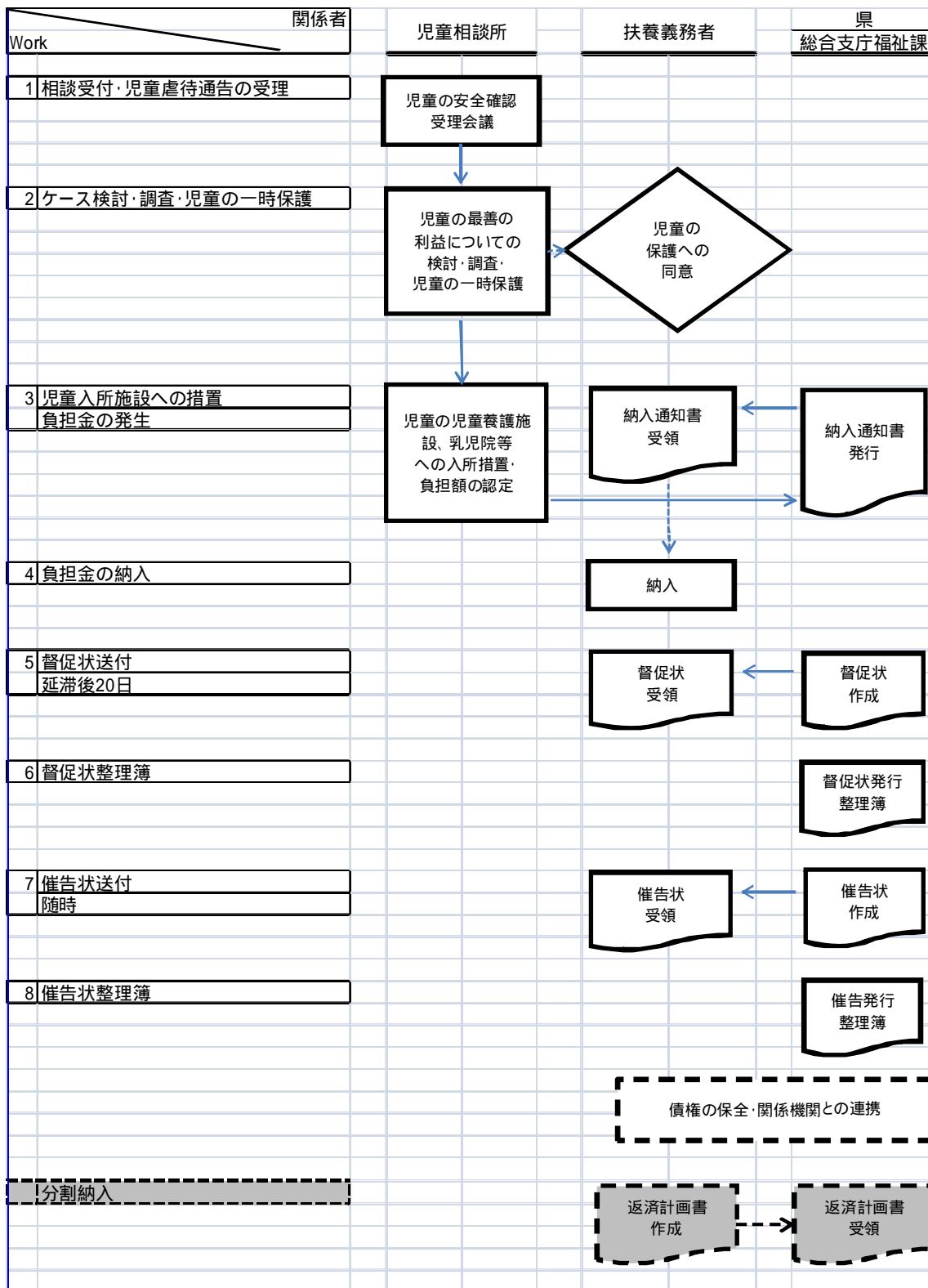
(1) 催告書の発付 (中略)

(2) 納付状況の整理 (中略)

4 滞納整理票の整備 (後略)

以下、上記規定等に基づく未収金回収等手続に係るワークフローを示す。

図1：未収金回収等手続に係るワークフロー



注) 灰色部分は、庄内総合支庁のみで規定されている対策。

破線は、県作成資料に記載されておらず、全庁的に実施されているか不明な手続。

ii) 不納欠損処理手続

不納欠損処理について県徴収要綱に特段の記載はない。したがって、不納欠損処理は山形県財務規則第 183 条に基づいて行っている。

なお、具体的には各総合支庁担当者が、債権状況をエクセルにてデータ管理しており、これに基づいて時効成立したものを年に数度処理する手続をとっている。

<p>山形県財務規則 第 183 条（不納欠損の手続）</p> <p>歳入徴収担当者は、歳入について納付及び納入の義務が消滅したとき及び当該義務を消滅させたときは、不納欠損の手続をとらなければならない。</p> <p>2 歳入徴収担当者（公所の歳入徴収担当者を除く。）は、前項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 公所の歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により出納員に通知するとともに、不納欠損報告書及び不納欠損内訳表により知事及び会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>4 歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、当該歳入の滞納者が所在不明の場合を除き、納付及び納入の義務が消滅した旨を納入義務消滅通知書により滞納者に通知しなければならない。</p>
--

(3) 根拠法令等

- ① 児童福祉法
- ② 児童福祉法施行令
- ③ 児童福祉法施行規則
- ④ 山形県児童福祉法施行細則
- ⑤ 山形県児童措置費等費用徴収要綱
- ⑥ 庄内総合支庁「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」

(4) 数値データ

表 3：児童措置費負担金 発生償還等推移（単位：千円）

	発生	繰越	償還	不納欠損額	未収金期末残高
平成 16 年度	8, 124	24, 541	9, 589	3, 915	19, 162
平成 17 年度	7, 726	18, 301	7, 240	2, 431	16, 356
平成 18 年度	8, 533	16, 115	7, 280	2, 347	15, 020
平成 19 年度	9, 086	15, 020	7, 915	3, 250	12, 941

平成 20 年度	12,917	11,684	9,492	1,966	13,142
----------	--------	--------	-------	-------	--------

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者等を抽出し（表 4 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

なお、県から所管課が分離している旨の報告及び正確な高額滞納者一覧（表 5 参照）を受けたのは事実確認後の平成 22 年 2 月であったため、1 百万円以上の高額滞納者のうち 2 名を抽出、監査できなかったことを付記しておく。

表 4：サンプル抽出者一覧（平成 21 年 10 月抽出）

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
児童措置費負担金	22,793,860 円	措置費－1	○氏	2,108,300 円
		措置費－2	W氏	1,078,200 円
		措置費－3	K氏	359,400 円
	合計	3 件		3,545,900 円 (15.5%)

表 5：高額滞納者一覧（平成 22 年 2 月入手）

	債務者名称	未収金額			過年度不納欠損額合計
		合計	子育て支援課 所管分	障がい福祉課 所管分	
1	○氏（措置費－1）	2,108,300 円	62,300 円	2,046,000 円	2,625,700 円
2	K氏【未抽出】	2,046,000 円	0 円	2,046,000 円	0 円
3	N氏【未抽出】	1,161,500 円	121,500 円	1,040,000 円	0 円
4	W氏（措置費－2）	1,078,200 円	1,078,200 円	0 円	45,000 円

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	措置費－1	債務者	○氏（児童本人名義となっている）
未収金額	2,108,300 円	納入期限	H12/4（一部入金）、H16/5-H21/4
内訳①	28,200 円	内容	H11/3 @34,100 円▲5,900 円（H16/10 一部入金）

内訳②	2,080,100円	内容	H16/3-H21/3 61月@34,100円 5年間入金なし
発生額①	11,600円	発生年度	平成7年度
発生額②	68,200円	発生年度	平成8年度 @34,100円×2月
発生額③	306,900円	発生年度	平成9年度 @34,100円×9月
発生額④	409,200円	発生年度	平成10年度 @34,100円×12月
発生額⑤	409,200円	発生年度	平成11年度 @34,100円×12月
発生額⑥	409,200円	発生年度	平成12年度 @34,100円×12月
発生額⑦	409,200円	発生年度	平成13年度 @34,100円×12月
発生額⑧	409,200円	発生年度	平成14年度 @34,100円×12月
発生額⑨	409,200円	発生年度	平成15年度 @34,100円×12月
発生額⑩	409,200円	発生年度	平成16年度 @34,100円×12月
発生額⑪	409,200円	発生年度	平成17年度 @34,100円×12月
発生額⑫	409,200円	発生年度	平成18年度 @34,100円×12月
発生額⑬	409,200円	発生年度	平成19年度 @34,100円×12月
発生額⑭	409,200円	発生年度	平成20年度 @34,100円×12月
合計	4,887,900円	入金総額	153,900円（不納欠損総額2,653,900円）
現在の主たる債務者	児童本人が納入義務者とされているが実質的には母、兄		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は現在も入所中。月額34,100円ずつ積み上がっている。 ・母は無職、特別養護老人ホームに入所。 ・兄は土木作業員だが定職なく不安定。本人の障害年金が入金されるはずだが、兄が通帳管理し使い込んでいる様子。 		
未収金発生までの経緯	S45/9	入所。	
	H7/9	滞納発生。	
	H9-	父の死亡を機に、滞納が常態化。	
未収金発生からの対応	(不明)	本人の障害年金受給開始。 H14～20年度 収入99～100万円	
	H11/6	母が児童相談所に10万円持参し納入。	
	16/10	最終入金。なお入金は訪問時に直接手渡し。 入金直後から、障害年金入金通帳を兄が管理するようになり、以後入金なし。	
	H17-20	債権保全手続も行われず、毎年少なくとも1年分を不納欠損処理。	
	H20	母が特別養護施設入所。この後は訪問、連絡もままならない状況。	
県の回収可能性判定	今後も兄と連絡を取るよう努力していくが、一家の生活状況は		

	今もって非常に厳しいことが推察され、仮に債務承認等がなされたとしても、回収可能性は低いと言わざるを得ない。
債権保全状況	入金による時効中断1件（H21/10時効成立済）。その他債務承認等手続行っておらず、5年経過後不納欠損処理している。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 障害者本人が義務者となることは、形式上問題ないが実質的に問題がある。</p> <p>② ①に関連して障害年金（2級）の所得で計算されるため、措置費は月額34,100円と高額となり、家族が年金を使い込んでいる状況では未収金額および不納欠損額が多額となってしまふ。当該事実を扶養義務者と話し合っているか疑問が残る。</p> <p>③ 債務承認等債権の保全手続が行われず、時効成立し不納欠損処理する実務が続いている。</p>	

No.	措置費－2	債務者	W氏
未収金額	1,078,200円	納入期限	H15/10-H21/3
発生額①	63,000円	発生年度	平成15年度7月@9,000 (平成15年9月1日施設入所)
発生額②	108,000円	発生年度	平成16年度12月@9,000
発生額③	195,300円	発生年度	平成17年度3月@9,000、9月@18,700
発生額④	224,400円	発生年度	平成18年度12月@18,700
発生額⑤	224,400円	発生年度	平成19年度12月@18,700
発生額⑥	317,100円	発生年度	平成20年度3月@18,700、9月@29,000
合計	1,132,200円	入金総額	9,000円(0.7%)、H20不納欠損45,000円
現在の主たる債務者	児童の父。		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・事実妻と子あり。平成19年所得2.9百万円あり。 ・本人は現在も入所中。月額29,000円ずつ積み上がっている。 		
未収金発生までの経緯	H15/9	入所。児童措置費負担金発生。	
	15/10	滞納発生。以降、入金なし。	
未収金発生からの対応	H16/5	最終入金 9,000円。入金はこの1回のみ。	
	H18/11	転居も届出の提出なし。	
県の回収可能性判定	入金は平成16年5月以降ないが、文書・訪問等による催告を続けていくほかない。		
債権保全状況	債務承認等手続行っておらず、5年経過後不納欠損処理している。平成20年度45,000円不納欠損処理済み。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 転居の届出も提出されず。誠実性に欠ける債務者への対応につき、規定が必要。</p>			

② 債務承認等債権の保全手続が行われず、平成 20 年度に時効完成している。今後保全手続行われない場合、多額になっていく。

No.	措置費－3	債務者	K氏（児童本人名義となっている）
未収金額	359,400 円	納入期限	H16/-H21/3
発生額①	68,200 円	発生年度	平成 9 年度 2 月@34,100 (平成 10 年 2 月施設入所)
発生額②	409,200 円	発生年度	平成 10 年度 12 月@34,100
発生額②	375,100 円	発生年度	平成 11 年度 11 月@34,100
発生額②	341,000 円	発生年度	平成 12 年度 10 月@34,100
発生額②	409,200 円	発生年度	平成 13 年度 12 月@34,100
発生額②	204,600 円	発生年度	平成 14 年度 6 月@34,100 (平成 14 年 10 月死去)
合計	1,807,300 円	入金総額	800,000 円 (44.2%)、不納欠損総額 647,900 円
現在の主たる債務者	児童本人が納入義務者とされているが実質的には弟		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は平成 14 年 10 月死去。 ・実質弁済者、現在失業中だが少額ながらも入金あり。 		
未収金発生までの経緯	H10/2	入所。児童措置費負担金発生。	
		入所以降 2 年間、入金なく延滞発生。	
未収金発生からの対応	H12/5	実質弁済者より誓約書・納入計画入手。 その後 1 年間はほぼ計画通り返済。 平成 12 年度 45 万円返済。	
	H13-20	実質弁済者の経済状況悪化したものの、少額ながら毎年度返済あり。応対も誠意見られる様子。	
	H16/7-18/8	弁済者の口頭意思確認のうえ、県は分割充当の処理を行っている。	
	H20/10	最終入金。	
	H20/12-	弁済者、失業中。	
県の回収可能性判定	債務承認を受けるとともに訪問・文書による催告を継続するが、弁済者の経済状態は依然厳しいことが推察されるため、回収可能性は低いと言わざるを得ない。		
債権保全状況	平成 12 年度以降債務承認等手続行っておらず、5 年経過後不納欠損処理している。		
監査人の見解			
① H16-18 にかけて納入分を分割充当の処理をしているが、弁済者の意思表示を明示			

した外部資料を入手していない。当該処理によって保全されているとする 272,800 円（表参照）はすでに時効完成しており、弁済者に請求すべきではない。

② 債務承認等債権の保全手続が行われず、発生額の約半分が時効完成している。県は債権保全手続を適時的確に実施すべきである。

③ 債務承認を受けた部分はその総額をもって一つの債権と判断されることから、請求ベースの通常債権と区分して入金および時効等管理等行うべきである。

表 6 - 1 : No. 措置費 - 3 実際の処理状況（単位：円）

年度	発生額	入金額	不納欠損処理	未収金期末残高
平成 9 年	68,200	0	0	68,200
1 0	409,200	0	0	477,400
1 1	375,100	0	0	852,500
1 2	341,000	450,000	0	743,500
1 3	409,200	70,000	0	1,082,700
1 4	204,600	10,000	0	1,277,300
1 5	0	0	0	1,277,300
1 6	0	70,000	0	1,207,300
1 7	0	30,000	-136,400	1,040,900
1 8	0	50,000	-238,700	752,200
1 9	0	60,000	-272,800	419,400
2 0	0	60,000	0	※ 359,400
合計	1,807,300	800,000	-647,900	—

表 6 - 2 : No. 措置費 - 3 あるべき処理状況（単位：円）

年度	発生額	入金額	不納欠損処理	未収金期末残高
平成 9 年	68,200	0	0	68,200
1 0	409,200	0	0	477,400
1 1	375,100	0	0	852,500
1 2	341,000	450,000	0	743,500
1 3	409,200	70,000	0	1,082,700
1 4	204,600	10,000	0	1,277,300
1 5	0	0	0	1,277,300
1 6	0	70,000	0	1,207,300
1 7	0	30,000	-306,900	870,400
1 8	0	50,000	-409,200	411,200

19	0	60,000	-238,700	146,600
20	0	60,000	0	※ 86,600
合計	1,807,300	800,000	-954,800	—

※:あるべき未収金残高と実際残高との差額 272,800 円は過年度に
不納欠損処理されるべきものであった。

4. 意見

(1) 債権管理について

① 組織分離により債権管理をすべて把握できない恐れがある。【意見B】

県は社会情勢の変化や知事の交代その他の理由により組織再編が行われるが、ある債権に係る組織が分離することに伴い債権管理が散漫になる恐れがある。

本債権である児童措置費負担金は、前述のとおり組織分離に伴い平成 16 年度より 2 つの部署で関連部分のみ管理されている。したがって、決算書上の数値と管理上の数値とは 2 つの部署での数値を合算しなければ一致しないこととなる。

本監査においても、県からの当該事実及び高額滞納者一覧の提出は手続がほぼ終了した平成 22 年 2 月であった。

県は、組織再編によって管理部署が複数に渡ることとなった債権について、少なくとも決算書のどの部分を自らの部署が管理しているのか明確に意識した上で、同一科目のうち自らの部署が管理していない部分の内容と管理部署を把握しておくべきである。

② 障害児童本人を納入義務者としており、請求過多の恐れあり。【意見B】

県の事務では、措置を受けている児童本人を納入義務者として処理しているケースが散見される。今回の抽出者 3 名のうち 2 名は、児童本人が納入義務者とされているケースであった。

この点、当該事務は児童福祉法の規定からは認められた事務とも考えられる（法第 56 条第 2 項参照）。

児童福祉法（抜粋）

第 56 条

2 （中略）費用を支弁した都道府県（中略）の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

しかし、精神障害または知的障害児童の場合、児童本人の判断能力は十分とはいえない状況にある。その中で、成人した同措置児童を納入義務者とする、その徴収額は県施行細則に掲げる別表 3（20 歳以上の本人が納入義務者の場合）の対象となる。

例えば、同児童が障害年金 2 級の対象者であると、同基礎年金による収入は 792,100 円であり、社会保険料等控除すると別表 3 の階層区分 22、所得金額 680,001 円以上 720,000 円以下あたりに該当し、月額 34,100 円の徴収額となる。今回の抽出ケース措置費－1, 3 はいずれもこのケースであったと考えられる。

一方、別表 2 において、入院児童ケース（別表 2 中「通院以外」）で同額の 34,100 円の徴収額となる階層区分は D 5 であるから、所得税額 183,001 円以上の世帯となる。この時の所得は、少なく見積もって、 $[(183,000 + \text{税率計算上の控除 } 97,500) / \text{所得税率 } 10\%] + \text{特別障害者扶養控除 } 730,000 + \text{基礎控除 } 380,000 = \text{所得額 } 3,915,000 \text{ 円}$ となる。

扶養家族が措置児童のみとしての試算であるが、約 4,000,000 円の所得がある家庭において、その 1 割程度の年額 409,200 円の措置費を滞納する状況は、意図的でない限り考えづらい。

今回の抽出ケースの場合、扶養義務者が措置児童の障害年金を使い込んでいたり、失業していたりするのであるから、その所得は 4 百万円に満たない様子である。とすると、別表 2（扶養義務者が納入義務者の場合）による徴収額計算を行った場合、弁済者の経済状況に合った請求額となっていた可能性がある。徴収額が弁済者の経済状況からあまりにもかけ離れた金額であれば、納付意欲がなくなるのは当然であろう。

この点、措置児童は判断能力に乏しく、また、扶養義務者が制度を細かく理解しているわけではないため、県担当者からの提言や相談がない限り徴収額の見直しという話にはならない。措置児童本人又は扶養義務者から申し出がないため手続きなかった、という説明では通用しないことになる。

したがって県は、最も制度を理解しているという立場から、措置児童本人あるいは扶養義務者の立場に立って、どのような形で制度を利用するのが最善であるかを常に考え対応する必要がある。以下、別表 3、別表 2 を示す。

別表第3：20歳以上の本人が納入義務者の場合

階層区分			徴収金等の額(月額)		
1	生活保護法に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等				0円
2	生活保護法に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等以外の者	対象収入額 ※	270,000円以下		0円
3			270,001円以上	280,000円以下	1,000円
4			280,001円以上	300,000円以下	1,800円
5			300,001円以上	320,000円以下	3,400円
6			320,001円以上	340,000円以下	4,700円
7			340,001円以上	360,000円以下	5,800円
8			360,001円以上	380,000円以下	7,500円
9			380,001円以上	400,000円以下	9,100円
10			400,001円以上	420,000円以下	10,800円
11			420,001円以上	440,000円以下	12,500円
12			440,001円以上	460,000円以下	14,100円
13			460,001円以上	480,000円以下	15,800円
14			480,001円以上	500,000円以下	17,500円
15			500,001円以上	520,000円以下	19,100円
16			520,001円以上	540,000円以下	20,800円
17			540,001円以上	560,000円以下	22,500円
18			560,001円以上	580,000円以下	24,100円
19			580,001円以上	600,000円以下	25,800円
20			600,001円以上	640,000円以下	27,500円
21			640,001円以上	680,000円以下	30,800円
22			680,001円以上	720,000円以下	34,100円
23			720,001円以上	760,000円以下	37,500円
24			760,001円以上	800,000円以下	39,800円
25			800,001円以上	840,000円以下	41,800円
26			840,001円以上	880,000円以下	43,800円
27			880,001円以上	920,000円以下	45,800円
28			920,001円以上	960,000円以下	47,800円
29			960,001円以上	1,000,000円以下	49,800円
30			1,000,001円以上	1,040,000円以下	51,800円
31			1,040,001円以上	1,080,000円以下	54,400円
32			1,080,001円以上	1,120,000円以下	57,100円
33			1,120,001円以上	1,160,000円以下	59,800円
34			1,160,001円以上	1,200,000円以下	62,400円
35			1,200,001円以上	1,260,000円以下	65,100円
36			1,260,001円以上	1,320,000円以下	69,100円
37			1,320,001円以上	1,380,000円以下	73,100円
38			1,380,001円以上	1,440,000円以下	77,100円
39			1,440,001円以上	1,500,000円以下	81,100円
40			1,500,001円以上		対象収入額から1,500,000円を控除して得た額の100分の90に相当する額の12分の1に81,100円を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
※「対象収入額」＝「児童本人に係る前年の収入」－「当該年の租税(所得税、住民税、相続税及び贈与税をいう。)、社会保険料(これに準ずるものを含む。)等の必要経費」					

別表第2：本人（20歳未満）または扶養義務者が納入義務者の場合

階層区分		徴収金等の額(月額)			
		通所以外(母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居を除く。)	通所、母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居		
		円	円		
A	生活保護世帯及び支給付受給世帯		0		
B	市町村民税非課税世帯		2,200		
C1	所得税非課税世帯	均等割課税世帯	4,500		
C2		所得割課税世帯	6,600		
D1	所得税課税世帯	所得税額	15,000円以下	9,000	
D2			15,001円以上 40,000円以下	13,500	
D3			40,001円以上 70,000円以下	18,700	
D4			70,001円以上 183,000円以下	29,000	
D5			183,001円以上 403,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が41,200円を超えるときは、41,200円)	20,600
D6			403,001円以上 703,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が54,200円を超えるときは、54,200円)	措置に要する費用の額 (その額が27,100円を超えるときは、27,100円)
D7			703,001円以上 1,078,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が68,700円を超えるときは、68,700円)	措置に要する費用の額 (その額が34,300円を超えるときは、34,300円)
D8			1,078,001円以上 1,632,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が85,000円を超えるときは、85,000円)	措置に要する費用の額 (その額が42,500円を超えるときは、42,500円)
D9			1,632,001円以上 2,303,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が102,900円を超えるときは、102,900円)	措置に要する費用の額 (その額が51,400円を超えるときは、51,400円)
D10			2,303,001円以上 3,117,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が122,500円を超えるときは、122,500円)	措置に要する費用の額 (その額が61,200円を超えるときは、61,200円)
D11			3,117,001円以上 4,173,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が143,800円を超えるときは、143,800円)	措置に要する費用の額 (その額が71,900円を超えるときは、71,900円)
D12			4,173,001円以上 5,334,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が166,600円を超えるときは、166,600円)	措置に要する費用の額 (その額が83,300円を超えるときは、83,300円)
D13			5,334,001円以上 6,674,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が191,200円を超えるときは、191,200円)	措置に要する費用の額 (その額が95,600円を超えるときは、95,600円)
D14			6,674,001円以上	措置に要する費用の額	措置に要する費用の額

注) 所得税額は、本人も含めた世帯全体の所得税額となるが、障害年金は非課税のため、本人以外の世帯全体の所得税額と考えられる。

(2) 債権の回収について

① 不誠実な扶養義務者に対する手続対策を策定すべきである【意見C】

今回の抽出ケースにおいて、前年度所得3百万円ほどあるが、入所から5年間で9,000円の入金しかない扶養義務者を検出した。また、当該扶養義務者は居住地変更したが、特段の届出もしていなかった。

この扶養義務者に係る今後の対応として、県は文書・訪問等による催告を続けていくほかない旨回答している。しかし、これまで5年間にわたり同じ催促等を実施してきたことを考慮すると、状況が劇的に好転するとは考えづらい。

この点、県徴収要綱に当該不誠実な扶養義務者に対する手続等の規定が明記されていないことが、状況の進展に繋がらない要因となっていると考える。

児童措置費負担金は、その性格から強制執行権を有する公法上の債権であることは前述のとおりである(2(1)児童措置費負担金の性格参照)。この性格を考

慮すると、極めて不誠実な扶養義務者に対しては、①まず庄内総合支庁にて行っている債務承認書・返済計画書の入手により債権を保全した上で（後述）、②①の対応も不誠実か、あるいは①提出後も入金ない場合には強制執行等法的手続も視野に入れた手続対策を策定し、規定を新設すべきではないだろうか。

不誠実な扶養義務者が滞納した児童措置費負担金を、不納欠損処理によって県が負担するという事実は、県民の税金が当該扶養義務者家族のみの利得として利用されているということに他ならない。

しかし一方で児童措置費の制度趣旨からすると、親子再統合の機会や子の利益を奪う対策であっても問題がある。

したがって、県は不誠実な扶養義務者を排除し児童措置費の制度趣旨に合致する実行可能な手続規定の創設を検討すべきである。

(3) 債権の保全について

① 回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。【意見A】

民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。

県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された（3（2）監査結果「措置費－3」参照）。

この点、当該充当が行われた平成16年度から18年度、さらにそれ以降の充当処理の修正、および平成12年度に行われた返済計画の入手による当時残債承認の効果を反映させると、過年度に不納欠損処理されるべき272,800円が未処理となり、未収金が過大計上となっていた（表6－1、6－2参照）。県は当該部分の請求はできない点に留意しなければならない。

また、県は「充当については納付書の発行時に意思確認している」旨主張するが、当該債権は公法上の債権であり時効に係る援用は不要であるから、債務承認等の手続は法律関係安定のため口頭ではなく文書による意思確認が妥当である。

したがって県は債権を保全するために、民法等法令に即した規定整備及び保全手続を行わなければならない。また、今回検出した案件のほかの債権の状況を調査のうえ、同様の処理がなされている場合にはあるべき処理を行うべきである。

民法（抜粋）

第488条（充当の指定）

1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する

場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付のときに、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。(後略)

第 489 条 (法定充当)

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 1 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 2 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 3 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 4 前 2 号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

② 債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。【意見 A】

庄内総合支庁では、独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策（以下、「庄内納入促進対策」という）」を策定し、その中で一括納付が困難な債務者には「返済計画書」を提出させ、分割納入による計画的な返済を促すこととし、当該計画書を入手する実務を行っている。

当該手続には 2 つの効果がある。第 1 に当該入手時点での債務を承認させる効果、そして第 2 に、新たに当該計画に基づいて弁済が行われるが当該債権全体を一体と見ることができる効果である。第 1 の効果で時効中断させることができ、第 2 の効果でその後の時効管理上入金之都度時効中断となるのである（後述）。

一方、庄内総合支庁以外の総合支庁が管理する債務者に対して、庄内総合支庁が行う返済計画書の入手による債務承認等債権保全手続は過去 5 年間で 2 名しか行われていない。これは、県徴収要綱において債権の保全手続について、「債権の保全に注意し」とあまりに抽象的かつ乱暴な表現でしか規定していないことも一因となっていると考える。

山形県児童措置費等費用徴収要綱（抜粋、概要）

第 5 徴収金の徴収

5 債権の保全

- (3) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもとに積極的に納入の推進を図ること。特に現年分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調表」の送付を求め、当該調表に滞納者の実情把握と納入推進に努めること。

県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。